

飯田市環境基本計画

21' いいだ環境プラン

第3次改訂版



平成8年12月 策定
平成14年8月 第1次改訂
平成20年3月 第2次改訂
平成24年3月 第3次改訂

飯田の町に寄す

岸田國士

飯田 美しき町
山ちかく 水にのぞみ
空あかるく 風にほやかなる町

飯田 静かなる町
人みな 言葉やわらかに
物音 ちまたにたつず
肅然として 古城の如く 丘にたつ町

飯田 ゆたかなる町
財に貧富あれども
身に貴賤ありとおぼへず
一什一器かりそめになく
老若男女、みなそれぞれの詩と哲学とをもつ町

飯田 ゆかしき町
家々みな奥深きものを つつみ
ひとびと 礼にあつく
軒さび 瓦ふり
壁しろじろと 小鳥の影をうつす町

飯田 天竜と赤石の娘
おんみ さかしく みめよく 育ちたれど
いま 新しき時代に 生きんとす
よそほひは かたちにあらず
美しく 静かに
ゆかしく 豊かに
おんみの心をこそ 新しくよそほひたまへ



これは、飯田市に縁ある劇作家の岸田國士が飯田のまちに寄せた詩です。

平成8年に策定された最初の21' いいだ環境プランから、この第3次改訂版までの間を通じて、望ましい環境像として設定されている「空あかるく 風にほやかなる町 いいだ」は、この詩に由来しています。

目次

はじめに	4
第3次改訂の狙い	5
環境文化都市宣言	5
21'いいだ環境プランのこれまでの歩み	6
伊那谷の自然と文化～「下伊那の歌」に寄せて～	8
第1章 21'いいだ環境プランの基本事項	11
第1節 21'いいだ環境プランとは.....	12
第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項	13
1 基本理念	13
2 目標年次と対象期間	14
3 基本目標と行動理念	14
4 望ましい環境像	14
5 環境の捉え方	15
6 環境プランの対象地域	16
第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策	17
1 持続可能な社会の構築と3つの基礎要素	17
2 現代の主な環境問題	18
(1) 地球温暖化・気候変動	18
(2) 自然環境の変化と生物多様性	20
(3) ごみ問題	23
(4) 環境汚染の防止と生活環境の保全	25
コラム 南北問題としての地球環境問題	25
3 現代の環境問題の特色と対応	26
(1) 現代の環境問題の特色	26
(2) ライフスタイルの見直し	26
(3) ライフスタイルを変える仕組みづくり	27
(4) 多様な主体の参加と行政の役割の変化	27
コラム 自治体の持続可能性と外部変化への耐性・回復力	28
第4節 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制	29
1 環境プランの施策体系	29
2 21'いいだ環境プランの基礎指標	30
3 21'いいだ環境プランの推進体制	31
4 21'いいだ環境プランの進行管理	32
(1) 環境レポートの役割	32
(2) 飯田市の政策、施策の進行管理	33

第2章 分野別の施策と課題	35
施策1 社会の低炭素化の推進	36
施策1-1 再生可能エネルギーの導入促進による地域発展の仕組みづくり	38
コラム 多様な主体との協働による再生可能エネルギーの導入促進	41
施策1-2 環境にやさしい交通社会の形成	42
施策1-3 省エネ・エコライフの普及啓発	46
施策1のその他の事業	49
施策2 緑の保全と創出	50
施策2-1 森林の持つ多面的な機能の保全	52
施策2-2 身近な緑や里山の保全と整備への取り組み	56
施策2-3 森の資源の利活用と搬出間伐の促進	60
施策2-4 河川美化の持続可能な仕組みづくり	64
施策2のその他の事業	67
施策3 廃棄物の減量と適正処理	69
施策3-1 リデュース、リユースの推進 リサイクルの推進	72
施策3-2 適正な処理の推進 処理施設の適正管理と整備への協力	76
施策3のその他の事業	80
施策4 環境汚染の防止	81
施策を取り巻く状況の推移	83
コラム 農作業と野焼きについて	84
コラム REACH ～EUの化学物質に対する新しい挑戦～	86
施策4の事業	87
施策5 自然とのふれあいと環境学習の推進	88
施策5-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり	90
コラム 環境教育と食育	93
施策5-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり	94
施策5のその他の事業	97
施策6 日常的な環境負荷低減活動の展開	98
施策6-1 地域産業による環境負荷の低減活動の推進	100
コラム 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動	102
施策6のその他の事業	103

第 3 章 飯田市役所の環境配慮指針	105
第 1 節 飯田市役所の環境マネジメントシステム	106
1 環境マネジメントシステムとは	106
コラム 多様な環境マネジメントシステム	107
2 飯田市役所の環境マネジメントシステムの特徴	108
(1) 飯田市役所の業務と環境マネジメントシステムの性質	108
(2) 自己適合宣言	108
3 飯田市役所環境マネジメントシステムのこれからの方向性	109
(1) 適用サイトの拡大	109
(2) 施策の影響への適用	109
(3) 事務事業進行管理との連動	109
第 2 節 飯田市役所 環境方針	110
資料編	113
第 1 節 21'いいだ環境プラン策定以降の統計指標の推移	114
1 飯田市の概要	114
2 飯田市の自然環境	118
3 飯田市の生活環境	120
4 環境に対する飯田市民の意識	121
第 2 節 飯田市内の重要な自然、景観	122
1 自然環境保全に係る地域指定	122
2 天然記念物等の指定状況	123
3 希少野生動植物の指定状況（長野県希少野生動植物保護条例）	126
4 景観形成指定状況	126
第 3 節 21'いいだ環境プラン策定と改訂の経過	127
1 21'いいだ環境プラン第 3 次改訂の経過	127
2 21'いいだ環境プラン策定、第 1 次、第 2 次改訂の経過	130
(1) 21'いいだ環境プラン策定	130
(2) 21'いいだ環境プラン第 1 次改訂	134
(3) 21'いいだ環境プラン第 2 次改訂	136

はじめに

私たちの飯田市は、「環境文化都市」を宣言し、常に人と自然の関わりを見つめ直しながら、日々の生活から産業活動までのすべての営みが自然と調和するまちづくりを目指して環境政策を展開しています。この環境政策をけん引してきたのが、平成8年に定めた飯田市環境基本条例と、21'いいだ環境プランです。これらはいずれも、人類共通の課題である今日の環境問題に対して地域全体で取り組み、持続可能なまちづくりを進めていくことを基本理念としています。

今日の環境問題は、ごみ問題、地球温暖化の深刻化、生物多様性の低下など、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷の増大に起因するものが多くなっています。そして、その原因や影響は複雑で多岐に渡り、地球全体に及ぶ空間的な広がり、過去の世代から将来世代にまで及ぶ時間的な広がりを持っています。また、私たち自身が被害者であると同時に加害者でもあるという側面も持っています。これらは、私たちの経済社会活動が自然環境に対して与える負荷が、徐々に限界に達しつつあることが原因であると考えられます。

平成8年に定められた21'いいだ環境プランは、次のような環境像や施策目標などを示し、施策を展開し始めました。これらは多少の変更はあるものの、今日に至るまで飯田市の環境行政の基盤となっています。

- ◆ **望ましい環境像** : 「空あかるく風にほやかなるまち、いいだ」
- ◆ **政策展開の理念** : 循環・共生・参加・個性
- ◆ **政策展開の方針** : 「きづかいのまちづくり」
- ◆ **施策目標（柱）** : 「廃棄物の削減と適正処理」「地球環境問題への対応」「緑の保全と創出」「良好な景観の形成」「安全なまちづくり」「意識づくり」

飯田市は、平成14年と平成20年の2度に渡り、21'いいだ環境プランの改訂を行ってきました。改訂の過程において、市民、事業者、行政が協働しながら、ごみ処理費用負担制度の導入、容器包装などリサイクルの推進、太陽光発電設備の普及、学友林の整備、環境マネジメントシステムの展開などの取り組みを開始し、次第に深化させて今日に至っています。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、故郷の自然、地域社会、人々の暮らしと命を一瞬にして破壊し、私たちに自然の猛威と人知の未熟さを痛感させました。私たちの生活は、普段は意識していなくても、母なる自然の営みの中にあり、多様な生命のつながりの中で営まれています。私たちは、人と自然との関わりの意味をこれまでとは違う重さで受け止め、日々の生活から産業活動までのすべての営みが自然と調和することの大切さを、改めて考える必要があります。今こそ、現在の経済社会システムや生活様式を見直していく「環境優先の時代」が到来しているといえます。

環境問題の解決への道のりは、先は長く厳しいものがあります。しかし、「環境」をすべての基本に置いて、持続可能な社会の構築を目指さなければなりません。そのためには、国、地方自治体はもとより、市民、事業者などの全ての主体が、公平に役割を分担し、絆を強め、共に「飯田らしい環境を創る」という段階に向かうべきです。

飯田市は、リニア時代にふさわしい「小さな世界都市・多機能高付加価値都市圏」を目指し、新たな歩みを始めました。21'いいだ環境プランの第3次改訂にあたって、環境先進都市として評価されている現在の飯田市の取り組みを更に発展させ、長期的な都市像である「環境文化都市」を目指したまちづくりを進めます。皆さん、共に手を携えて、「空あかるく風にほやかなるまち、いいだ」を、次の世代に引き継いでいきましょう。

第3次改訂の狙い

21'いいだ環境プラン第3次改訂は、第2次改訂版の対象期間（平成20年3月～24年3月）の満了に伴って行いました。

第2次改訂版の対象期間中には、環境政策を取り巻く状況の変化がありましたので、これらを今回の改訂に反映させるとともに、今回の改訂時期が第5次飯田市基本構想後期基本計画の策定期間と重ったことを受けて、次の3つの視点で改訂を行いました。

飯田市が平成20年度に「環境モデル都市¹⁾」に選定されたこと、平成22年度の環境首都コンテストにおいて「明日の環境首都賞²⁾」を受賞したこと、東日本大震災等の影響により人々の意識が変化したことを、改訂内容に反映させました。

多様な主体による協働の重要性が高まっている状況を踏まえ、飯田市の環境政策の課題を地域・市民・事業者・行政が共有し、更なる協働を進めることができるプランとしました。

このプランの上位計画である第5次飯田市基本構想後期基本計画にうたわれるとおり、「環境」をすべての基本に置いて施策の目標を達成するため、このプランの進行管理は、第5次飯田市基本構想後期基本計画及び飯田市環境マネジメントシステム（飯田市役所 ISO 14001・南信州いいむす 21³⁾など）による進行管理と連動させて行います。

環境文化都市宣言

平成19年3月

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然の関わりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会のありように至るまでを改めて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動によって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

^{*1} 環境モデル都市：低炭素社会の目指す姿を具体的なイメージで分かりやすく示すために、高い目標を掲げてチャレンジする環境先進都市のことで、現在、飯田市を含む全国13の都市が国から選ばれている。選ばれた都市は、目標達成のために実行する内容を「アクションプラン（行動計画）」として定めている。

^{*2} 明日の環境首都賞：平成22年度に行われた「日本の環境首都コンテスト」において、飯田市は総合2位となったが、総合1位で『日本の環境首都』の称号を得た水俣市に匹敵するという高評価を得て、当市に贈られた賞。このコンテストは、環境首都コンテスト全国ネットワーク(NPO/NGOによるネットワーク)が、平成13年度から平成22年度まで開催したもので、応募自治体は環境政策が総合評価されて順位付けされ、上位の都市は表彰される。飯田市は過去10回に全て応募し、平成22年度に最高の2位を獲得。

^{*3} 南信州いいむす 21：詳細は第2章、102ページ下部のコラムを参照。

21'いいだ環境プランのこれまでの歩み

1 21'いいだ環境プラン（対象期間：平成8年12月～平成14年7月）

「21'いいだ環境プラン」は、「環境文化都市」を目指す都市像として掲げた第4次飯田市基本構想における、環境政策分野の総合的行政計画として策定しました。

◆ 主な取組み

- (1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進のため、ごみ処理費用負担制度を導入し、分別の徹底を図りました。今日、この制度は定着しています。
- (2) 住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置補助制度を導入しました。今日、太陽光発電は、世帯数の5%程度にまで普及しています。
- (3) 市の公用車に、ハイブリッド車の導入を始めました。
- (4) 緑化樹木選定指針に基づき、街路樹や公共施設等の植樹をするようにしました。
- (5) 環境教育と里山保全の場として、各学校で学友林の整備を行いました。
- (6) 水質汚濁防止や騒音対策などを進めるために、定期的な観測測定を行うようにしました。
- (7) 市民が積極的に身近な環境保全に関われるように、環境調査員（通称、環境チェッカー）制度を導入しました。
- (8) 市民同士が環境について学び合えるように、環境アドバイザー制度を設けました。
- (9) 市役所がISO 14001を取得するとともに、「地域ぐるみ環境ISO研究会」に加入し、日常的な環境負荷の低減に取り組むようになりました。
- (10) 市内の企業が開発した環境配慮型製品を「ぐりいいんだ」として認定し、公表する制度を設けました。

2 第1次改訂版（対象期間：平成14年8月～平成20年2月）

基本的な部分を継承しつつ、市民の主体的な参加を得て、内容を見直しました。

◆ 主な取組み

- (1) 新焼却場建設に伴い、ごみ減量や分別を強化しました。廃棄物の減量が進むようになってきました。
- (2) 木質バイオマス利用への取組みを始め、公共施設への燃焼機器の設置や住宅向け補助制度を導入しました。
- (3) 環境省の「環境と経済の好循環のまちづくり事業（通称：まほろば事業）」の採択を受け、太陽光市民共同発電プロジェクトが動きだすなど、自然エネルギー利用や省エネルギーへの取組みが大きく前進しました。
- (4) 飯田市景観条例及び飯田市緑の育成条例が施行され、市街地の緑化や景観形成を、計画的かつ市民参加で実施していく仕組みが動き出しました。
- (5) 地域自治組織が発足し、環境保全や防災等での地域の主体的な活動が大きくなりました。
- (6) 環境自治体会議いいだ会議の開催や子ども環境会議など、環境のまちづくりを学び合う場が設けられ、多くの市民が参加し、自分たちの取組みを再確認しました。
- (7) NPO/NGO が主催する日本の環境首都コンテストにおいて、度々表彰されるようになり、環境への取組みが全国に知られるようになりました。
- (8) 市役所 ISO 14001 を、自己適合宣言に切り替えました。
- (9) 地域ぐるみ環境ISO研究会が、地域簡易版のEMS「南信州いいむす21」を構築し、地域内の事業所への普及を始めました。今日、61事業所が取得しています。

3 第2次改訂版（対象期間：平成20年3月～平成24年3月）

飯田市第5次基本構想基本計画の策定と「環境文化都市宣言」を受けて改訂を行いました。市民参加による内容の見直しを行い、施策の柱の一つである「各分野を支える基盤的施策」を「環境と経済が好循環したまちづくり」に変更し、また、リーディング事業を設けました。また、期間中に内閣府から「環境モデル都市」に選定され、自然エネルギー利用の普及が強化されるとともに、公民協働で事業を行っていくという方向が定まりました。

しかし、基本計画の事務事業と一致しないリーディング事業があったり、環境モデル都市行動計画とプランとの不整合があったりして、プランの進行管理が難しい事態も生じました。

◆ 主な取組み

- (1) 南信州地域において、スーパーのレジ袋削減の取組みを行い、レジ袋有料化が実現しました。今では、マイバッグ持参は当たり前になってきています。
- (2) 新最終処分場が整備され、ごみの減量化（リデュース）への取組みが強化されました。
- (3) 広域連合が整備した「リサイクルステーション」を利用して、リユースへの取組みを強化し始めました。
- (4) 市民の意見を背景に、有価物を適正に保管するための環境保全条例の改正が行われました。
- (5) ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民の目が厳しくなり、地域での啓発防止活動が盛んになるとともに、行政の取組み強化が求められるようになっていきます。
- (7) 地域で、アレチウリの駆除や河川敷の環境美化などの自主的な活動が盛んになってきました。
- (8) 南アルプス高山植物等保全対策連絡会と連携して、鹿などの増加により脅かされる高山植物の種の保全に取り組みはじめました。
- (9) 東日本大震災に伴う原発事故の影響で、放射能汚染への対応が必要となってきました。
- (10) りんご並木にエコモデル住宅を建設し、環境を意識した市民サロンの開催など活発に利用されています。年間1万人近い人が訪れています。
- (11) 太陽光発電の普及を促進する手段の一つとして、初期投資不要の「おひさま0円システム」が始まりました。
- (12) 中部電力との協働による「メガソーラーいいだ」が整備され、運転が始まりました。
- (13) 移動手段の低炭素化を促す「自転車市民共同利用システム」の運用が始まりました。
- (14) バイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマス普及について、通年需要の開拓、原料と製品の流通システムの整備という課題への取組みが始まりました。
- (15) 地元企業が共同開発した LED 防犯灯が、市内だけでなく市外でも採用され普及し始めています。また、その他の環境製品の開発でも共同の取組みが始まっています。

伊那谷の自然と文化～「下伊那の歌」に寄せて～

飯田下伊那に生まれ育った人の多くは、「下伊那の歌」を知っています。歌を口ずさむとき、私たちの心のうちに、様々な自然と人の営みが去来します。

下伊那の歌 その一

作詞：鎌倉 太郎 作曲：松本 民之助

赤石は 山脈（やまなみ）青く 天竜は川波白く 母の国 母の国 伊那は故郷
ああ 兄弟（はらから）よ 希望を胸に とともに伸びよう 手を組んで

春草の 落葉の秋よ 春台の 松の緑よ 永遠（とこしえ）に 永遠に 光る灯
ああ 先人の 歩みを継いで とともに学ぼう 手を組んで

段丘に 梨の花咲き 桑畑に歌声漏れる 豊かなる 豊かなる この伊那谷に
ああ 平和への 願いをこめて とともに進もう 手を組んで

赤石は 山脈（やまなみ）青く 天竜は川波白く...

伊那谷は、日本の中央部に位置する大きな谷で、東の赤石山脈、西の木曽山脈に連なる山塊に挟まれ、その谷の中央を天龍川が北から南へと流れ下っています。

天龍川の両岸の河岸段丘と扇状地は日本一といわれる雄大さがあり、3千メートルから3百メートルに至る急峻な標高差の中に、大小の谷と山間盆地が多く形成されています。この基本的な地形と景観は、中央構造線を形成した大規模な地殻変動と連動した造山運動によって形成されたもので、世界的に見ても珍しい地形です。

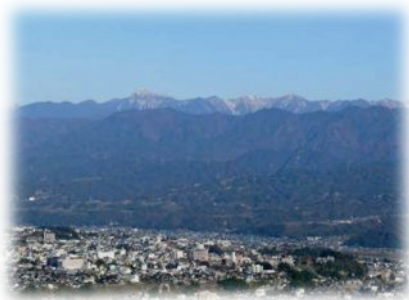


気候は、東海型内陸気候で基本的には温暖ですが、作物の南限北限が重なり合い、動植物の種類も豊富です。野山に降り注いだ雨や雪は、花崗岩や石灰岩など、それぞれの地域に特有の土の中で浄化され、美味しい水となり、段丘や扇状地の裾から湧出しています。

母の国 母の国 伊那は故郷...

伊那谷の自然の豊かさや特徴は数え上げればきりがありません。それを知識としてきちんと学ぶとともに、五感で自然を感じることも大切です。

風越山の息吹のように感じられる風の匂やかさや、東海の海の青さが滲んでいるかのような空の明るさ、路傍の草花の青さや深山で目にする可憐な草花、生き生きとした田畑の作物、伸ばした手に触れる木々の幹や枝、眼前で舞うトンボや蝶の姿、蛙の合唱や蝉しぐれ、秋虫の声、やがて瀬となり淵となり天龍川に注ぐ水の流れなど、日々の暮らしの中、五感で自然を感じているのではないのでしょうか。



人も獣も鳥も虫も魚も草も木も皆、この伊那谷で生きています。私たちの周りにあり、私たちの営みを黙々と支えている自然と環境は、まさに母なる故郷です。

春草の 落葉の秋よ 春台の 松の緑よ...

故郷と感じられる自然は、人それぞれだと思います。菱田春草は、幼い頃に遊んだ裏山の秋が忘れがたかったのでしょうか。太宰春台は、屋敷の庭の松の雄々しさを糧に学問に励んだのでしょうか。私たちが日々にふれあう自然は断片的なものであり、好ましく感じる対象も様々、動植物に寄せる思いも深浅があります。

私たちが心の中で結ぶ故郷の自然は、そのどれもが混じり重なり合っています。いわば、伊那谷の地形と景観が織りなす環境が、私たちにとって身近な自然です。私たちは、そこから様々な恵みを得ています。



段丘に 梨の花咲き 桑畑に歌声漏れる...

ほんの数十年前まで、私たちの周りには、のどかで豊かな田園風景があふれていました。ところが、今ではこのような風景は、その気にならないと見られなくなっているようです。私たちが実際に見て接する自然や環境は、私たちのイメージするものと異なってきています。

それは、ここ数十年の私たちの社会経済活動が、自然の営みを余り考慮することなく、自然に手を加え変えてきたからです。例えば、市田柿の自然乾燥が難しくなっていることや、いわゆるゲリラ豪雨の発生などの現象は、地球温暖化の影響ではないかといわれ、また、アレチウリなど外来種の繁殖や農林業における鳥獣害の増加なども問題になってきています。

このような変化を元に戻すことは難しいかも知れませんが、私たちは、人と自然との関わり方を見直し、自然の営みと人の営みが調和するような暮らしを考え、できることから実践していくことを求められているのではないのでしょうか。



先人の 歩みを継いで 共に進もう 手を組んで...

人間の精神は、その暮らしが営まれる自然環境や風土の中で育まれるといわれています。険しく独立した地形の伊那谷で暮らす人々は、自立の精神とともに閉鎖的で慎重な性向を持たざるを得ないでしょう。そして、複雑で平地の少ない土地を相手にする耕作は、否応なく共同作業が求められたに違いありません。この共同作業が、結いの精神を育み、今も受け継がれています。



かつて人物の往来が徒歩や馬や舟で行われていた頃、険しい山道や急流を越えての移動は大変だったことでしょう。山を越えてもたらされた文物は、私たちの先祖にとって、珍しく貴重な情報であったに違いありません。その貴重な文物を大切にし、そこから学ぶことが、この地に暮らす人々にとってどんなに楽しいことであつたか。こうして先取の気風が養われたのではないのでしょうか。今でも数多くの伝統芸能が保存継承され、住民同士が学び合う公民館活動が盛んです。

伊那谷を訪れる人達は、異口同音に「自然が豊かで美しい」と言います。そして、人々のゆかしさにひかれるようです。私たちは共に手を携え、故郷が育んでくれた「結いの精神」と「先取、自立の気風」に誇りを持ち、この伊那谷の自然、景観、文化を大切にし、大きな負債を残さず、よき未来を次代につなげていきたいものです。



第1章 21'いいだ環境プランの基本事項

この章は、環境プランの基礎的事項や環境をすべての基本に置きながら飯田市の政策を進めていくときの考え方について説明します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

- ✓ 21'いいだ環境プランの内容と方向性について示します。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

- ✓ 21'いいだ環境プランの基本理念、対象期間などを示します。

第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

- ✓ 持続可能な社会形成のため、現状把握と必要な考え方を示します。

第4節 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制

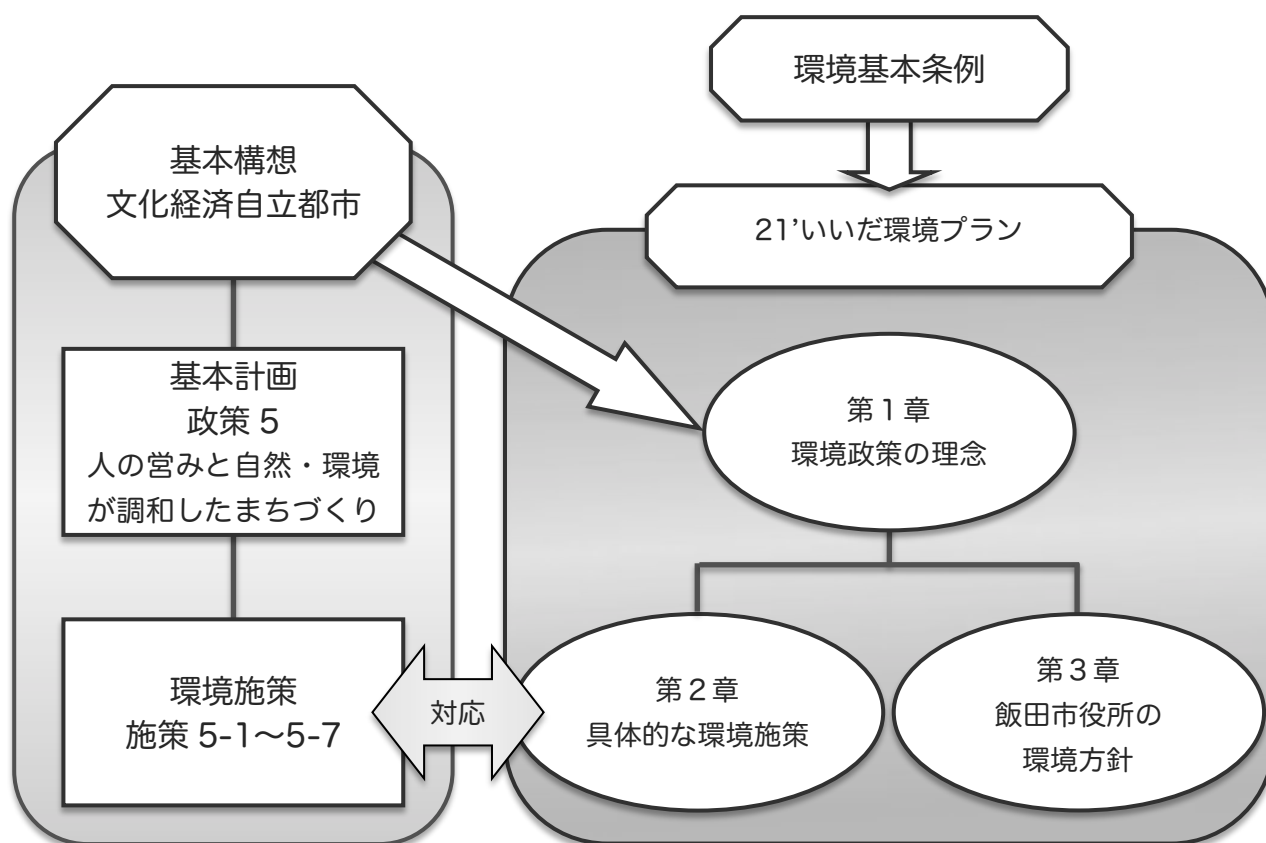
- ✓ 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制を示します。

第1節 21'いいだ環境プランとは

21'いいだ環境プランは、飯田市環境基本条例第7条の規定により定めるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

具体的には、次のような内容を含んでいます。

- (1) 飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述します。これは、飯田市の政策、施策、事務事業を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針となるべきものです。
- (2) 第5次飯田市基本構想基本計画の政策5「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」の内容を具体化する計画として、この政策の下に位置する各施策の方向性を示します。
- (3) 飯田市役所の環境マネジメントシステム^{*4}の基礎になる環境配慮指針を示します。このシステムは、飯田市役所の全ての政策を環境面からマネジメントすることで、地域を持続可能にしていくことに寄与することを目指すものです。



※飯田市環境基本条例 第7条

(環境計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

^{*4} 環境マネジメントシステム：第3章・105ページ以降を参照。

第2節 21'いいだ環境プランの基本的事項

1 基本理念

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、飯田市環境基本条例第2条に定める基本理念に則り、環境政策を推進していきます。

飯田市環境基本条例

前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は、古来より、市民生活に潤いを与え地場産業の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方において、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることにかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であると捉え、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

2 目標年次と対象期間

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の目標年次は平成28年度とし、対象期間は平成24年4月から平成29年3月とします。

3 基本目標と行動理念

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の基本目標は、第5次飯田市基本構想後期基本計画の政策に整合させて次のとおり設定し、その達成に向けた行動理念も次の(1)から(4)のとおりに掲げます。

『人の営みと自然・環境が調和したまちづくり』

- (1) わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が循環する低炭素な社会を築きます。(循環)
- (2) わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。(共生)
- (3) わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境をつくるため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。(自主)
- (4) わたしたちは、飯田らしい環境づくりに地域の環境資源や歴史文化を活かし、人も自然も輝くまちづくりを推進します。(個性)

4 望ましい環境像

21'いいだ環境プランは、飯田市の望ましい環境像を次のとおり設定します。

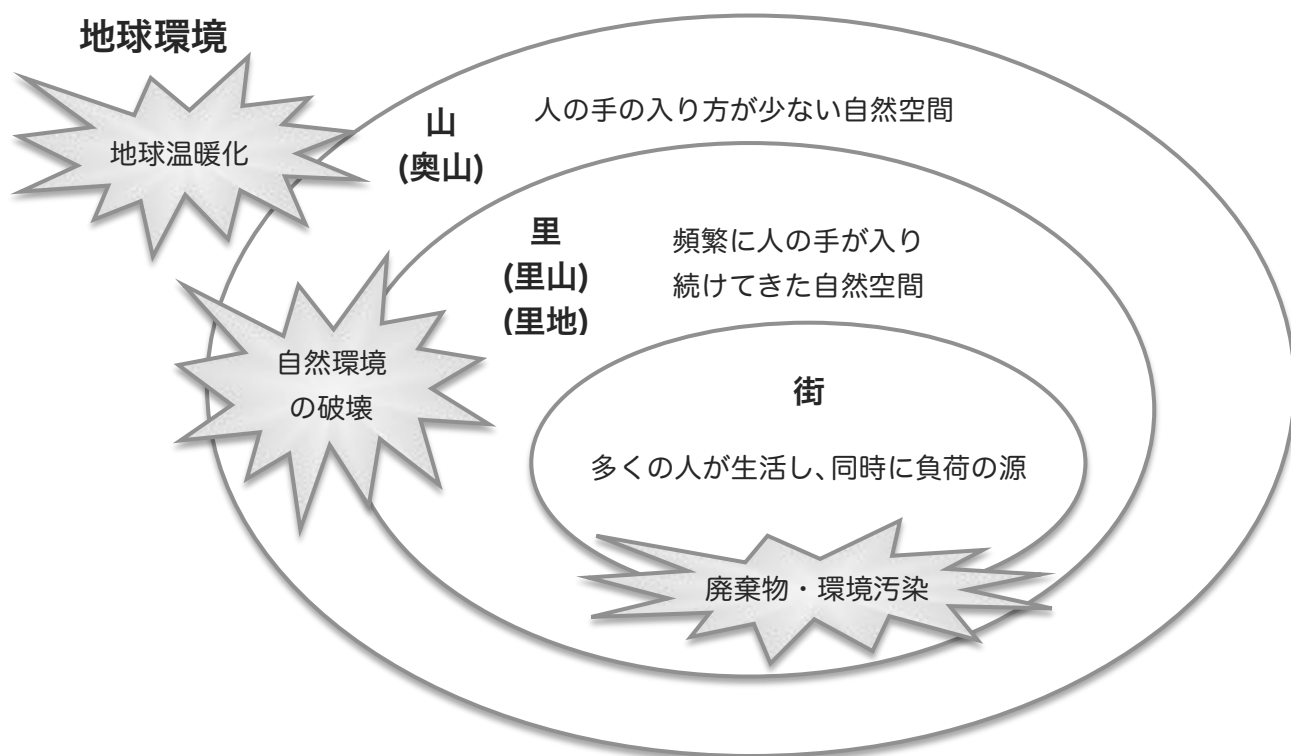
『空あかるく風にほやかなるまち、いいだ』

※ これは岸田國士の詩、「飯田の町に寄す」^{*5}に由来しています。この詩にうたわれたような美しいまちを築くことを目指します。

^{*5} 飯田の町に寄す：全文を表紙の裏ページに掲載。

5 環境の捉え方

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、次のとおり環境を定義します。



私たちの地域は、山・里・街から構成されています。

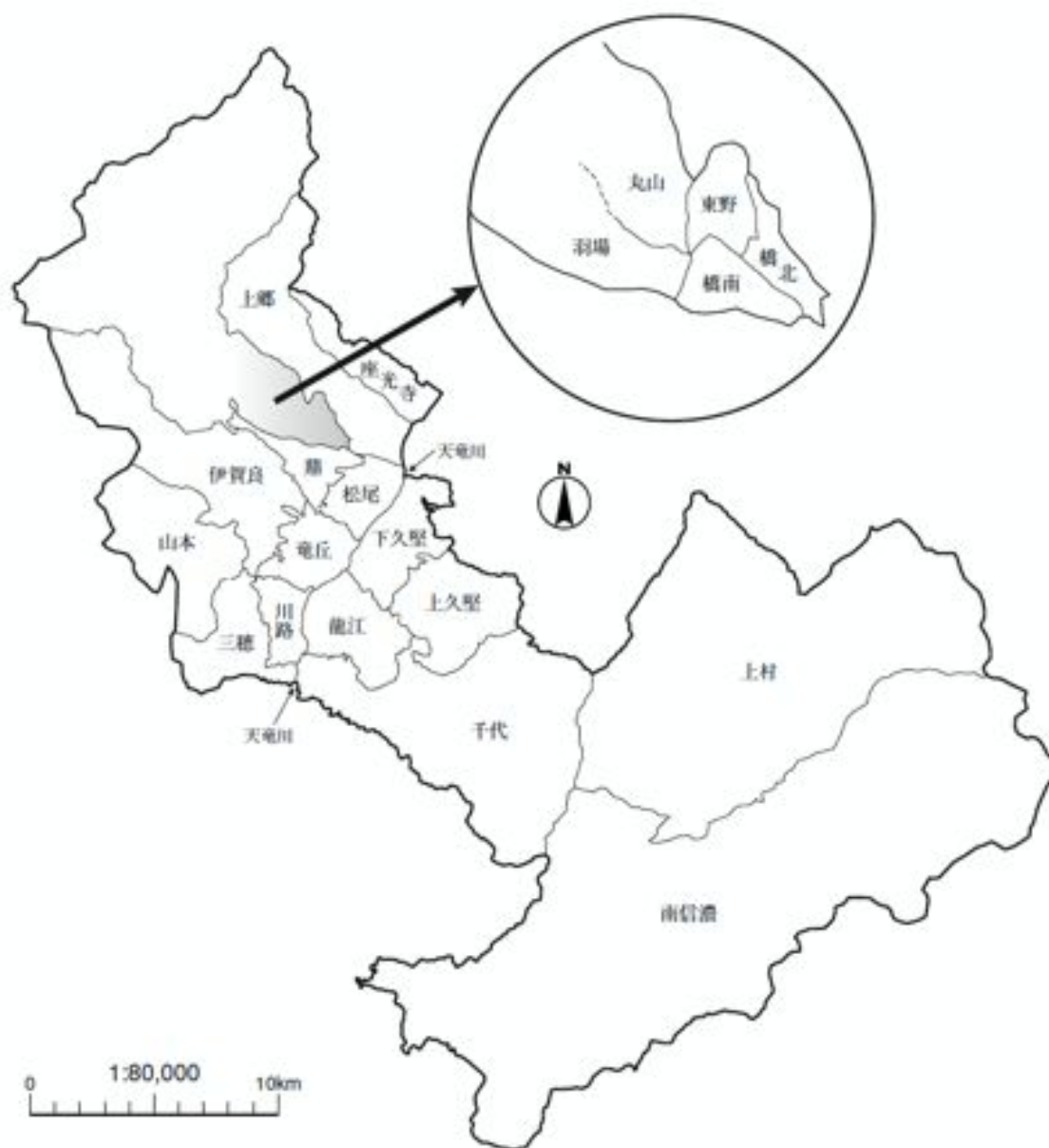
山・里は、私たちの生活の基礎となる多くの恵みをもたらしていますが、健全な自然環境の保全が課題となります。

多くの人が集住している街は、生活環境が多くの環境負荷を産み出していて、廃棄物の削減や生活環境の保全が課題になります。

そして、この山・里・街と、その外側を含むものが地球環境です。地球温暖化問題は、私たちの社会経済活動に起因する環境負荷が増大することで深刻化しつつあります。

6 環境プランの対象地域

21'いいだ環境プランが対象とする地域は、飯田市の全域とします。



第3節 現代の環境問題を取り巻く状況と環境政策

1 持続可能な社会の構築と3つの基礎要素

「持続可能な社会の構築」を進めるためには、将来世代が豊かな生活を営むことができる基盤を残しながら、現在の私たちの生活を営むことを目指す必要があります。そう捉える理由は、私たちの社会活動が環境に対して大きな影響を与えてしまっていて、このままでは、将来世代は今の私たちと同様の豊かな環境を背景とした生活ができなくなるのではないかという、危惧があるからです。

「持続可能な社会の構築」を考えるに当たっては、「環境」、「経済」、「社会」の3つの基礎的な要素について整理しておく必要があります。

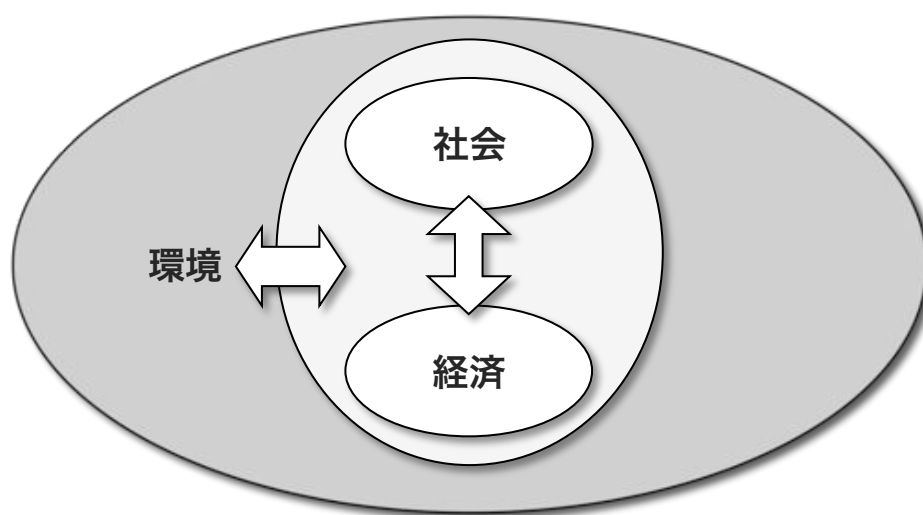
環境 人の営みと自然環境の関係性を観察し、人の営みが自然環境に与える負荷ができるだけ少ない仕組みで運営されていくことが必要です。

経済 さまざまな産業がいきづき地域経済が自立することで、地域の生活の基盤になる雇用が確保されることが必要です。

社会 飯田市のまちづくりでは、飯田市自治基本条例⁶にあるように、「ムトス」の精神⁷を大切にしてきましたが、これからもこの方向性を一層推進し、地域社会の総合力を確保していくことが必要です。

市政全体で「持続可能な社会の構築」を目指すための役割分担において、このプランは、主に環境の持続可能性を高めることを担います。

持続可能な社会の3つの要素の関係図



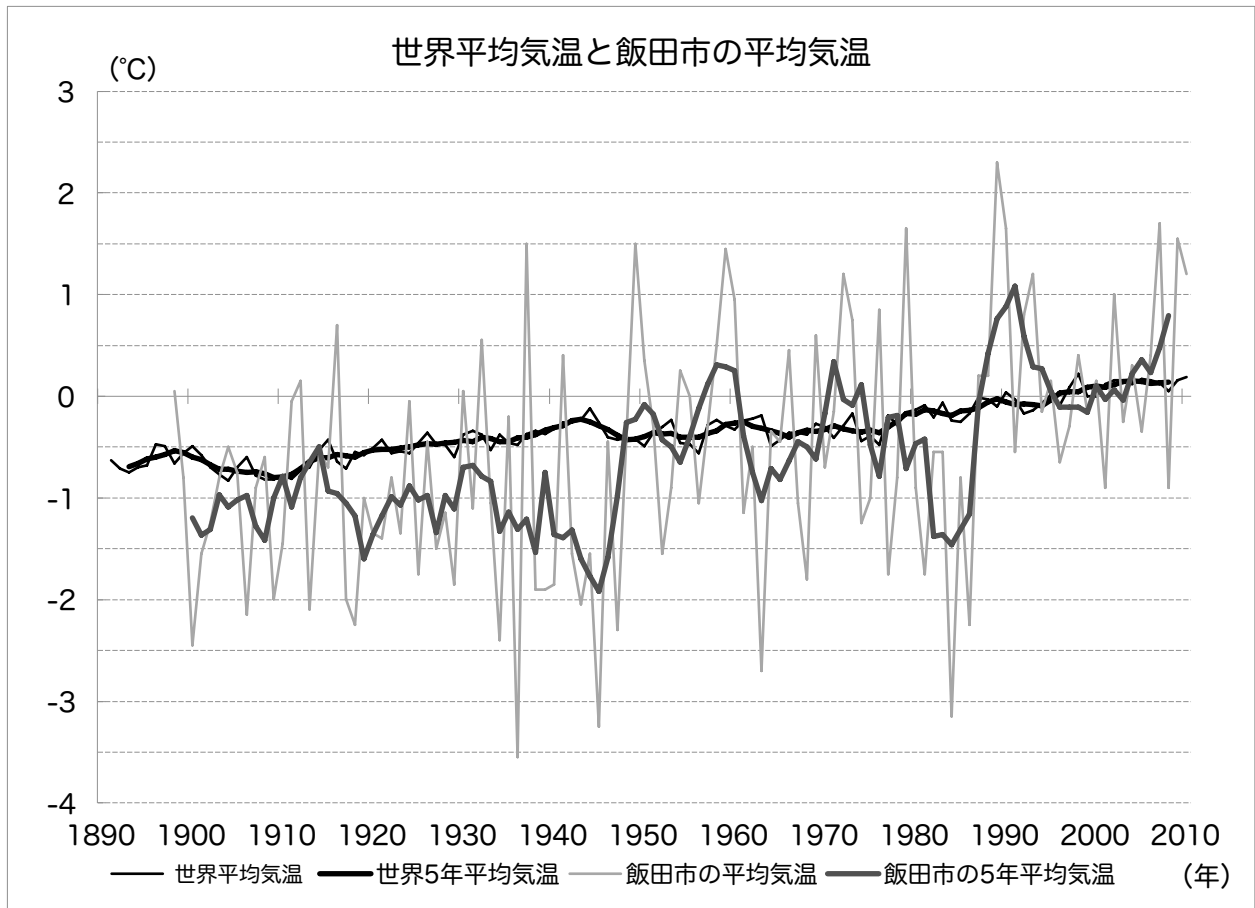
⁶ 飯田市自治基本条例：市政の一番の基本になる条例であり、市の自治の基本的な原則やまちづくりに関する市民・議会・飯田市の役割を明らかにしている。また、市政運営の基本的な指針を定めることで、市民主体の協働のまちづくりを進めるための条例。

⁷ 「ムトス」の精神：「ムトス」は広辞苑の最末尾の言葉、「んとす」から引用したもので、～しようとするという意味。「愛する地域を思い、自分ができるところからやってみよう」とする自発的な意思や意欲、具体的な行動による、まちづくりを目指す飯田市の地域づくりの合言葉。

2 現代の主な環境問題

(1) 地球温暖化・気候変動

現在、世界中の各地で平均気温の上昇が観測されています。このことが地球上の生態系や環境に及ぼす影響が、一般に「地球温暖化問題」と呼ばれているものです。飯田市でも 1990 年頃から平均気温が大きく上昇しています。



※世界平均気温、飯田市平均気温は、それぞれ 1981～2010 年の 30 年間の平均気温を 0℃としている
出所)「気象統計情報」, 気象庁 より作成

2007 年に IPCC^{*8}が作成した第 4 次報告書では、「20 世紀半ば以降に観測された世界気温の上昇のほとんどは、人間の活動を発生原因とする温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と述べられています。今のままでは、21 世紀末の世界気温は、現在より 1.1～6.4℃程度上昇するという予測もされています。

さらに、地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、近年のゲリラ豪雨や大型台風の発生等にも影響を与えていると予測されています。これらの事象は、私たち生活に対して直接的な影響だけでなく、自然環境への影響を通じた間接的な影響を与えることが懸念されています。

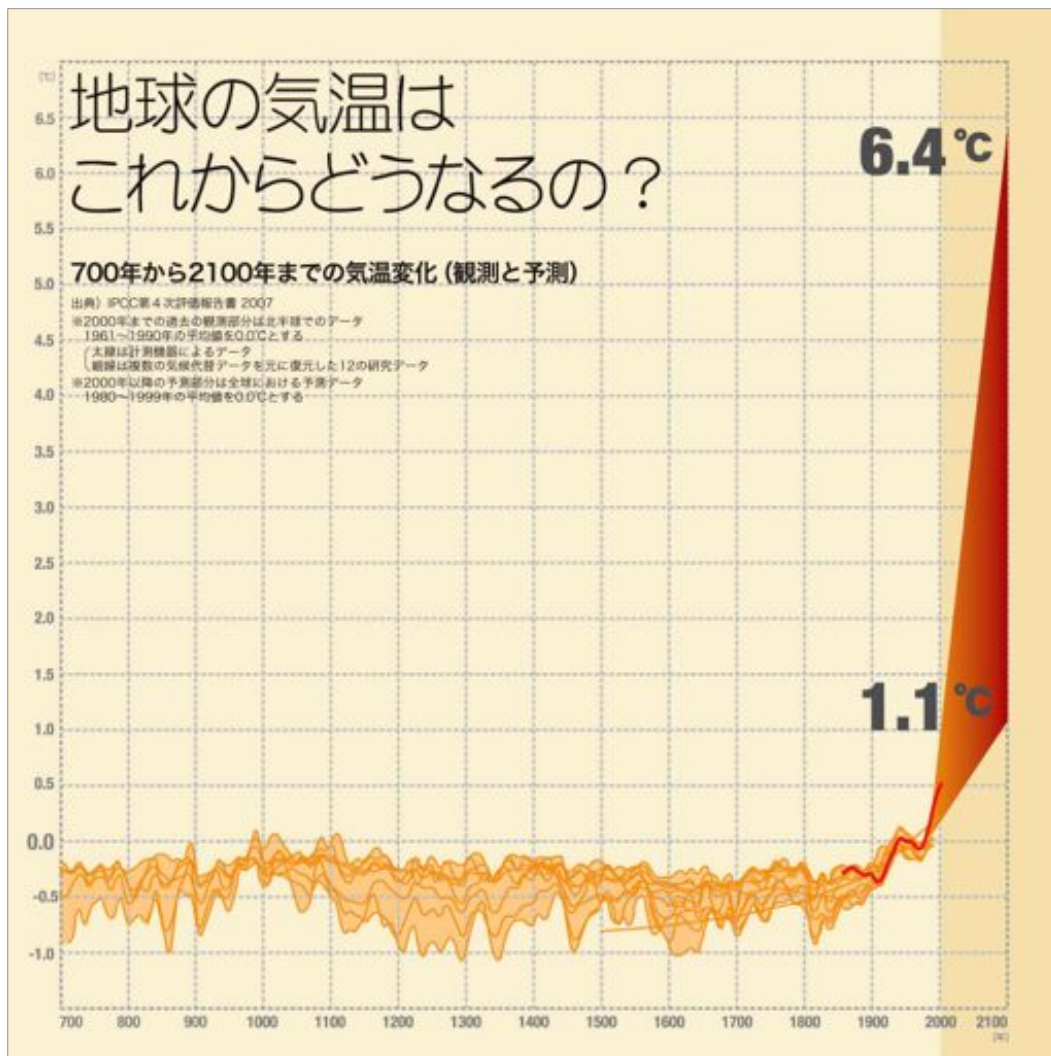
^{*8} IPCC：国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設置された国際機関で、日本名は「気候変動に関する政府間パネル」。気候変動が環境や社会経済に対する影響について、科学的知識に基づいて情報提供をすることを目的とする。世界中の数千人の科学者がボランティアで参加している。

我が国も加盟する国連気候変動枠組条約 COP16⁹において、今後の年間平均気温の上昇は産業革命の前を基準として2℃以内に留めるという目標が定められ、参加各国に合意されました。今の段階で既に気温は0.7℃上昇していますので、今後は1.3℃以内の上昇に留めなければなりません。

飯田市も、気温上昇の原因となる温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいます。当市が2008年に定めた「環境モデル都市行動計画」では、2005年時の温室効果ガスの排出量を基準として、次の①と②を目標に掲げています。

- ① 2030年までに、家庭から排出される温室効果ガスの量を40～50%削減すること。
- ② 2050年までに、地域全体から排出される温室効果ガスの量を70%削減すること。

温室効果ガスが排出されてから実際に気温が上昇するまでの間には、時間差があります。そのため、仮に2006年の時点で温室効果ガスの排出量が0になっていたとしても、21世紀末までには0.6℃上昇してしまうことが予測されています。これからの時代は、環境が変化していく時代です。地球温暖化の進行を食い止めるだけでなく、地球温暖化による影響を小さくしていくことが必要になります。



出所）「IPCC 第4次報告書」，全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）より

⁹ 国連気候変動枠組条約 COP16：気候変動枠組条約は、1994年に発効した地球温暖化防止のための国際条約。2011年12月現在、195の国や地域が参加している。「COP」とは参加国の会議のこと。COP16はメキシコのカンクン市で開催された。

(2) 自然環境の変化と生物多様性

私たちの生活は、農産物、空気、水など、自然環境から多くの恵みを得ています。さらに、日々多くの排出物を産み出して、自然環境に処理してもらっています。しかし今日、そうした自然環境は、大きく変化しつつあります。

多くの地球上の生物は、日照時間、気温、降水量等の中から、それぞれが違ったものを、季節を知る目安にして生きています。そのため、地球温暖化により気象条件が変化すると、子育てのタイミングと餌の多い時期がずれるなどして、生態系の微妙なバランスが崩れてしまいます。

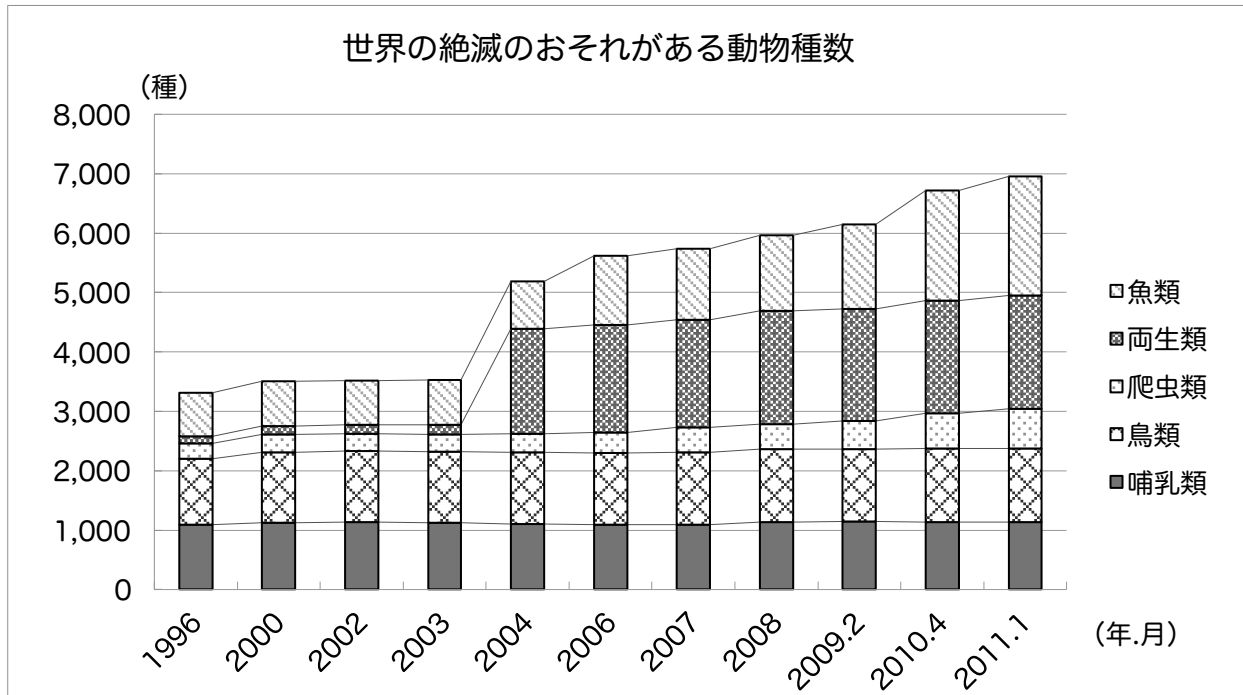
そこで、生物多様性^{*10}という考え方が注目を集めています。生物多様性が乏しい環境下では、自然環境の変化によって同じ種類の生物が同じような影響を受けるため、そこに生きる生物全体に大きな影響が生じてしまいます。しかし、生物多様性が豊かであれば、もしもある種類の生物に影響が生じて、影響を受けない他の種類の生物もたくさんあり、影響を受けない種類の生物が、影響を受けた生物の機能を補ってくれることがあるため、全体としての影響は比較的小さくて済みます。

現在、多くの生物が絶滅の危機に瀕していて、これに伴う生物多様性の低下が懸念されています。この大きな原因は、人間による自然環境の破壊が、生物の生息環境を奪っていることにあります。

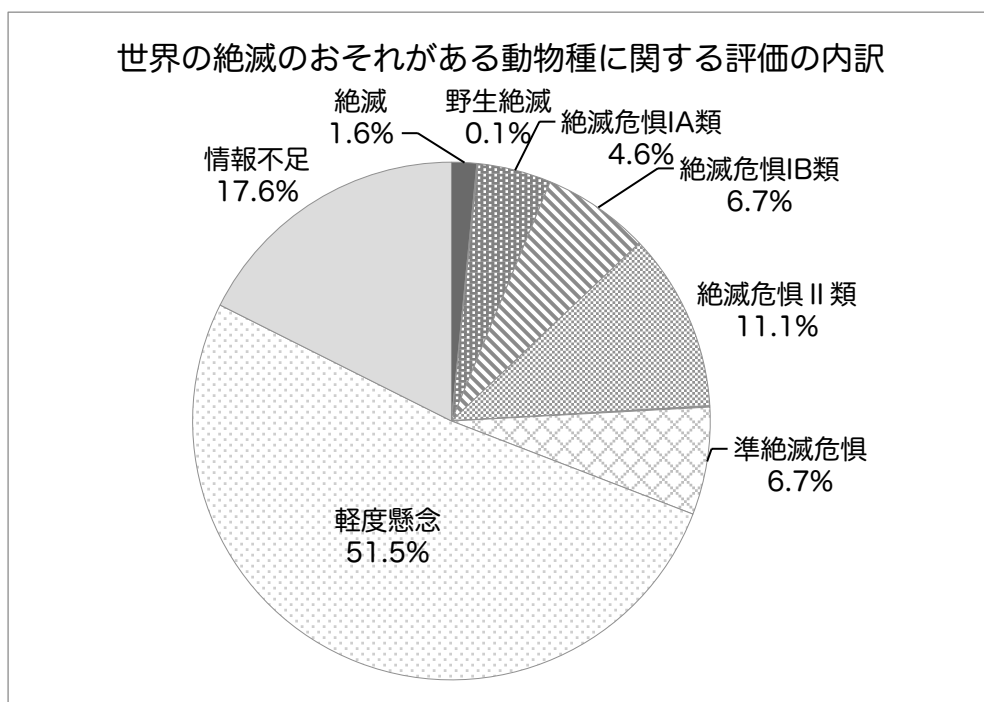
また、世界中を多くの人やものが往来するようになったため、当地域の生態系にも外来種が入り込みやすくなっています。外来種は、既に棲んでいた生物に少なからず影響を与えることが多く、これによって既存の生態系はバランスを崩してしまいます。そしてその影響は、その種類の生物と関係があった別の種類の生物にも波及しますので、地域全体の生態系のバランスも崩してしまうこととなります。

さらに、私たちと自然との関わり方の変化も、自然環境に大きく影響を与えています。それぞれの環境には、そこに適応した固有の生態系があります。里山や里地では、人間が長いこと手を入れ続けたことによって、生物多様性の豊かな生態系が形成されてきました。しかし現在では、人間の事情で手を入れることができなくなった土地が増えてきていて、生物多様性が大きく失われつつあります。

^{*10} 生物多様性：生き物の豊かな個性とつながりのこと。森林、里山や里地、河川などといった生態系の多様性、その中での動植物の種類の多様性、その遺伝子の多様性という3つの多様性から、豊かさの度合いが捉えられている。



※絶滅の恐れがある種は絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類^{*11}の合計 種数に亜種・変種は含まれていない
出所)「レッドリスト 2011」, IUCN (2011). IUCN Red List of Threatened Species.version 2011.1 より作成



※種数に亜種・変種は含まれていない
出所)「レッドリスト 2011」, IUCN (2011). IUCN Red List of Threatened Species.version 2011.1 より作成

^{*11} 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
 絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
 絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続いて作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
 準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

表 2010 年までの生物多様性の損失

	損失の状態と傾向		損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向				
	本来の生態系 の状態から の損失	1950 年代後 半の状態か らの損失と 現在の傾向	第 1 の 危機 開発・改変 直接的利用 水質汚濁	第 2 の 危機 利用・管理 の縮小	第 3 の 危機 外来種 化学物質	地球 温暖化 の危機	その他
森林生態系						 *1	
農地生態系	—						・農作物や家畜 の地方品種等 の減少
都市生態系	—			—			
陸水生態系					 *2		
沿岸・海洋生態系				—	 *3		・サンゴ食生物の 異常発生 ・藻場の磯焼け
島嶼生態系				—			

凡例

評価 対象	状態		要因			
	現在の損失の大きさ	損失の現在の傾向	評価期間における影響 力の大きさ		要因の影響力の現在 の傾向	
凡例	損なわれて いない	回復	弱い		減少	
	やや損なわ れている	横ばい	中程度		横ばい	
	損なわれて いる	損失	強い		増大	
	大きく損な われている	急速な損失	非常に強い		急速な増大	

注：影響力の大きさの評価の破線表示は情報が十分ではない事を示す。

注：「*」は、当該指標に関連する要素やデータが複数あり、全体の影響力・損失の大きさや傾向の評価と異なる傾向を示す要素やデータが存在することに特に留意が必要であることを示す。

*1：高山生態系では影響力の大きさ、現在の傾向ともに深刻である。

*2、*3：化学物質についてはやや緩和されているものの、外来種については深刻である。

出所)「生物多様性総合評価報告書」, 環境省生物多様性総合評価検討委員会 (2010) より

(3) ごみ問題

ごみの発生は、私たちの生活のあり方と密接に関連しています。私たちの生活様式は、大量生産・大量消費・大量廃棄といわれますが、そこには多くの無駄が存在しています。資源を大量に消費することで自然環境に負荷をかけるとともに、その結果発生したごみの処理に関する問題も生み出しているのです。

ごみ問題は、古くて新しい問題といわれます。ごみを減らす取り組みは、長い間、継続的に進められてきました。これにより、全国では平成12年をピークに、飯田市では平成15年をピークに、ごみの量は減少し始めていますが、楽観視せず、更に取り組みを深めなければなりません。

ごみ問題を解決していくためには、まず、リデュース（発生抑制）について考えなければなりません。私たちが買っているものの中には、買い過ぎや購入時の検討不足などで、ほとんど使わずにごみになってしまうものがあります。また、必要のない包装材などもあります。買い物の仕方を見直し、無駄なものを買わないようにしなければなりません。

次に考えるべき視点は、リユース（再利用）です。私たちの生活の中には、ペットボトルやビンのように、一度使っただけで捨ててしまうものがたくさんあります。これをマイバッグのように繰り返しで使えるものに変えられないか検討することが必要です。また、ある人にとっては使わなくなり、必要なくなったものでも、他の人には十分に使い、必要とされるものがあります。ですから、一つのをできるだけ長く使っていける工夫をすることが大切です。

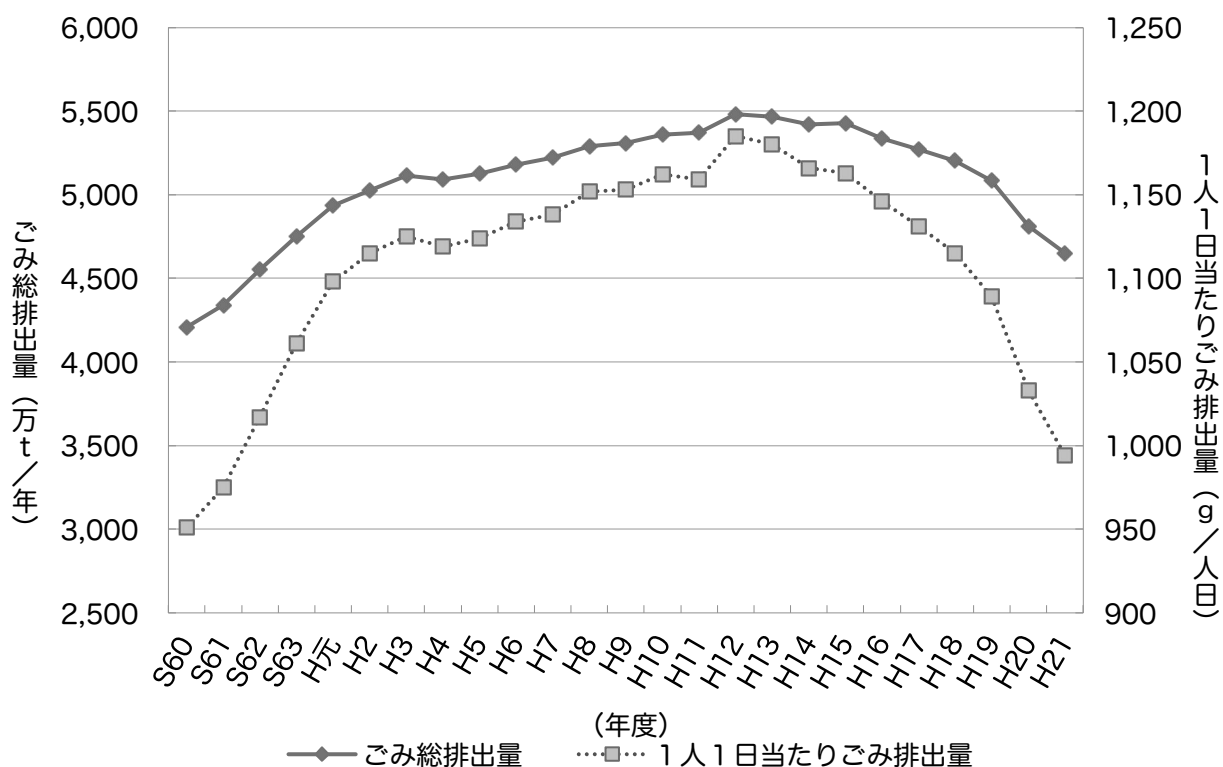
3番目に考えるべき視点は、リサイクル（再資源化）です。リサイクルをすることにより、一度捨てたごみが再び資源として利用できるようになります。とても大切な取り組みですが、円滑に進めるには、資源化できるごみを私たちが適切に分別していくことが必要になります。

これらの取り組みを効果的に進めるには、買い物をするときによく考えることが重要です。また、買い物から生活習慣を見直す消費者（グリーンコンシューマー）を増やすことは、それに合わせた品揃えをする店舗が増え、環境負荷の少ない商品の選択肢も増えることになります。これにより、買い物の際に環境を意識していない人にも、環境負荷の少ない商品を買う機会が多くなります。

こうした取り組みを進めてもごみは発生しますので、発生したごみの適正な処理が必要となります。家庭から排出されるごみは市町村が収集、運搬、処分を行いますが、そのために多額の費用が必要になっています。特に、ごみ焼却場の建設や最終処分場の確保に当たっては、用地の選定や市民の合意形成など、多くの課題が生じます。

ごみの処理から生ずるこのような課題を軽減するためにも、一人ひとりがごみの減量と分別の徹底を行うことが求められています。

日本全体のごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移



※ 平成 17 年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

※※ 1 日 1 人当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365 日又は 366 日でそれぞれに除した値である。

出所)「日本の廃棄物処理 平成 21 年度版」, 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 (2010)

(4) 環境汚染の防止と生活環境の保全

産業に起因する公害問題は、高度経済成長期に全国規模で深刻な問題となりましたが、現在では法規制が強化され、深刻な被害の発生はなくなっています。当地域でも公害に対する苦情は減少しています。今後も良好な環境を維持するために、引き続き監視をしていくことが必要です。

一方、近年では日常生活に伴って発生する騒音や悪臭など、生活環境に関する苦情が増加傾向にあります。この背景には、農地と住宅地が混在する住環境が存在していること、核家族化、一人暮らしの増加、生活スタイルの多様化、近所関係の希薄化などにより、かつては当事者間で解決できていた問題が、市への苦情という形に変化していることなどが要因にあると考えられます。良好な生活環境を維持するためには、これらの問題について考えていくことが必要です。

また、平成 23 年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、放射性物質による汚染という、今までに経験したことがない新たな環境汚染の問題が発生しました。放射性物質は、まだその影響が分かっていない部分が多くあります。必要な計測を行い、情報公開に努めていきます。

コラム 南北問題としての地球環境問題

現在の地球環境問題を考えるとき、ある人が加害者でありながらも、同時に被害者でもあるということがあります。特に日本国内で考えてみれば、私たちは被害者なのか加害者なのかは一概にはいえないことが多くなっています。

しかし、世界へと眼を向ければ、地球温暖化のような地球環境問題の原因のほとんどが先進国にあり、その影響を大きく受けているのは途上国という傾向が見えてきます。

日本は先進国の一員であり、同じ人間が地球上に暮らしているということを考えれば、途上国への支援の必要性について考えなければなりません。

そこで飯田市は、平成 9 年度から、JICA の主催する参加型地域社会開発（PLSD）^{*12}研修の現地研修を受け入れています。これまでに 54 か国・300 人近い発展途上国の職員を受け入れ、住民自治の仕組みや公民館活動について研修を行ってきました。

こうした研修を続けてきた結果、途上国における具体的な取組みとして、平成 17 年度から 19 年度にかけて、フィリピンのレガスピ市で、地域自治強化と生活飲用水改善のプロジェクトが立ち上がりましたので、JICA や飯田市民とともに支援しました。平成 21 年度に現地を訪れた有志によれば、現地の方々から「水に始まりそこで終わるのではなく、他にもできることがあると考えるようになった。」という発言があったなど、住民自治の考え方が根付き始めているとのことです。

また平成 23 年度からは、ブータンで地方自治の仕組みづくりのプロジェクトが始まり、JICA とともに、ブータンからの行政職員を迎えて研修を行うなどの支援を行っています。

^{*12} 参加型社会開発：先進国による途上国支援の取組みは、プロジェクトの終了後に停滞する傾向がある。そこで、対象地域に暮らす住民や行政に固有の状況を踏まえて、住民や行政職員の参加とエンパワメント（下記）を促すことで、支援の成果が持続することを狙った開発の手法。
エンパワメント：定義はまちまちな用語だが、ここでは人々や組織、コミュニティが自分たちの生活を取り巻く状況や課題をより自分達でコントロールできるようになること。

3 現代の環境問題の特色と対応

(1) 現代の環境問題の特色

現代の環境問題は、特定の有害物質等が原因で起こる例は稀であり、多くの複合した要因が重なった結果として起こっています。

環境問題の複合した要因の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちのライフスタイルと、それを支える経済活動の結果として発生している場合が多く、特定の誰かによる特異な活動の結果として発生している例は稀です。

普通の生活が、複雑な経路をたどり要因となるため、自分の行動が環境問題の発生につながっていることが実感しにくくなっています。

(2) ライフスタイルの見直し

私たちは、現在のライフスタイルが環境問題の原因となっていることを改めて見つめ直さなければなりません。暮らしの中の行動には、環境問題の原因となりながらも、その原因を取り除くための代替手段がないものがあります。しかし、どの行動が環境問題につながっているかをきちんと把握し、環境への影響をできるだけ少なくできるよう、一つずつ実践していかなければなりません。

例えば、今日の私たちの暮らしにおいて、エネルギーの利用は欠かすことができません。これまで、エネルギーは安定的に供給されてきましたので、それほど気を使わずに生活することができました。しかしこの便利さが、地球温暖化問題に対する私たちの取組みを鈍らせる一因となってきました。

東日本大震災をきっかけとして、電力会社による計画停電を経験し、日本中で節電が取り組まれました。その過程で私たちは、暮らしにおけるエネルギーの重要性について改めて気付かされました。そして、関心がなかったために行えていなかったことや、簡単にできて節電効果も大きいことがまだたくさんあることを知りました。

明かりを灯すという行動をするときに、白熱電灯を使うのと、蛍光灯や LED を使うのでは使うエネルギーの量が異なります。問題は、ある行動をすること自体ではなく、どのやり方でその行動をするのかにあることも多いのです。

地球温暖化以外の環境問題を含めて考えても、生活が便利になることは、直ちに環境に悪いことではありませんし、逆に、環境に良い生活をしようとすることは、直ちに生活が不便になることでもありません。

私たち一人ひとりが、環境問題につながる自分の行動について考え、どのような対策や取組みができるのかについて検討し、実践していく必要があります。

(3) ライフスタイルを変える仕組みづくり

環境問題の原因になりながらも日常化している人々の行動を変えるため、様々な主体による啓発活動が行われています。多くの市民を巻き込みながら啓発活動を行うことは、ライフスタイルを変える基礎となる重要な活動であり、それにより人々の意識は徐々に変わりつつあります。

しかし、人々の意識が変わっても行動が変わらないことが多くあります。人々の意識の変化が行動となって表れてくるためには、意識の変化を後押しする仕組みを作っていかなければなりません。

こうした仕組みを作るには、経済的な優遇策が有効です。また、認定・表彰などによる価値化や動機付け、行動への共感、やりがいの創出など、経済以外の動機と組み合わせるなど、様々な手法が考えられます。どの仕組みを用いるにせよ、私たちが楽しみながら進んで暮らしに取り入れたいものにしていかなければなりません。

(4) 多様な主体の参加と行政の役割の変化

環境問題は、複雑な要因が重なりあって形作られ、また、市民一人ひとりの暮らしとも密接なつながりを持っています。このような複雑な問題を解決するためには、行政の力だけでなく、多様な主体の持つ力を合わせて取り組むことが必要です。

行政のサービスは、高度経済成長の時代には、税収の増加を背景に拡大を続けてきましたが、高度成長の終焉から、成熟社会・高齢化社会へと社会が変わる中で、求められる役割が変わり出しています。これに対応して、多様な主体の協働による新しい公共空間の担い方が、模索され始めています。

飯田市は、市民と市が協働し、市民主体のまちづくりを推進することを目的に、平成18年に飯田市自治基本条例を制定しています。これに並行して、各地区に地域自治組織の制度を導入し、地域の創意・工夫で地域独自の事業が行えるようになりました。これらにより、多様な主体による協働のまちづくりが進められていて、行政と、地域や市民、事業者、NPO/NGO、市民団体などとの関係や、役割分担の変化が期待されています。

多様な主体による協働のまちづくりを進めるには、「ムトス」の精神を大切にしていかなければなりません。各主体間で議論を重ねることができる素地を整え、お互いの意思を尊重し合い、立場や能力を活かせる協働関係を築いていかなければなりません。飯田市は、行政の取組みの現状や抱える課題、さらに、解決への方向性等の情報を積極的に公開して市民と共有し、多様な主体が関わりやすい状況をつくり出すことを目指します。

協働関係の構築に当たっては、関係が外部から見て透明性が高く保たれることも必要です。

飯田市は、こういった点に配慮しながら、公共領域を担っていただけるパートナーを見つけ出し、協働して地域課題の解決に向かえる状況づくりを目指します。また、多様な主体が積極的に関わることができる関係性の構築を大切にしていきます。

こうした関係性には、それぞれの主体を構成する人材の能力、人材のつながりが作るネットワークの質、そして、そのネットワークに生ずる信頼関係といった事項が、その力量に影響を及ぼし、地域の課題を解決する大きな力につながります。飯田市は、しっかりした関係性を構築するための環境整備にも力を入れていきます。

近年の大不況や平成 23 年に発生した東日本大震災によって、私たちの飯田地域も世界の経済や日本の社会全体と密接につながっていて、大きな影響を受ける状況にあることが明らかになりました。地域社会の持続可能性を考えると時には、地域外で起きる出来事や変化に対する地域の対応力（耐性と回復力）を高めることが重要といわれています。これについては、次の 4 つの視点から考えることができます。

(1) 物資の流れ

現代は、物流が発達しているため、私たちの暮らしの中にも地域外から非常に多くのものが入り出しています。出入りするものが多過ぎれば、地域外の変化によって私たちの暮らしにも大きな影響を受けてしまいます。一人ひとりが使うものを適切に減らすことが重要です。また、できるだけ多様な資源を利用することや、地元でできるものを利用していくという視点が必要です。

(2) 社会の変化

我が国では少子高齢化が進んでいます。また、それと同時に新しい住宅地へと若い世代が移動することで、旧市街との間で世代構成の違いが生じつつあり、これにより、地域間、世代間で意見のずれを招くおそれがあります。できるだけ多様な世代の人々が共に住み、価値観を尊重し合い、協働する地域を目指す視点が必要です。

(3) ガバナンス^{*14}・ネットワーク

現代の社会は、市場のサービス領域が拡大すると同時にグローバリゼーションが進展したため、行政のできることが変化し、その影響力が低下しつつあります。こうした状況に対応するには、行政のみでなく、多様な主体が関わってネットワークを形成し、このネットワークによりガバナンスを行っていくという視点が必要です。

(4) 都市の構造と建物

都市の構造や建物は、現在の価値観で少しずつ変わりつつありますが、そこにあるものの多くは、既に過去にそれぞれの時代の価値観で作られたものです。現在では、地球温暖化の問題に対応して、コンパクトシティなどの新しい都市のコンセプトが生まれています。しかし、実際の都市の構造や建物などが変化するまでには時間がかかります。都市を考える場合、この時の経過と、その間の価値観の変化を考えることが必要です。

また、都市には様々な主体がいて、それぞれの行動が複雑に絡み合う結果として変化していきます。この変化を、ありのままに捉えながら考える視点が必要です。

^{*13} このコラムは「Urban Resilience, Research Prospectus」, CSIRO, Australia; Arizona State University, USA; Stockholm University, Sweden (2007)の考え方を参照している。

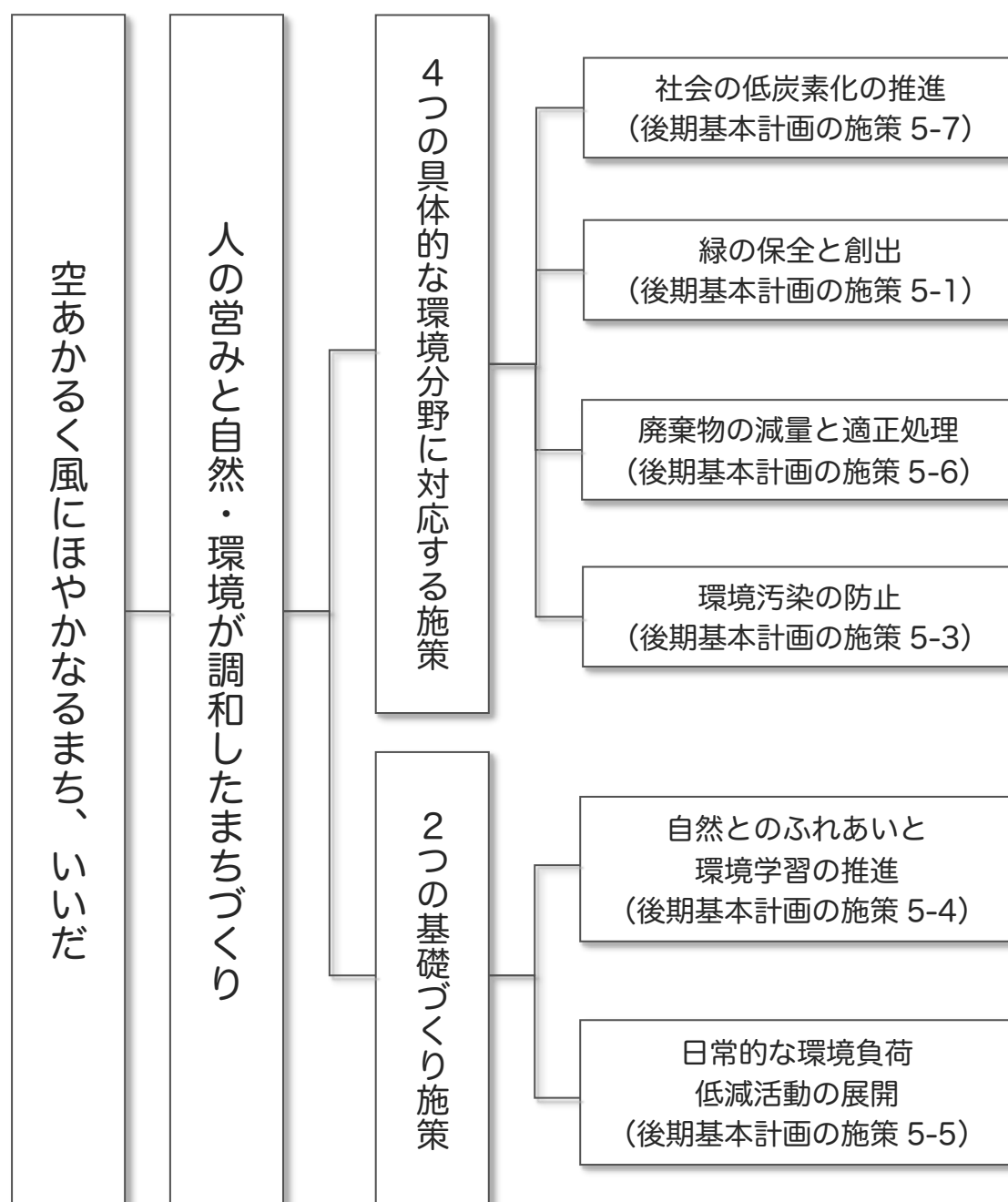
^{*14} ガバナンス：統治・経営・運営等の意味。ここでは特に行政以外の主体を含めた社会運営。

第4節 21'いいだ環境プランの施策体系と推進体制

1 環境プランの施策体系

21'いいだ環境プラン第3次改訂版は、下図のような施策体系により施策を進めていきます。

このプランの基本目標を実現するために、4つの具体的な環境分野に対応する施策と、その環境分野を支える2つの基礎づくり施策を設定します。



2 21'いいだ環境プランの基礎指標

21'いいだ環境プランの全体の進行状況は次の指標によって管理します。

指標 1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量（推計）
指標 2	再生可能エネルギー ^{*15} 利用による温室効果ガスの削減量（推計）
指標 3	家庭用再生可能エネルギー利用の発電量と世帯換算した場合の世帯に占める割合
指標 4	森林面積
指標 5	森林間伐面積
指標 6	森林間伐面積のうち搬出間伐面積
指標 7	搬出間伐の割合
指標 8	松川中流域で発見される水質階級Ⅰの指標生物 ^{*16} の割合
指標 9	一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合
指標 10	ごみの収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物）
指標 11	1人1日当たりのごみの収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物）
指標 12	再資源化率（家庭系一般廃棄物）
指標 13	桐林クリーンセンターへの直接搬入量（事業系一般廃棄物）
指標 14	不法投棄の発見通報件数（廃棄物量）
指標 15	水質 BOD ^{*17} の改善化率
指標 16	騒音の改善化率
指標 17	悪臭の改善化率
指標 18	環境汚染に関する苦情件数（その解決率）
指標 19	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合
指標 20	環境学習会に参加したことのある市民の人数
指標 21	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合
指標 22	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数

^{*15} 再生可能エネルギー：38 ページを参照。

^{*16} 水質階級Ⅰの指標生物：水の汚れの程度とそこに住む生物には一定の関係がある。その特定の水質を代表するのが指標生物。どのような指標生物が多くいるかを観察することで水質を観測する方法があり、水質階級Ⅰ（Ⅰ～Ⅳがある）は最もきれいな水質。

^{*17} BOD：81 ページを参照。

3 21'いいだ環境プランの推進体制

21'いいだ環境プラン第3次改訂版の施策を推進するために、市民、事業者、地域団体、市民団体、NPO/NGO、市をはじめとする行政機関等の多様な主体の役割分担や、対等なパートナーシップに基づいた協働体制の構築を目指します。

飯田市は、これまでも、環境施策の課題、目標、事業の性格などに応じて、多様な主体との協働体制を構築してきていて、この取組みが、環境首都コンテスト^{*18}においても高い評価を得てきました。

これからも、施策に応じた多様な主体による協働をより強化、深化させ、地域ぐるみでこのプランに基づく取組みを実行していきます。

多様な主体の協働

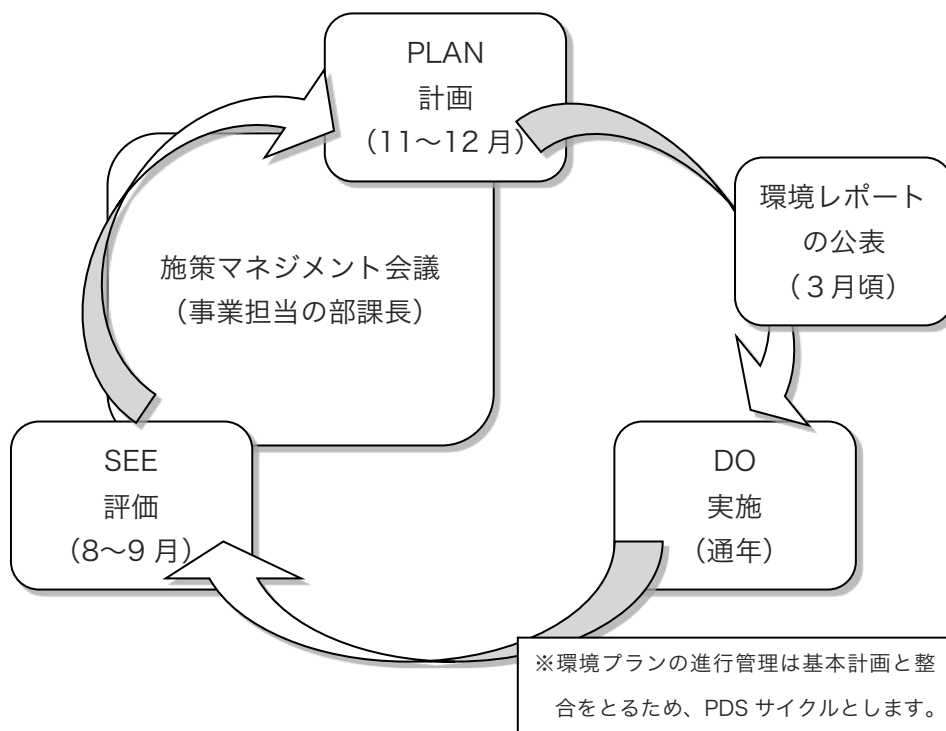


^{*18} 環境首都コンテスト：5 ページ下部、「明日の環境首都賞」の脚注を参照。

4 21'いいだ環境プランの進行管理

21'いいだ環境プランの進行管理は、飯田市の政策、施策の進行管理と連動して行います。これは、計画・実行・評価を繰り返すいわゆる PDS サイクルに基づいて行います。

PDS サイクル



(1) 環境レポートの役割

環境レポートは、飯田市環境基本条例第8条の規定により、21'いいだ環境プランの進行管理に利用するために、毎年作成し、公表します。

環境レポートの主な内容は、飯田市の環境の状況や、21'いいだ環境プランに基づいて実施された施策の進捗状況などについての報告です。具体的には、環境指標などの測定結果、前年度までの事務事業及び環境マネジメントシステムの運用概況、それらに対する評価と以降の見通しなどです。

環境レポートは、施策マネジメント会議の結果を受けて作成されるものです。また、必要に応じて、飯田市環境審議会や市民の皆さんなどからの意見をお聞きした上で、21'いいだ環境プランの修正も行います。

※飯田市環境基本条例 第8条

(年次報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

(2) 飯田市の政策、施策の進行管理

飯田市の政策、施策の進行管理は、飯田市の基本構想基本計画に基づき行われます。以下、その進行管理の基本について説明します。

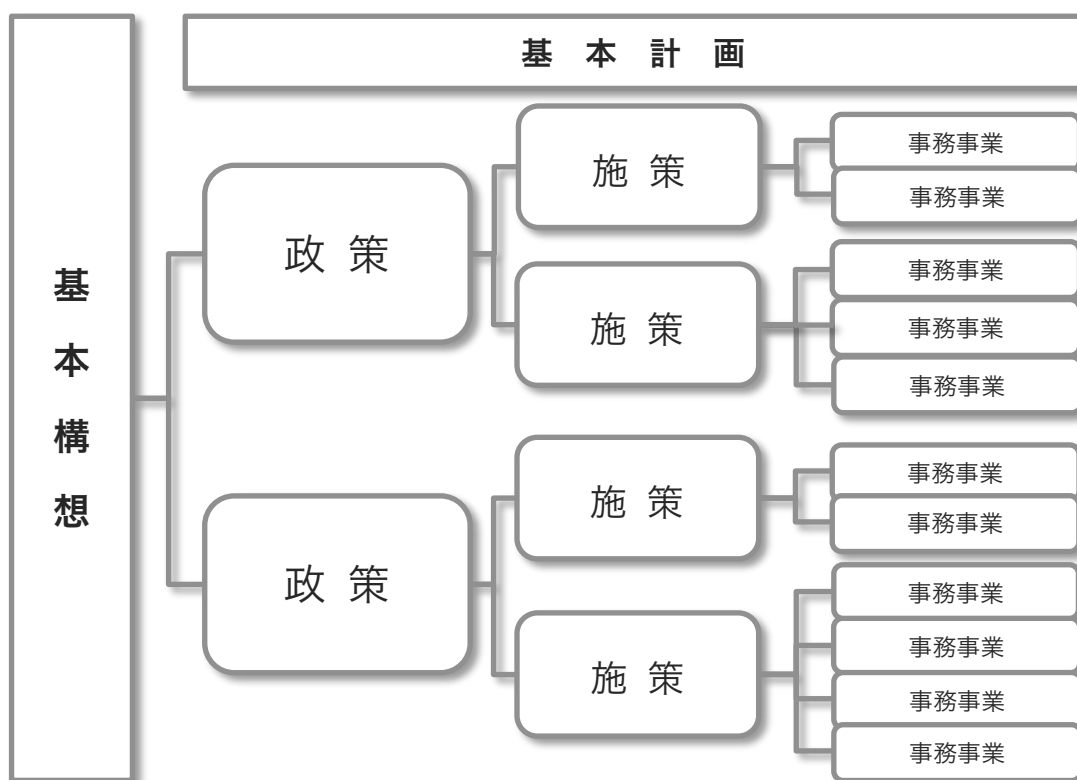
飯田시는、超長期的に目指す姿を「環境文化都市」として都市宣言するとともに、第5次飯田市基本構想において、平成19年度からの10年間で目指す都市像を「住み続けたいまち 住んでみたいまち 飯田 人も自然も輝く 文化経済自立都市」と掲げ、持続可能な社会の構築を進めています。

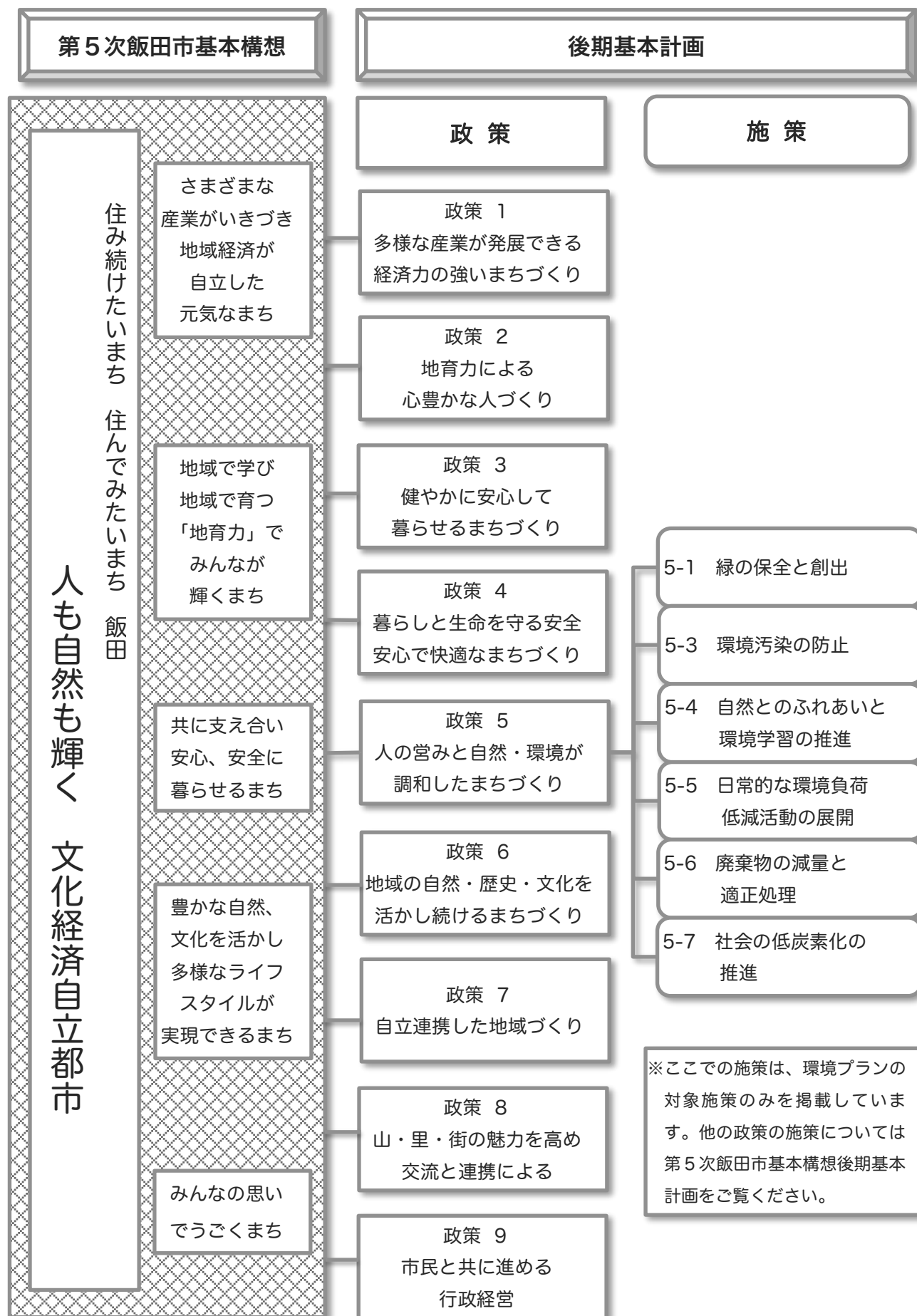
第5次飯田市基本構想を実現するために、「基本計画」を定めています。この「基本計画」の中では、まちづくりの課題を解決する取組みを「政策」、「施策」、「事務事業」の3階層により体系化しています。このうち「政策」とは、第5次飯田市基本構想を実現するための課題を分野別にまとめたもの、「施策」とは、「政策」を実現するための方向性や手段、そして「事務事業」とは、「施策」の内容を実現する具体的な市の仕事です。

第5次飯田市基本構想は、目指す都市像を実現するために、5つの基本目標を掲げ、さらに、この構想の実現に必要な「政策」、「施策」について、下図のように「基本計画」としてまとめています。

平成23年度に見直しが行われた第5次飯田市基本構想の後期基本計画では、次ページの図のように9つの政策を設定しています。環境政策は、「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」に位置付けられ、この政策の下に、次ページの図のように6つの施策が設定されています。

飯田市における「事務事業」の進行管理は、「施策」を単位として行われていて、「事務事業」を担う課が定期的に施策マネジメント会議を行いながら、施策全体としての進行状況を確認し、所管する事務事業の方向性を決定しています。





第2章 分野別の施策と課題

この章は、「基本計画」の中に設けられた「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」という政策の下に位置付けられた施策と事務事業の体系について説明します。

「人の営みと自然・環境が調和したまちづくり」という政策は、6つの施策により構成されています。

このうち、施策1から施策4までは、具体的な環境分野に対応する施策で、施策5と施策6は、その環境分野を支える基礎づくりの施策です。

施策1 社会の低炭素化の推進

- ✓ 地球温暖化に関する施策です。

施策2 緑の保全と創出

- ✓ 自然環境に関する施策です。

施策3 廃棄物の減量と適正処理

- ✓ ごみに関する施策です。

施策4 環境汚染の防止

- ✓ 環境が処理しきれない物質に関する施策です。

施策5 自然とのふれあいと環境学習の推進

- ✓ 環境教育を中心とし、環境に良い活動をする人づくりに関する施策です。

施策6 日常的な環境負荷低減活動の展開

- ✓ 環境に良い活動をするための仕組みづくりの施策です。

施策1 社会の低炭素化の推進

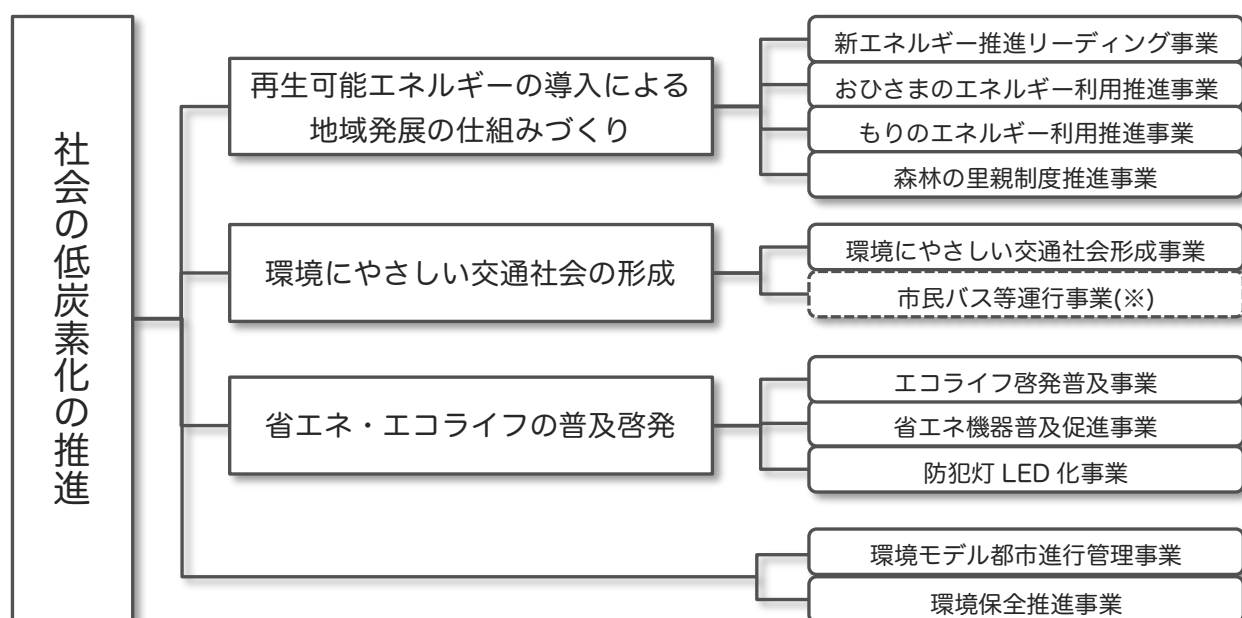
低炭素社会^{*19}づくりは、環境の良さと生活の利便性を両立させつつ、安全・安心で快適に暮らせる社会を目指すものです。化石由来のエネルギーに依存しなくても、一定の生活の質を確保しつつ、人類社会の持続可能性^{*20}を確保していくことが求められています。

そのために、地球温暖化に伴う気温上昇や気候変動などによる災害の防止、経済・健康などへの悪影響の回避を目的として、エネルギーと経済と環境の関係を再構築し、温室効果ガスの排出量を削減していきます。

具体的には、環境モデル都市として、おひさまとりのエネルギーを中心とする再生可能エネルギーの活用、移動手段の低炭素化、産業界との連携による環境と経済の好循環、エコライフの普及啓発など、社会活動の低炭素化を地域全体で取り組みます。

これを推進するために3つの施策の柱を設け、低炭素化と経済が両立した地域社会づくりを進めます。

◆ 施策の柱と事業の構成



(※)は本プランの対象外の事業ですが、関連が強い掲載します。

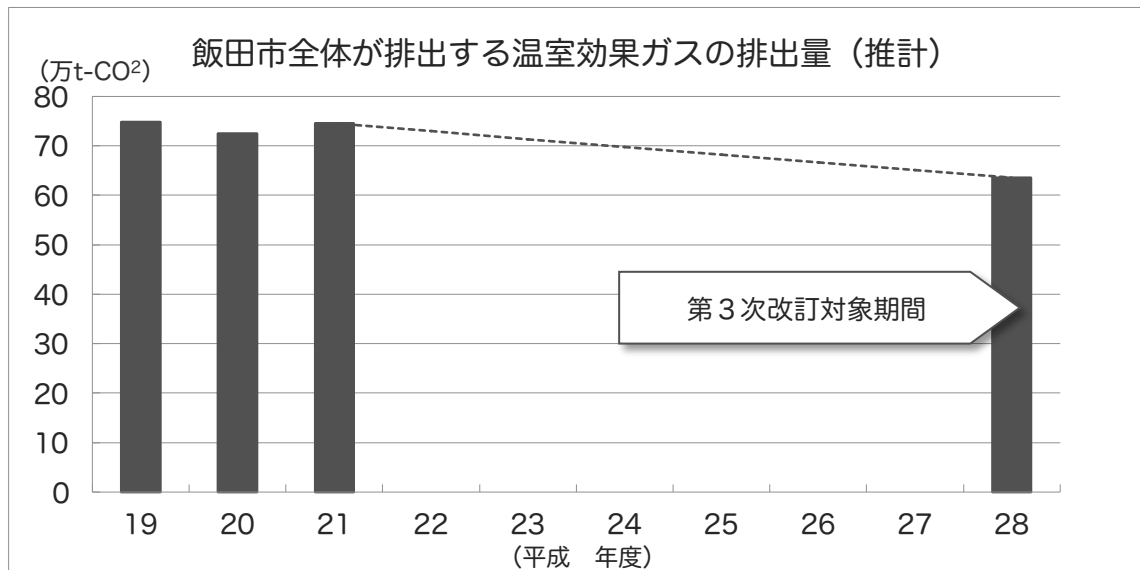
■ 施策の指標

目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量（推計） ※温室効果ガス排出量は2年遅れの算出となる。	t-CO ₂	744,859(H21)	635,565
再生可能エネルギー利用（太陽光発電・太陽熱温水器・木質バイオマス燃焼機器など）による温室効果ガス排出の削減量（推計）	t-CO ₂	4,852	8,500
家庭用再生可能エネルギー利用の発電量を世帯換算した場合の世帯数に占める割合（推計）	%	3.6	10

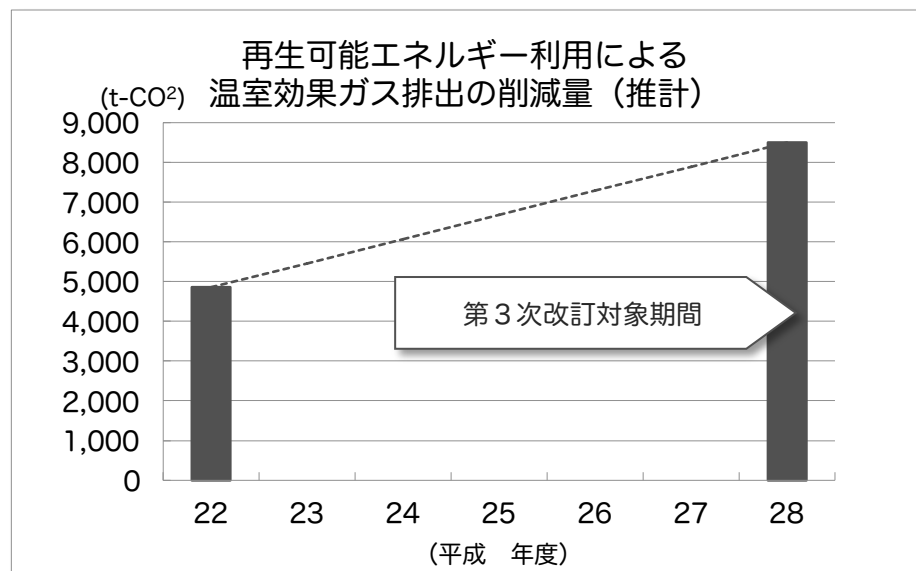
➤ 関連計画 環境モデル都市行動計画

^{*19} 低炭素社会：地球温暖化問題の進行を防止するため、その原因である温室効果ガスの排出量を少なくした社会。

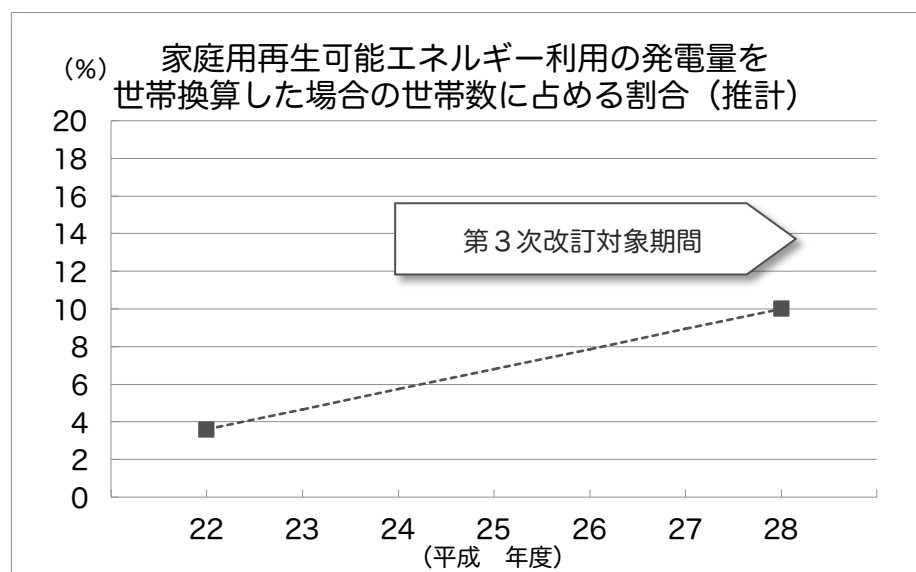
^{*20} 持続可能性：持続可能な社会について説明した17ページを参照。



※ 温室効果ガス排出量は2年遅れの算出となる。



※ 新規目標のため、実績値は平成22年度のみ。



※新規目標のため、実績値は平成22年度のみ。

1 目的とこれまでの取組み

私たちが日々利用しているエネルギーの低炭素化は、地球温暖化の進行を緩和するために有効な取組みです。太陽の光や熱、水や風の力、バイオマス^{*21}や地熱などの再生可能エネルギー^{*22}の導入を促進していかなければなりません。

飯田市はこれまで、地域に豊富にある太陽の光や熱、木質バイオマスのエネルギーの利用を進めるため、これらのエネルギーを利用する機器の導入を進め、支援してきました。

特に、民間のエネルギー事業者との協働により「太陽光市民共同発電事業^{*23}」、「おひさま0円システム^{*24}」の実施、「メガソーラーいいだ^{*25}」の設置など、日本の中でも先進的といわれる取組みもしてきました。今後もこうした取組みを進めます。

2 現状と課題

関心の高まりと制度整備 東日本大震災以降、全国的に再生可能エネルギーへの注目が集まっています。 また、平成 24 年度からは再生可能エネルギーの固定価格買取制度^{*26}が始まることもあり、再生可能エネルギーの利用は、進むことが予想されます。	導入の初期コスト 再生可能エネルギーは、まだ導入の初期コストが高いものが多いです。 コストの低減を図るとともに、状況を見ながら適切な支援をすることが必要です。
社会的仕組みの整備 多くの再生可能エネルギー供給事業は、分散型で、小規模事業者が多く、運営が不安定な場合が多いです。しかし、こうした事業をサポートして安定化する社会的な仕組みは、まだ不十分です。 また、現在の仕組みでの再生可能エネルギー供給事業が、エネルギーの低炭素化だけでなく、地域の発展にもつながるかについても不透明です。	再生可能エネルギーの需要量の把握 再生可能エネルギーはまだ供給が始まったばかりですので、実際にどの程度の需要量があるのか正確に分かっていません。 当地域で安定的に行われる事業として考えていくには、実際にどの程度の需要量が地域にあるのか明らかにする必要があります。
行財政問題と事業資金の確保 少子高齢化・低成長の時代にあるため、今の状況では税収の増加を余り見込めません。これからの時代に重要になるのは、民間資金も活用しながら公共的な事業を進めることです。	

^{*21} バイオマス：再生可能な有機資源のこと。具体的には木や竹、生ごみ、家畜排せつ物など。

^{*22} 再生可能エネルギー：化石燃料などの埋蔵資源に頼らないエネルギー。自然循環の中で補充されるエネルギー。

^{*23} 市民共同発電事業：詳細は 41 ページのコラムを参照。

^{*24} おひさま0円システム：詳細は 41 ページのコラムを参照。

^{*25} メガソーラーいいだ：メガソーラーとは、1M（メガ）W（＝1,000kW）以上の大規模な発電容量を持つ太陽光発電施設です。メガソーラーいいだの詳細は 41 ページのコラムを参照。

^{*26} 再生可能エネルギーの固定価格買取制度：再生可能エネルギーで作られた電力を、固定価格で一定期間、電力会社が買い取る制度。

3 目指す将来像

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消のための社会的仕組みが整備され、当地域に最も適した形で既存のエネルギーと補い合う利用（ベストミックス）が、構築されます。
- (2) 再生可能エネルギーを利活用する事業が、地域経済の活性化につながります。

環境面	地球温暖化防止／エネルギーの低炭素化
経済面	再生可能エネルギー事業による地域への経済効果 エネルギーの地産地消・多様化による地域エネルギー供給の安定化
社会面	多様な主体による協働関係の形成と地域社会の再活性化

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

地域の経済発展につながる再生可能エネルギーの利用をサポートする、社会的仕組みの初期段階が構築され、動き始めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

- (1) エネルギー需要量や、地域内の再生可能エネルギー賦存量^{*27}の調査を進めます。
- (2) 再生可能エネルギー導入をサポートする社会的仕組みの構築に向け、関係者や専門家を交えて体制の検討をします。

第2段階

再生可能エネルギー導入をサポートする社会的仕組みの試行型を、既に動いている個々のプロジェクトをサポートする形で構築し、これを試験的に運用しながら仕組みを洗練させていきます。

第3段階

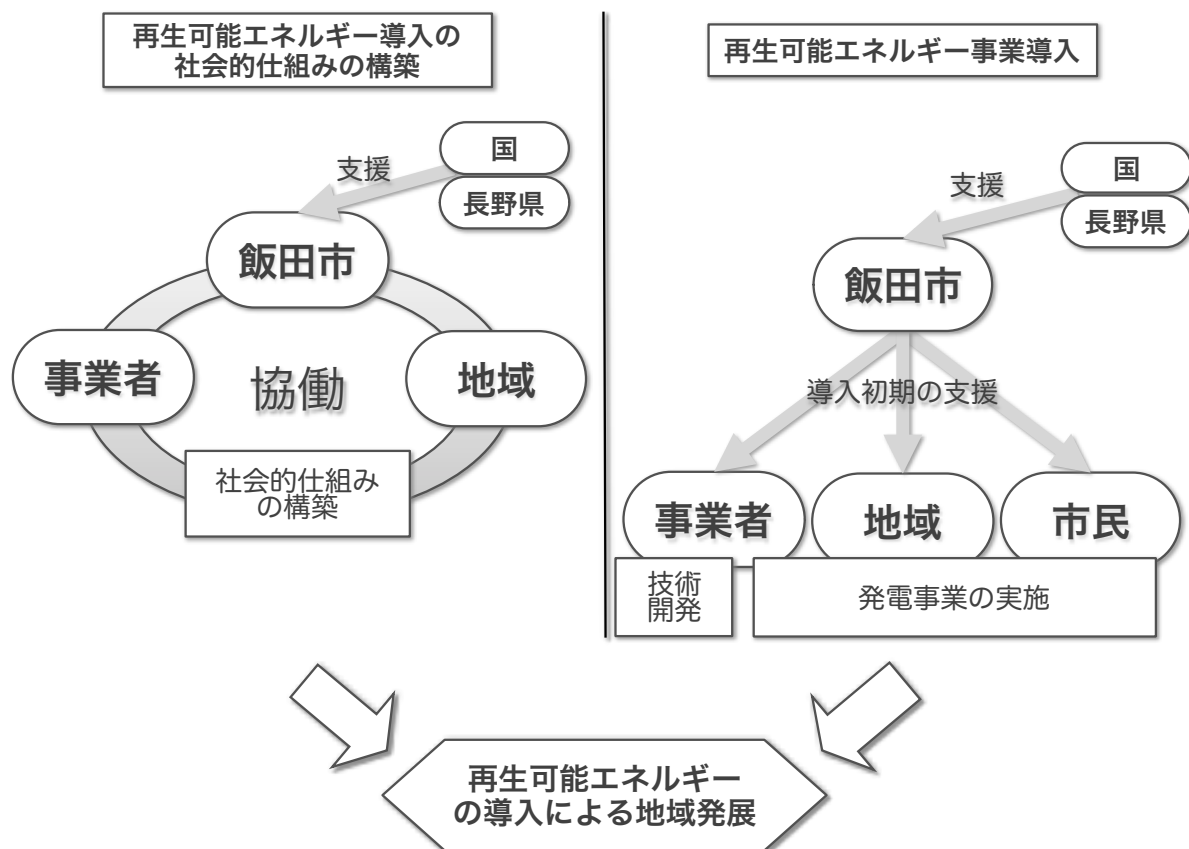
再生可能エネルギー導入をサポートする社会的な仕組みの運用が始まります。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
再生可能エネルギー利用（太陽光発電・太陽熱温水器・木質バイオマス燃焼機器など）による温室効果ガス排出の削減量（推計）	t	4,852	8,500
家庭用再生可能エネルギー利用の発電量を世帯換算した場合の世帯数に占める割合（推計）	%	3.6	10
再生可能エネルギー導入量			
(1) 今後、再生可能エネルギーに対する需要調査を行い、それを基に目標を再検討します。			
(2) 現在、市の関与していない部分を含めた再生可能エネルギーの導入量の把握方法が課題になっています。これができるよう検討し、全体の導入量の把握を進めます。			

^{*27} 賦存量：ある資源について、理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたっての制約などは考慮に入れていないため、その資源の利用可能量を上回ることが多い。

7 多様な主体の協働関係



8 施策1-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

新エネ推進リーディング事業

(地球温暖化対策課)

- (1) 再生可能エネルギーの利用可能性、利用を支える社会システムの在り方、資金調達方法についての研究を行います。
- (2) 豊富なエネルギーの賦存が確認されている小水力発電の可能性を調査します。



おひさまのエネルギー利用推進事業

(地球温暖化対策課)

- (1) 一般家庭向けの太陽光発電設備や、太陽熱温水器の設置を、奨励金等により推進します。
- (2) 市内の民間事業者が行う太陽光発電普及ビジネスを支援します。
- (3) メガソーラーいいだと見学施設を維持管理します。



もりのエネルギー利用推進事業**(地球温暖化対策課)**

- (1) 公共施設へ木質バイオマス活用機器を設置することにより、普及啓発を行います。
- (2) 木質バイオマス活用機器の購入助成を行うことにより、木質バイオマスの利用普及を図ります。
- (3) 都市との地域間交流を行います。これにより、二酸化炭素吸収源となる森林が多い地域として、将来的な排出権取引を視野に入れたあり方を考えていきます。

森林の里親制度推進事業**(林務課)**

長野県が「森林（もり）の里親促進事業」として推進している里親契約を、環境活動を熱心に取り組んでいる企業・団体等と締結し、企業・団体等と地域の交流を深めると同時に、森林を整備します。

コラム 多様な主体との協働による再生可能エネルギーの導入促進

東日本大震災以降、分散型である再生可能エネルギーを、NPO/NGO や市民団体、社会的企業といった「公共的性格を持った民間主体」との協働で導入する活動に注目が集まっています。社会的企業は、近年、注目されている新しい主体で、NPO と一般企業の中間的存在といわれています。ビジネスの手法を通じた社会的課題の解決を目的として活動します。そして、事業で得た利益は、主に社会的課題の解決のために再投資されます。

飯田市は、「公共的性格を持った民間主体」との協働で、再生可能エネルギー導入を進めてきました。

太陽光市民共同発電事業は、おひさま進歩エネルギー株式会社と協働で行ってきました。同社は、平成 16 年に環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業（通称：まほろば事業）」を実施するため、NPO 法人南信州おひさま進歩を母体として設立されました。太陽光市民共同発電事業では、市が所有する施設の屋根の使用許可を同社に 20 年間与え、同社が市民出資を受けて太陽光パネルを設置します。そして、そこで発電された電気を市が買い取るというものです。

当時は、太陽光パネルが非常に高価であり、余剰電力買取制度もないため、太陽光発電は公益性はあるものの、利益は産まないという状況でした。そこでいかに太陽光発電を導入するかという実験的観点から始まったこの事業は、7 年を経過し、再生可能エネルギーの域産域消の代表となっています。

また、おひさま 0 円システムは、太陽光パネルを、初期投資 0 円、月々の定額電気料金の支払によって設置する事業です。市は、この事業の実施者を毎年公募し、最も良い提案をした事業者とともに事業を実施しています。これも、全国的に大きな反響があった事業です。

メガソーラーいいだ（最大発電能力 1000kW・想定給電量 300 世帯）は、中部電力株式会社と共同で設置され、平成 23 年 1 月から稼働しています。再生可能エネルギーを増やしたい同社と、太陽光発電の拡大と PR を行いたい市の目的が合致して実現した事業です。

木質ペレットの供給事業では、ペレット製造者の南信バイオマス協同組合や障がい者就労支援の NPO 法人くれよんなどと協働して、市がペレットストーブを導入した公共施設への木質ペレットの流通環境を整える取り組みをしています。

飯田市は、これからも多様な主体との協働関係を築いて、このような取り組みを行っていきます。

1 目的とこれまでの取り組み

地球温暖化を防止するためには、モビリティ・マネジメント^{*28}を進め、従来の化石燃料を大量消費して二酸化炭素を大量排出する交通体系から、公共交通や自転車などの低炭素型の交通体系へ、転換を促さなければなりません。

飯田市は、地域住民の意見を聞きながらバスや乗合タクシー^{*29}を運行し、公共交通の充実を目指しています。また、市役所や事業者に電気自動車を導入し、体験してもらうとともに、無料で借りられる自転車利用システムを導入し、市民が気軽にスポーツバイクや電動自転車を体験・利用できる仕組みをつくりました。

2 現状と課題

自動車社会と交通弱者 現在の飯田市街地は、自動車の利用を前提条件として整備されています。 高齢者や障害者など、自家用車の利用が困難な交通弱者の日常生活が困難になる問題が、高齢化の進展とともに深刻化しています。	自家用車の燃費と温室効果ガス排出量 近年、ハイブリット自動車や低燃費車等の普及が進み、自動車の燃費改善が年々進んでいます。 流通からの二酸化炭素の排出は減少傾向にありますが、自家用車が排出する二酸化炭素の削減は、まだ充分に進んではない状況です。
公共交通の維持、再生 公共交通は、交通弱者や学生にとっての移動手段として重要であるだけでなく、低炭素型の移動手段としても重要です。 現状では、公共交通機関の利便性が高いわけではないため、自家用車に頼りがちです。自家用自動車の利用抑制と公共交通機関の利用促進を進め、公共交通機関の維持・再生をすることが課題となっています。	ガソリン価格と市民生活 近年、化石燃料の価格が上昇傾向にあるとともに大きく変動をしていて、自家用車に頼った市民生活にも大きな影響が生じています。 市では、市民の自家用車の利用を少しでも減らしていただくため、貸出用自転車の配置など、自転車の利用を推進していますが、まだ十分に定着した状態とはいえません。

^{*28} モビリティ・マネジメント：一人ひとりの移動が社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す取り組み。自動車への過度の依存から、公共交通や自転車を適切に利用する方向へと転換を促す。

^{*29} 乗合タクシー：過疎地や公共交通インフラのない地域での移動に関わる住民ニーズに対応するため、バスの代わりに定員の少ないタクシー車両等を利用する手法。

3 目指す将来像

- (1) 使いやすい公共交通網の整備と充実を図り、安心して暮らしやすい地域をつくります。
- (2) 低炭素型の交通手段が主流となることで、地球温暖化の防止に役立つとともに、ガソリン等の価格上昇の影響を受けにくい地域社会をつくります。

環境面	地球温暖化防止
経済面	ガソリン等の化石燃料の価格上昇に強い地域づくり 新たな公共交通システムの整備による利便性の向上
社会面	高齢者など、交通弱者の生活の質の向上

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 少しでも多くの市民が地球温暖化問題に関心を持ち、交通に対する考え方や、実際の行動に変化の兆しが現れ始めます。
- (2) 運輸交通部門から排出される温室効果ガスの量が減少します。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

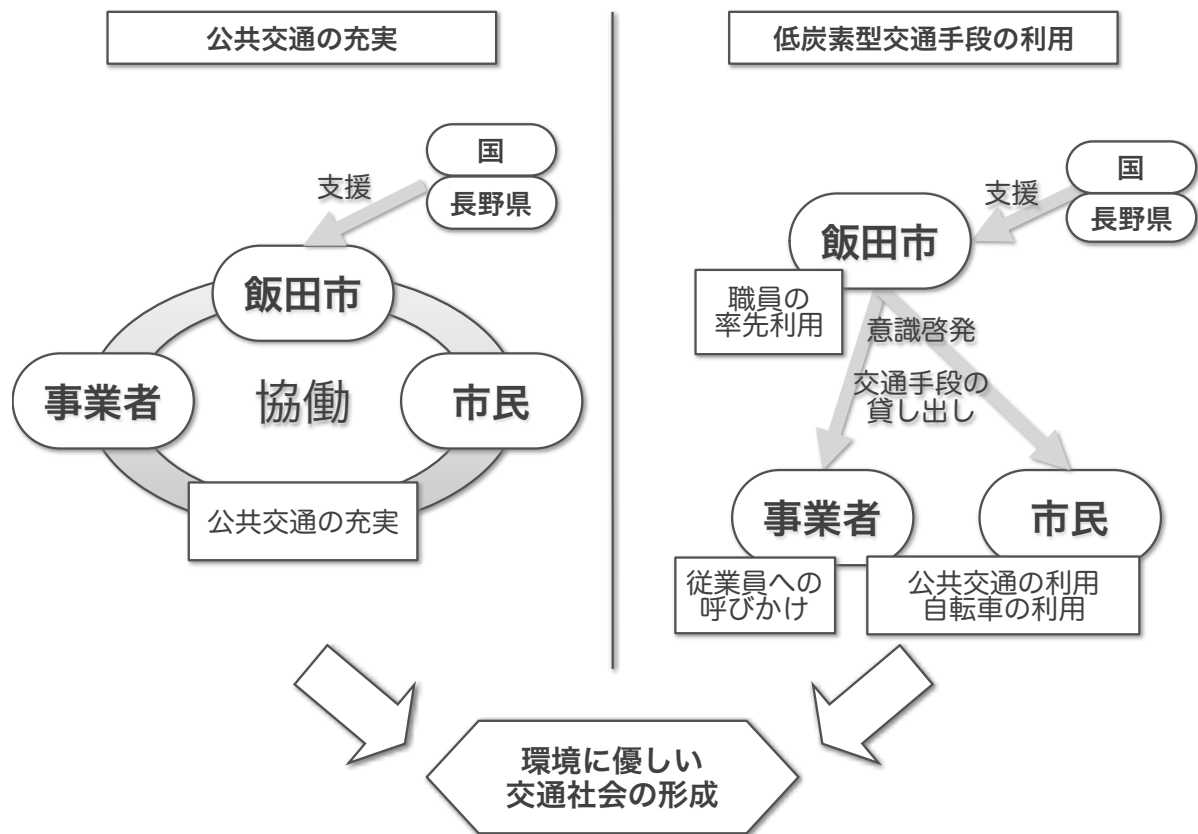
- (1) 公共交通や自転車の利用者数を増やすため、市役所が率先して行動するとともに、地域の事業者へと働きかけます。
- (2) 飯田市域は広大で都市部、郊外地、中山間地など多様な地域特性があります。それにあった交通体系を検討します。
- (3) 自転車利用の健康面などの多面的な効果を周知するとともに、レンタルサイクルやイベントを通じてスポーツバイクや電動自転車を体験してもらいます。
- (4) エコドライブの普及に取り組みます。
- (5) 電気自動車の貸出を通じて利用体験をしてもらい、関心を高めることで普及につなげていきます。

第2段階

公共交通の改善、充実に取り組みます。他の交通手段についても、利用の状況を見ながらインフラを充実させていきます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
ノーマイカー通勤参加者数（10月に実施）	人	6,262	10,000
レンタサイクル自転車走行距離（1年間）	km	45,015	48,000
バス、乗合タクシーの利用者数（1年間）	人	313,205	329,000



8 施策1－2に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いため掲載します。

環境に優しい交通社会形成事業

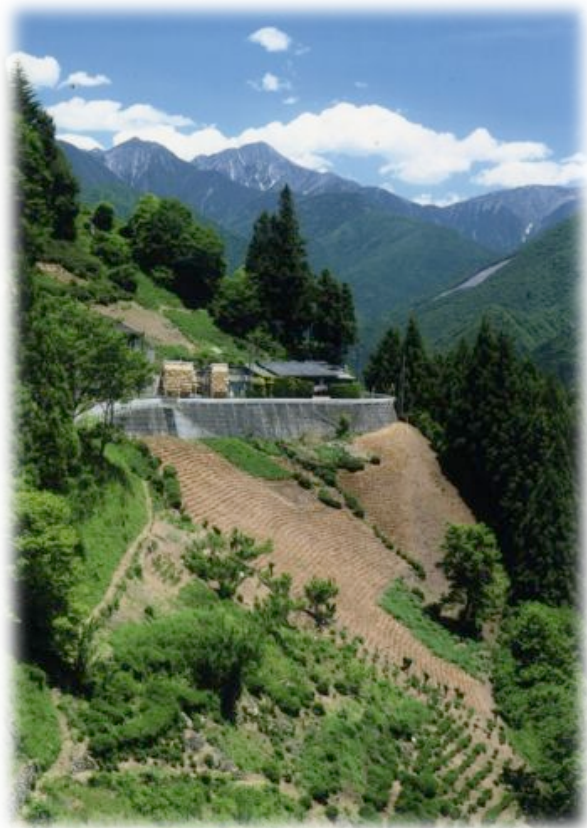
(地球温暖化対策課)

- (1) ノーマイカー通勤一斉行動を行います。
- (2) 電気自動車を、地域ぐるみ環境 ISO 研究会参加事業所へと貸し出し、電気自動車の利用体験をしてもらいます。
- (3) エコドライブの普及啓発を行います。
- (4) 自転車市民共同利用システムを運行すると同時に、自転車関連のイベントを開催し、自転車利用を呼び掛けます。

市民バス等運行事業 (※)

(企画課)

- (1) 多様な主体(市民、交通事業者、行政等)で構成される「飯田市地域公共交通改善市民会議」(協議会)による、市域の公共交通の改善検討、及び広域連合、他町村との連携による、南信州地域の公共交通のあり方を検討します。
- (2) バス、乗合タクシーの運行支援を行います。
- (3) 公共交通の利用促進のため、時刻表の作成、配布、高齢者の集まり等への出張PR、高齢者回数券の導入等を行います。



下栗の里

1 目的とこれまでの取組み

地球温暖化を防止するためには、再生可能エネルギーの普及だけでなく、エネルギー利用の効率化やエネルギーの節約・節電が必要です。

飯田市は、省エネ・エコライフのあり方を「見える化」するために、「りんご並木のエコハウス」を建設しました。また、エコライフコーディネーター制度^{*30}や、広報いいだを利用した省エネ・エコライフの啓発にも取り組んでいます。

さらに、地域ぐるみ環境 ISO 研究会^{*31}と協働して環境マネジメントシステムの普及に取り組み、大規模な一斉行動を行いながら、市民の意識の啓発に努めています。

2 現状と課題

省エネ・節電意識について 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、中部電力株式会社の管内でも、浜岡原子力発電所の運転停止措置を受けて、節電の機運が高まりました。 人々の省エネへの関心が高まっています。これを一過性のものとせず、継続し、かつ、習慣化することが必要です。	エネルギーを消費してしまう生活習慣 これまで、安価で安定したエネルギー源が支えてきた私たちの生活習慣は、知らないうちに多くのエネルギーを消費し、大量の二酸化炭素も排出していました。 今の生活習慣を一つひとつ点検していく必要があります。
不安定なエネルギーの価格 現在、原油価格の変動を受けて、エネルギーの価格が不安定な状況が続いています。 エネルギーを大きく消費する生活様式が続けば、市民生活はその影響を大きく受けることが予想されます。	



緑のカーテンの育て方講座

^{*30} エコライフコーディネーター制度：エコライフ（環境に優しい生活）を広めるため、様々な経験を有し、高い知識や技術を持つ方を任命し、多くの市民に対し、エコライフの普及啓発活動をしていただく制度。

^{*31} 地域ぐるみ環境 ISO 研究会：詳細は 102 ページのコラムを参照。

3 目指す将来像

- (1) エネルギーの消費に対する市民の意識が高まり、無駄な利用が減ります。
- (2) 多くの市民に、自分に見合った形のエコライフが定着しています。
- (3) 再生可能エネルギー利用に併せて省エネ行動も普及し、地球温暖化防止に対する意識の高い低炭素型地域社会が形成されます。

環境面	地球温暖化防止／エコライフの定着／エネルギーへの意識の向上
経済面	エネルギー価格変動に強い地域づくり エネルギー利用の効率化 環境配慮型・地産地消型商品の販売量の増加
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

省エネ・地球温暖化問題に対する市民の関心が高まり、生活習慣が変わり始めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

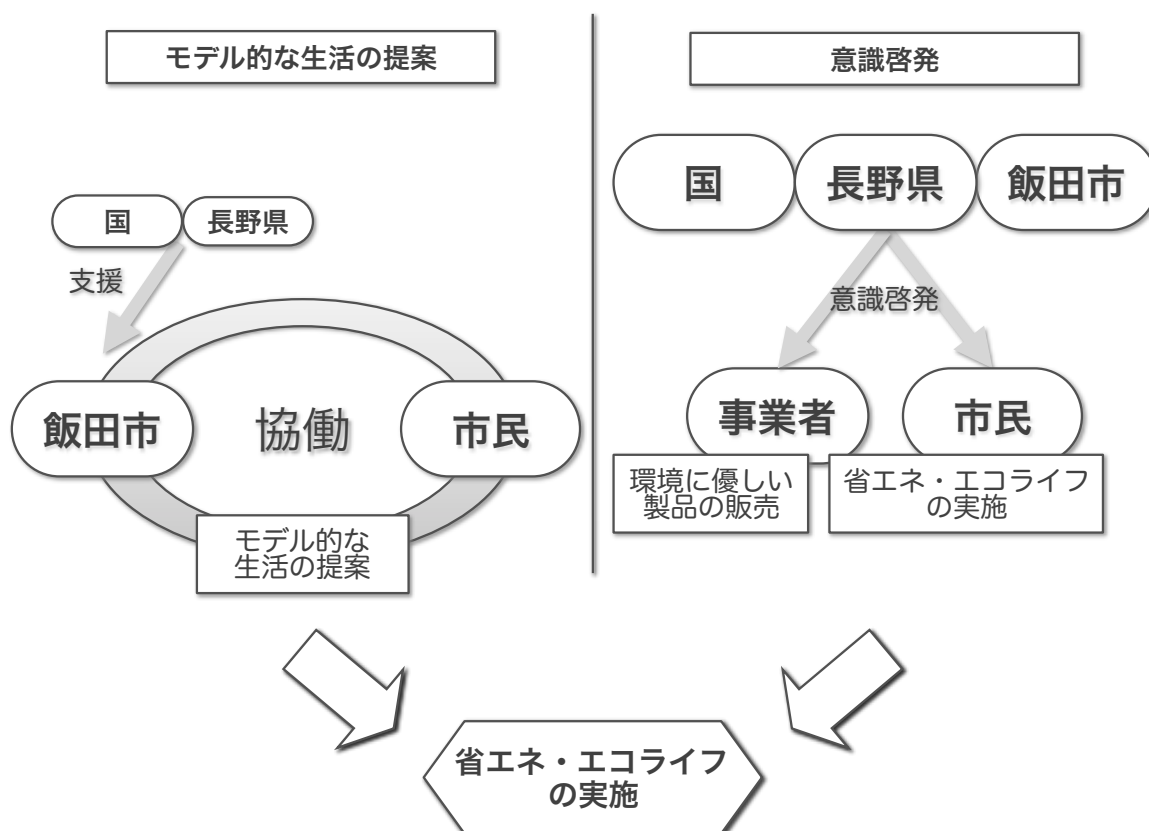
- (1) 市民、飯田市内で活動する事業者に向けて、省エネの必要性和有効性に関する啓発活動を進めます。
- (2) 飯田市内で先駆的にエコライフを実践している人々とともに、飯田に即したエコライフのモデルについて、研究・検討を進めます。
- (3) 飯田市内で活動する事業者に向けて、省エネ型製品の必要性に関する情報を周知し、環境配慮型製品の開発を働きかけます。

第2段階

- (1) 飯田型のエコライフ・スタイルを提案します。さらに、飯田市内で先駆的にエコライフを実践する人々の情報を集めながら、随時、情報を更新して発信します。
- (2) エコライフを推進するための仕組みを具体的に検討していきます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
温室効果ガス排出量（民生部門）2005 年比 ※温室効果ガス排出量は2年遅れの算出となる。	%	-10.2（H21）	-20.0



8 施策1－3対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

エコライフ啓発普及事業

(地球温暖化対策課)

- (1) りんご並木のエコハウスを利用し、啓発を行います。
- (2) エコライフコーディネーター制度を利用し、啓発を行います。また、新たなエコライフコーディネーターの任命と育成を行います。
- (3) まちづくり委員会・各種団体等と協働し、啓発を行います。
- (4) 地域ぐるみ環境ISO研究会参加企業と連携して、意識調査や啓発を行います。
- (5) 飯田地球温暖化対策地域協議会とともに、新エネルギー、省エネルギー、エコドライブの普及や、会員の知識向上を図ります。

省エネ機器普及促進事業

(地球温暖化対策課)

公共施設に雨水タンクを設置し、雨水の有効利用の促進と、市民の意識の啓発を行います。

防犯灯 LED 化事業

(危機管理・交通安全対策室)

市内に設置してある約 6,000 の防犯灯を、順次、地元企業グループの開発した LED 一体型に取り替えます。

既に 3,000 灯は、平成 21 年に環境省の環境保全型地域づくり推進事業を活用し、取り替えが完了しています。

施策 1 のその他の事業

(平成 24 年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

環境モデル都市進行管理事業

(地球温暖化対策課)

- (1) 市内 20 地区において説明会を開催し、市民の協力が必要なことについて理解と協力を得るように働きかけます。
- (2) 環境モデル都市として、国や地方自治体が開催する各種会議に出席し、必要な情報を取得し、政策に反映させます。
- (3) 国内外の環境団体が開催する地域の低炭素化に資する会議に加盟・出席し、情報交換・意見交換を行います。
- (4) 市域からの CO₂ 排出量調査を年に 1 回行います。また、国による、新たな CO₂ 排出量算定手法の検討にも、積極的に協力します。

環境保全推進事業

(地球温暖化対策課)

- (1) 環境審議会を運営します。
- (2) 環境首都コンテストを通じて発足した、中部環境先進 5 市（多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市）による T₂A₂S₂K₁ プロジェクトに参加し、相互に情報交換を行い、環境保全の推進に取り組みます。



メガソーラーいいだ

施策2 緑の保全と創出

この施策は、水や緑が保全されることを目的とします。

「山」・「里」・「街」のそれぞれにおいて緑の保全と創出を促進し、生物多様性^{*32}の豊かな生態系が存在する飯田市を目指します。

「山」は、森林の持つ水源保全・防災・生物多様性等の機能的公益性に着目し、環境の視点からの整備を進めるとともに、間伐材の搬出を促進して森林資源として利用し、これが地域内で流通し、循環する仕組みを構築します。

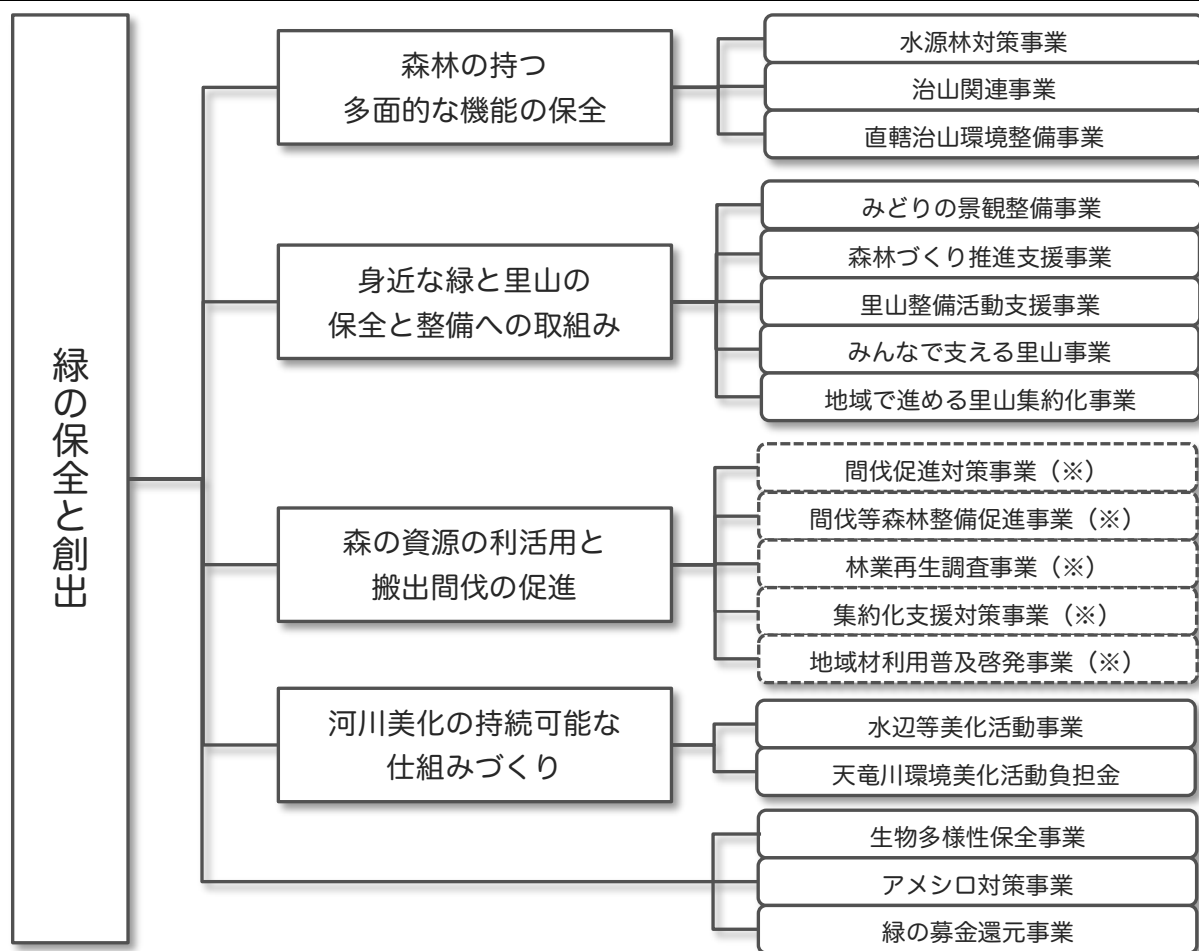
「里」は、特に生物多様性の豊かさであり、身近な自然空間です。生態系の保全や文化的機能に着目して整備を進めます。

「街」は、美しい自然と調和した都市や潤いある住環境を目指して整備を進めます。

「山」・「里」・「街」をつなぐ自然の回廊である河川の保全・美化を進めます。

この施策を推進するために4つの施策の柱を設け、推進していきます。

◆ 施策の柱と事業の構成



■ 施策の指標

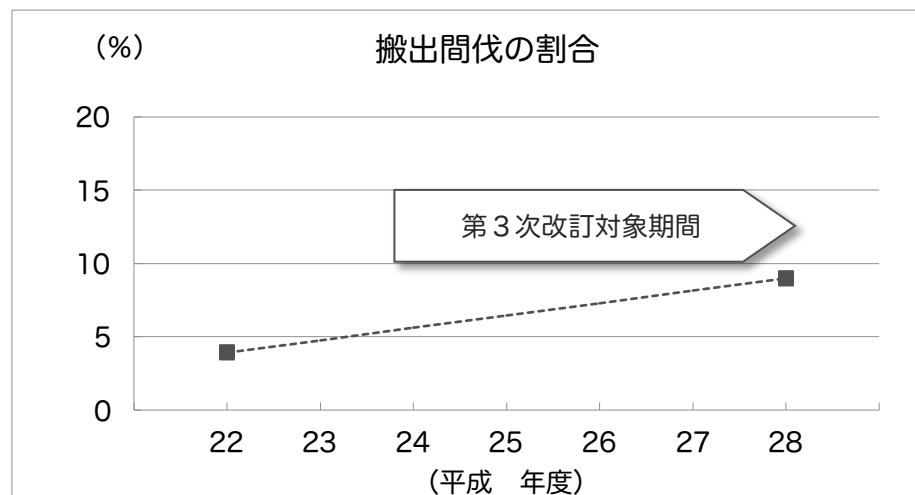
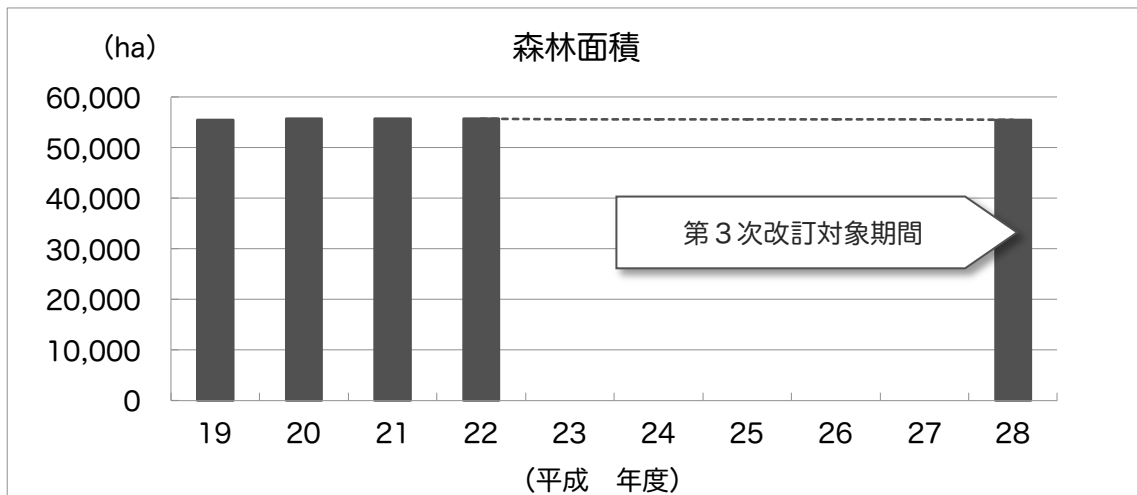
(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いため掲載します。

目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
森林面積	ha	55,724.4	55,540
森林間伐面積	ha	739.68	574(/年)

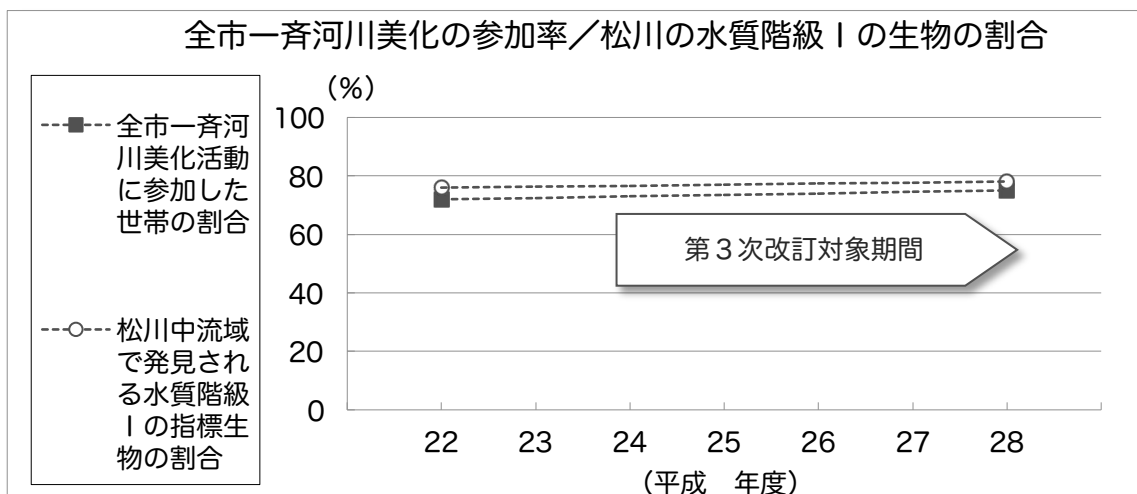
^{*32} 生物多様性：詳細は 20 ページを参照。

森林間伐面積のうち搬出間伐面積	ha	28.87	52(/年)
搬出間伐の割合	%	3.9	9.0
松川中流域で発見される水質階級Ⅰの指標生物 ^{*33} の割合	%	72.0	75.0
全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合	%	76.0	78.0

➤ 関連計画 飯田市森林整備計画



※新規目標のため、実績値は平成22年度のみ。



※新規目標のため、実績値は平成22年度のみ。

^{*33} 水質階級Ⅰの指標生物：詳細は30ページを参照。

1 目的とこれまでの取組み

日本の森林の多くは、林業としての利用を考えて整備されてきました。人の手が入った森林は、地域の特性に応じた森林施業や、健全な森林資源の維持のための計画的な間伐と造成の実施が必要です。

しかし、木材価格の低迷や戦後期の生産過剰の影響により、林業経営が困難となったため、整備の遅れた森林が増えています。それらの森林では、生物多様性、水源涵養、湧水の保全などの多面的な機能が低下しています。また、局地的な豪雨により崩壊が起こり、下流への土砂流出も招いてきました。森林の持つ多面的な機能を維持していくためには、計画的な森林の管理が必要です。

飯田市では、森林整備計画を策定して地域や状況に応じた森林整備の方針を定めています。この計画に基づいて、持続可能な森林の整備が必要となっています。

また、崩壊地においては治山事業^{*34}の導入により、これ以上の崩壊を防止し、災害が発生しない森林づくりを目指しています。

2 現状と課題

森林整備の遅れ

林業の衰退により、適切な整備が遅れた森林が増えています。これにより、二酸化炭素の吸収源としての機能が損なわれたり、日光が届かない森林では多様な生態系が失われたりするなど、森林の持つ多面的な機能が低下し、森林環境が悪化しています。

今後、地球温暖化の進行に伴って豪雨の増加が予想されます。整備が遅れた森林では、土壌が流出し易く、崩落など土砂災害の危険性が増します。こうした崩落地を放置すれば、更なる土砂災害の発生リスクを抱えるだけでなく、貴重な水源水が濁るなどの影響もあり、市民生活に多大な影響を与えます。

森林整備計画の理解促進と無計画な伐採や植栽の防止

飯田市は、森林の公益的機能を維持し、森林の適切な利用を図るため、飯田市森林整備計画を定めました。

望ましい森林の姿を目指すため、この計画を森林所有者や事業者理解してもらうことや、計画に基づいた森林施業を支援することが必要です。

木材価格の低迷と担い手不足

木材価格の低迷等が、林業の停滞と新規林業就業者の減少を招いています。その結果、就業者の高齢化が進んでいます。

森林の多面的な公益的機能を保全するために必要な資金と人材の両面が不足し、森林の整備が十分にできない状況が生じています。

^{*34} 治山事業：森林の維持・造成を通じて、地滑り、土砂崩れ等の災害を防止するとともに、水源涵養等を図る事業。

3 目指す将来像

- (1) 森林の持つ多面的な公益的機能に対する見直しが進み、地域や状況に応じた森林整備が進みます。
- (2) 森林が健全に機能することで、二酸化炭素の吸収源として機能します。

環境面	生物多様性保全／水源涵養／湧水の保全／土砂流出防止 森林整備による二酸化炭素の吸収
経済面	防災／適切な森林整備による林業・林産業の活性化 間伐実施による木材の成長に伴う木材価値の向上
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

計画的で適正な管理をされた森林が増加し、整備の遅れた森林は減少し始めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

- (1) 将来を見据えて森林整備を進めるため、森林の持つ公益的機能の重要性と、森林整備計画を周知していきます。
- (2) 森林の手入れに対する支援と治山事業への協力を行います。

第2段階

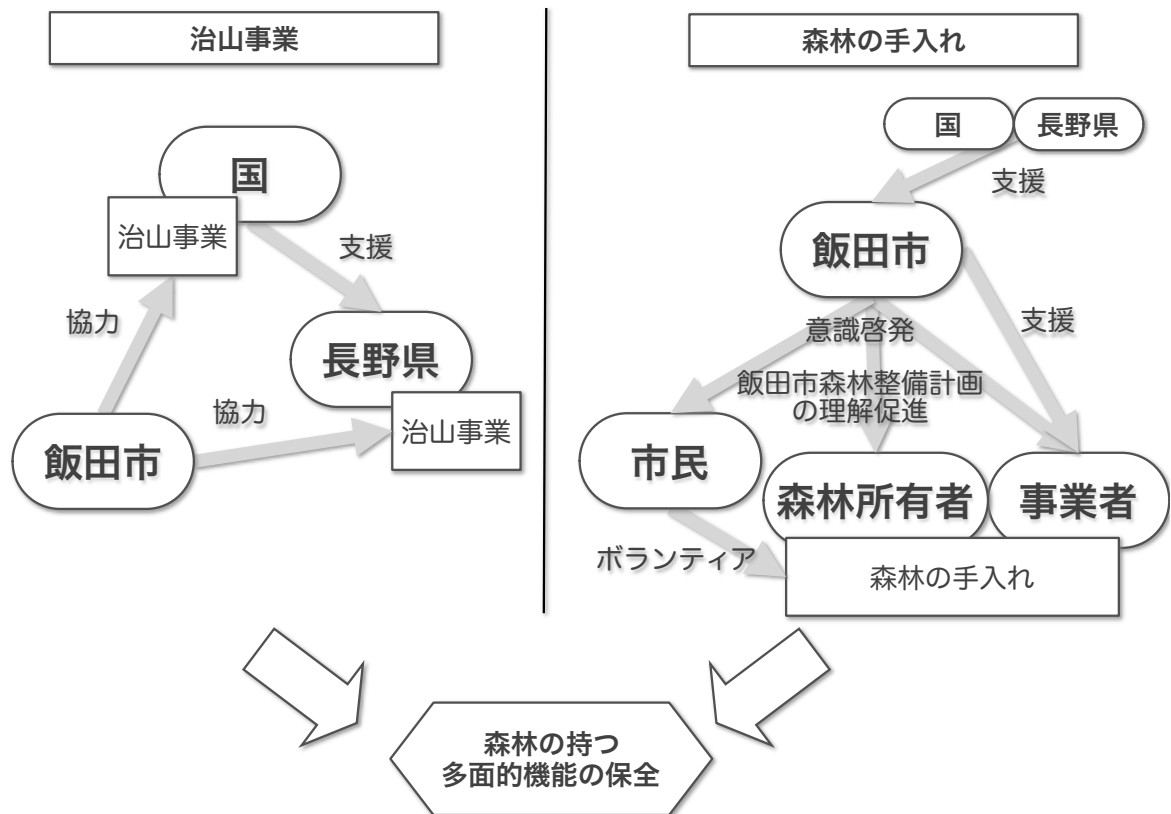
- (1) 森林整備と治山事業への市民の関心を高めるため、実際に参加してもらう機会を増やします。
- (2) 計画に基づいた森林整備への支援を行います。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
森林間伐面積	ha	739.68	574.00



間伐前後の様子



8 施策2-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

水源林対策事業

(林務課)

財団法人豊川水源基金の助成を受けて、上村・南信濃地区の市有林の保育等を行います。

財団法人豊川水源基金は、豊川水系の水源涵養に重要な機能を果たす森林の保全を図るため、豊川水系を軸とする関係18市町村と愛知県の共同で設立された基金です。

直轄治山環境整備事業

(林務課)

松川入地区への唯一の進入路であり、危険箇所や崩落箇所など改良の必要がある箇所のある林道松川入線の関連改良工事を実施します。

同地区の森林は、飯田市の重要水源であり、森林資源が豊富ですが、荒廃地もあます。現在、国が民有林直轄治山事業を進めており、同林道の通行量が増大しています。

治山事業

(林務課)

森林、道路、人家等を守るため、崩落地の復旧をします。この事業では県の公共治山事業で採択されなかった小規模な箇所を、市の事業で補います。



1 目的とこれまでの取り組み

近年、里山の持つ生物多様性の豊かさ、レクリエーション機能等の文化的な価値、防災上の役割などの公益的な機能が見直されています。

飯田市には、市街地近郊にある段丘崖の緑や、周辺地区の集落を取り巻く里山など、身近な空間に緑や里山があります。

しかし、手入れが行き届かなくなり、間伐の遅れや竹の侵入が進んだ場所では、それら公益的な機能の維持が困難となっています。

飯田市は、里山の整備を支援してきました。今後は、里山の公益的な機能について市民の理解を促進し、地域や市民との協働により、更なる里山の再生に取り組んでいきます。

2 現状と課題

林産材の利用低下に伴う価値の喪失

里山は、薪などの林産材を利用するため、継続的に人の手が入り、維持されてきました。しかし、化学肥料や石油製品の普及により、肥料となる里山の落ち葉や下草、薪となる木材が使われなくなっていて、里山を手入れする機会が減少しています。

公益的機能への理解不足

里山の持つ公益的な機能は、社会的に見直されつつあります。しかし、それは市民に十分に浸透しているとはいえません。里山が持つ公益的機能について、市民の理解を深める必要があります。

山林所有者の関心

山林所有者の高齢化や核家族化などの生活習慣の変化、経済状況の変化に伴い、所有者から顧みられることなく放置される里山が増えています。また、里山近隣に住んでおらず里山への関心が低い所有者もいるため、里山整備への公的な支援が難しくなっています。

将来的には人里近くにも荒廃した山林が増える可能性があり、災害などの危険が増える可能性があります。



3 目指す将来像

- (1) みんなが、里山を「地域にとって価値のあるもの」と認識し、手入れが行き届いた里山が増えていきます。
- (2) 管理された里山は、豊かな生態系を持ち、土砂流出も少なく、環境学習や地域の文化継承の場としても利用されます。

環境面	生物多様性の保全／土砂流出防止／水源涵養
経済面	防災
社会面	地域学習や文化の場の継承

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

里山の持つ公益的な機能について、多くの市民に理解が広がり始め、所有者だけでない多様な主体による整備が始まります。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

- (1) 里山整備のため、所有者の集約化や整備事業を実施します。
- (2) 里山の持つ公益的機能を、多くの市民に周知します。

第2段階

里山の整備を支援するため、所有者のみではなく、多様な主体により取り組める仕組みづくりを行います。

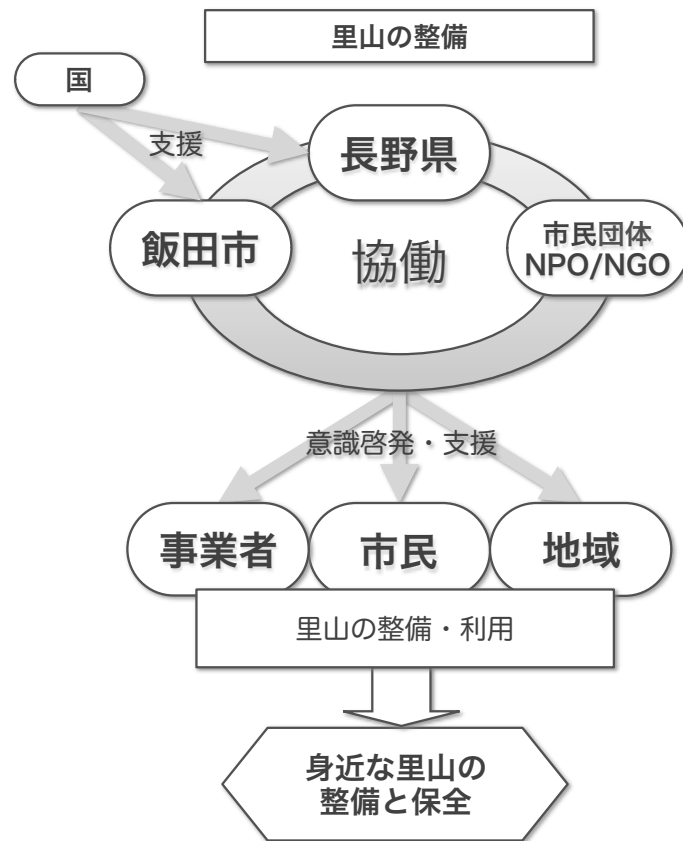
6 進行を管理する指標

里山の面積について

集落に近い森林を一般に里山と呼んでいますが、統計上では里山という区分があるわけではなく、面積は集計できていません。

したがって、里山整備の支援事業を導入し、実施した森林面積から里山の面積を推定し、そこから目標を設定します。





8 施策2-2に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

みどりの景観整備事業

(林務課)

- (1) サル、イノシシ、クマ等の野生鳥獣による耕作地への被害防止のため、農地や幹線道路周辺の荒廃した里山などで、藪払いや不用木の除去をします。
- (2) 同時に、良好な森林景観を形成します。

みんなで支える里山整備事業

(林務課)

集落周辺の里山は、所有者が細かく分かれているなど、整備が進めにくい面があります。3人以上の所有で1ha以上の里山を対象に、飯田市や飯伊森林組合、NPO 法人などが間伐などの森林整備を実施することで、森林の多面的機能の回復を図ります。

(事業実施にあたり、所有者は、主伐や森林以外への転用を20年間制限する協定を県と締結します。)

森林づくり推進支援金事業

(林務課)

- (1) 緩衝帯整備事業
荒廃した森林等の藪払いや不用木伐採などを行うことで、シカ、イノシシ、サル等による林業への被害を防止します。同時に、良好な森林景観の形成を図ります。
- (2) 里山整備事業
集落周辺の里山を整備し、居住環境の改善と景観対策を図ります。
- (3) 竹林整備事業
竹の破砕機の、消耗品の交換や修繕を行います。自治会や集落等が行う竹藪整理に、破砕機を貸し出した場合の支援効果を実証します。

地域で進める里山集約化事業

(林務課)

森林整備を行う際、所有者の境界がはっきりとしていない場所があることが、一つの障害になっています。

そこで、地域(自治会、区、集落、山林委員会、森林組合等)が主体となって、森林所有者に呼びかけ、地域ぐるみで所有地境界を明確化する活動や、整備への同意を得る活動に対して、補助金を交付します。

里山整備活動支援事業

(林務課)

市道、農道、地域住民の通学路、生活道路を中心に、風や雪により竹が倒れて、通行に支障がある場所を皆伐します。

1 目的とこれまでの取組み

森林の多面的な機能の維持や木材生産のためには間伐が必要です。それに伴い、間伐材が発生しますが、現在、この多くは資源として利用されず打ち捨てられています。

このような状況を受けて、国や県により搬出間伐^{*35}への補助制度が設けられました。

搬出される間伐材を利活用するための仕組みづくりが急務となっています。

2 現状と課題

間伐材需要の少なさ 現在のところ間伐材の需要が低いため、搬出間伐は費用に対して見合いません。そのため、多くの間伐材が森林に放置されています。 平成 22 年度の飯田市における森林の間伐面積は 739.68ha ですが、そのうち搬出間伐が行われたのは 28.87ha に留まっています。 間伐への補助制度が、搬出間伐を対象にした制度へと変化しました。この制度を活かし、間伐材の需要を生み出すことが、搬出間伐を促進するためには重要です。	主伐材の建材としての利用不足 搬出間伐が進まない大きな理由は、間伐により育てる主伐材の利用が進んでいないことにあります。 これは安い輸入材の影響と、戦後の復興期に日本中で多くの木を伐った結果、現在、似たような樹齢の木が多くなったためといわれています。 森林には、木材生産だけでなく、多面的な機能が存在しています。森林の樹齢のバランスを整え、崩さないようにするため、林業の需要を拡大して支える必要があります。
---	--



間伐を実施する薪人

^{*35} 搬出間伐：間伐した材木を森林外へと搬出する間伐。森林外へと搬出せずにその場に残すものを切り捨て間伐という。

3 目指す将来像

- (1) 間伐材が地域内で循環し、有効利用されることで、間伐の費用対効果が高まり、補助金のみに頼らない森林整備が進みます。
- (2) 間伐材の木質バイオマスエネルギーとして利用が進みます。

環境面	地球温暖化防止 エネルギーの低炭素化
経済面	間伐材の資源としての利活用 地域産の木材利用に関する意識向上 主伐材の育成
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

間伐材を利用した事業や産業が始動し、資源として循環する仕組みが出来始めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

現在、間伐は、その多くの伐採木が山林内に置かれる「切捨て間伐」から、持ち出される「搬出間伐」に切り替わりつつあります。

搬出された木材を利用するための仕組みを検討します。

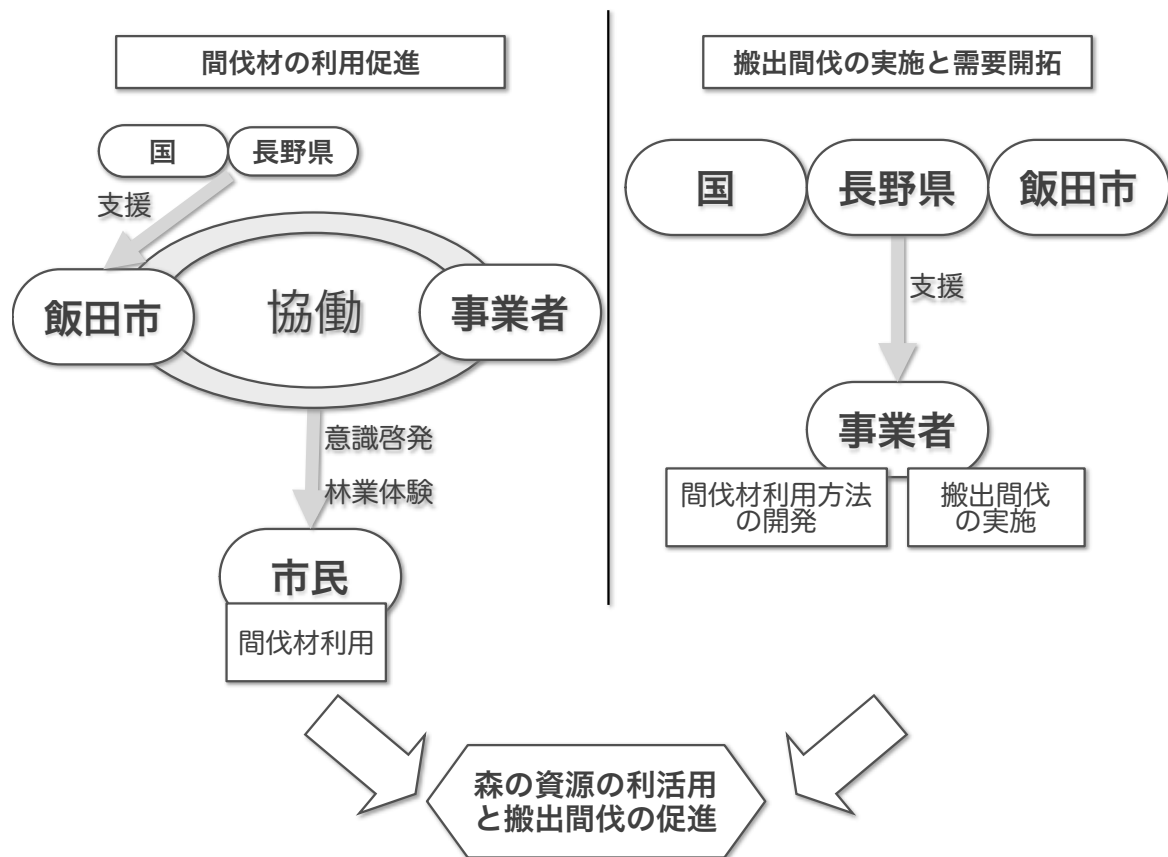
第2段階

間伐材の利用のための啓発活動や、有効な利用方法の研究と利用推進への支援に取り組みます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22年度	H28年度
森林間伐面積のうち搬出間伐面積	ha	28.87	52
搬出間伐の割合	%	3.9	9.0
間伐材利用の状況について ペレットの生産量や、薪などのバイオマスエネルギーとして使われた量で把握します。			





8 施策2-3に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いため掲載します。

間伐促進対策事業 (※)

(林務課)

間伐量の拡大と搬出間伐を積極的に推進するため、森林組合等の事業者に対し間伐経費を補助します。

間伐等森林整備促進事業 (※)

(林務課)

森林整備事業者が、木材(間伐材)の搬出や林内作業を効率的に行うために、高性能林業機械を新たに導入することへ支援を行います。これにより、間伐材の搬出に伴うコストの軽減と、生産性の向上を図ります。

林業再生調査事業(薪事業) (※)

(林務課)

薪ストーブ設置者など、薪に関わる人々に対して、この薪人(マキビト)事業を説明し、事業への参画を促します。

主な活動

- (1) 軽量架線の材搬出機材を使った林地残材の搬出作業
- (2) チェーンソー講習会、玉切り
- (3) 小学校で親子薪割教室
- (4) 薪の販売
- (5) マキビトの組織化

地域材利用普及啓発事業 (※)

(林務課)

地域材(間伐材)の利用を促進するため、民間主導による商品開発などの取り組みへの支援を行います。また、意識啓発活動として、飯田市産の木材に関する情報発信、森づくり作業体験、木工体験、森林教室、林産物販売、パネル展示、地域材に関する相談や講演会の開催等を行います。

集約化支援対策事業 (※)

(林務課)

搬出間伐を促進するため、市内の民有林の集約化を促します。森林所有者の相続関係を調査し、集落単位の説明会を開催します。それにより、森林所有者から集約化及び施業への同意を取付け、搬出間伐事業を計画的に実施します。

１ 目的とこれまでの取組み

地域を流れる河川や井水^{*36}の水質や環境は、地域の人々により定期的に維持管理されていることで保たれてきました。

地区ごとで行われている河川美化の活動は、河川のごみ清掃から雑草雑木の管理まで、多岐に渡っています。また、活動の内容は地区ごとに違ってきます。

現在、河川美化の担い手は、高齢化の進行などにより減り始めています。

そのため、従来通りの河川美化が継続的にできるか、不透明になってきています。担い手の育成や新たな仕組みの検討が必要です。

２ 現状と課題

河川一斉美化活動の現状

飯田市では、７月の第１日曜日を水辺等美化活動日として呼び掛けていますが、平成 22 年度は全世帯の 76%が参加しています。

都市化に伴う河川状況の変化

河川美化活動の始まった当初と比べると、コンクリートで固められた河川が増えています。これにより、河川美化活動の内容が変わりつつあります。

地域の高齢化

平成 22 年の飯田市の高齢化率は、28.1%です。また、高齢化率には地域差があり、50%を超える地域も存在しています。

これにより、地域によっては、河川一斉美化活動でできることが限られてきています。

行政による河川管理とその限界

現在、行政の予算が非常に厳しくなっているため、河川の維持管理に関する要望の全てには応えられない状況になってきています。

多様な主体の手による河川の維持管理が、ある程度できる仕組みが必要です。

河川の維持管理に関する情報の共有

地域は、主体性によって、河川美化活動だけでなく、様々な河川管理の活動を行っています。

しかし、河川美化や管理の活動は、県や市の中で担当が分かれていて、情報が地域へ伝わりにくい状況があります。

^{*36} 井水：ここでは用水路の意味。この地方の言い方。

3 目指す将来像

河川維持管理の問題が行政と地域にとって厳しい課題として共有され、両者の協力による維持管理の仕組みが作られます。その中で、各地域の状況に合わせながら、河川一斉美化活動が行われていきます。

環境面	河川美化
経済面	—
社会面	地域活動の継続・結の精神の継承

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 河川の維持管理に関する課題と情報が、整理された状態で地域と共有されます。
- (2) この中で、河川美化活動では何をすることが必要なのかが整理され、他の河川維持活動と役割分担の中で必要な活動が何であるのかを、地域とともに考えることが始まります。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

河川の美化及び維持管理に必要な情報を整理し、各地域と共有します。なぜ、どのような地域の活動が必要なのか、どういう課題を解決しないといけないのかを共有します。

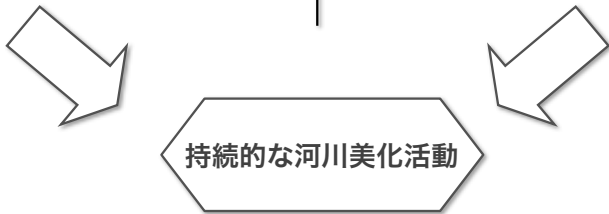
第2段階

地域と共有された課題について、改善に向けた方向性を探る話し合いが始まり協力体制が構築されます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合	%	76	78





8 施策2-4に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

水辺等美化活動事業

(環境課)

飯田市は、身近な環境を自分たちの手で守る活動の一つとして、全市一斉水辺等美化活動日を、毎年7月の第1日曜日と定め、実施を呼びかけます。なお、実施日・実施内容は、地区により異なることもあります。

天竜川環境美化活動負担金

(建設管理課)

天竜川に人々が近づけ、憩えるような場所を取り戻すために、流域地区の住民と市民のボランティアによる活動を支援します。この活動では、夏季は河川清掃やアレチウリ駆除、冬季は河川内樹木の整理等が行われています。

施策2のその他の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

生物多様性保全事業

(環境課)

- (1) 絶滅が危惧されている、希少野生植物の保全をします。
- (2) 伊那谷自然友の会などの専門分野の方を講師として、環境調査員(環境チェッカー)の育成・レベルアップを図ります。
- (3) 生物多様性自治体ネットワークを活用して、生物多様性や外来生物に関する情報を収集し、市民へと提供します。

アメシロ対策事業

(環境課)

緑の大敵であるアメリカシロヒトリ(アメシロ)を駆除します。

市有地、所有者不明地などにアメシロが発生し、自治会などが共同で防除を行う場合に、車両及び動力噴霧機の貸し出しや、農薬の提供を無料で行います。

緑の募金還元事業

(林務課)

緑の募金の還元金を利用して、市内70ヶ所の公共施設にミツバツツジ等を植えて緑化を推進します。



樹齡 450 年（推定）の安富桜



りんご並木での収穫



竹宵まつり

施策 3 廃棄物の減量と適正処理

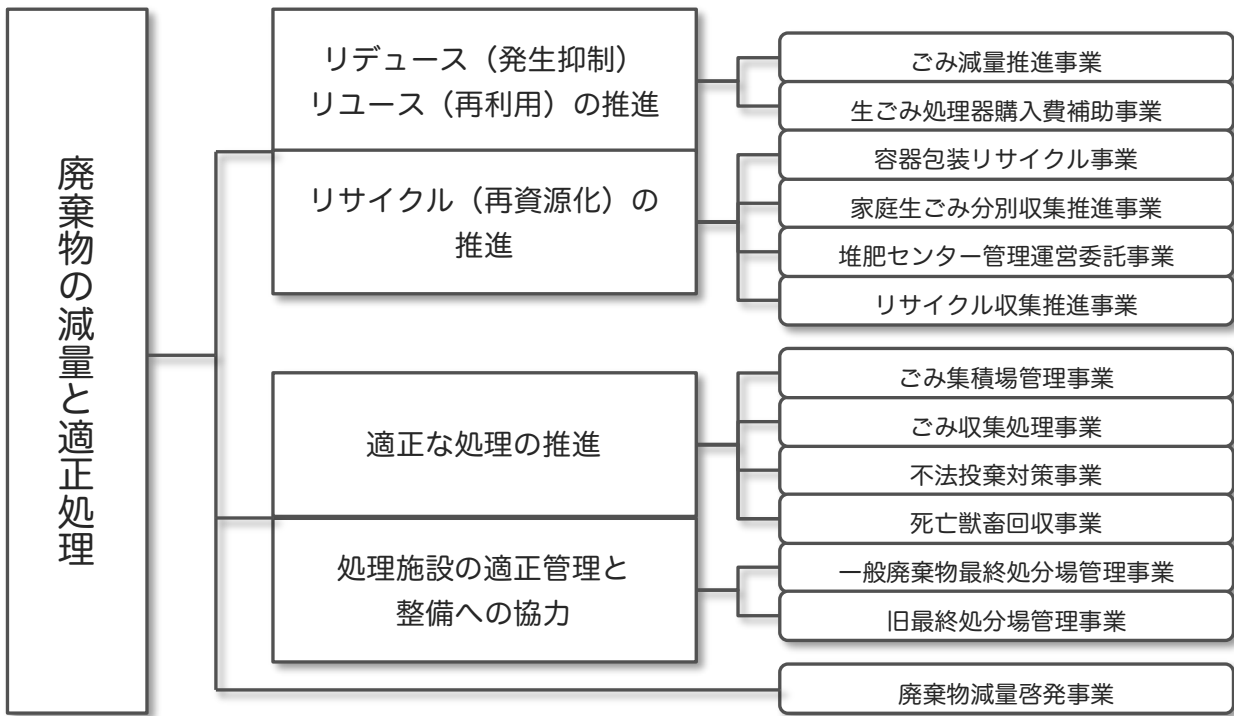
この施策は、市民、事業者が排出するごみを少なくすること、そして、ごみが適正に処理されることを目的に取り組みます。

リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）及びリサイクル（再資源化）が推進され、排出されるごみが減量されることを目指すとともに、排出されるごみについては適正処理を行います。

不法投棄やポイ捨ての少ない、清潔な地域づくりを目指します。

そのため、この施策の 4 つの課題を 2 つの政策の柱に集約して推進していきます。

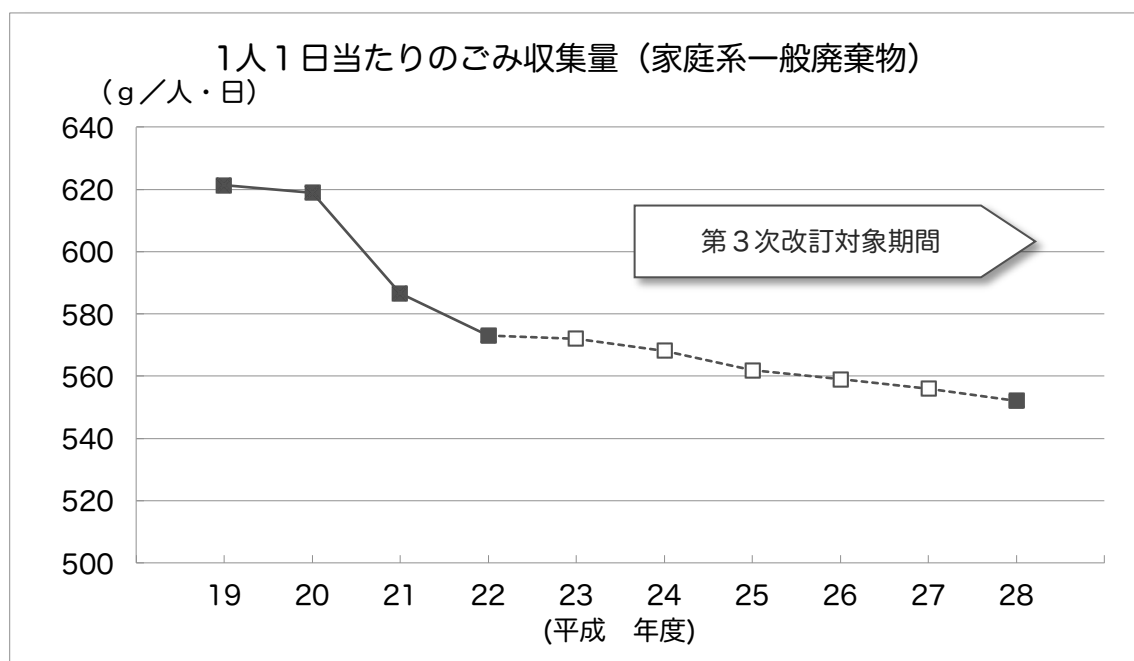
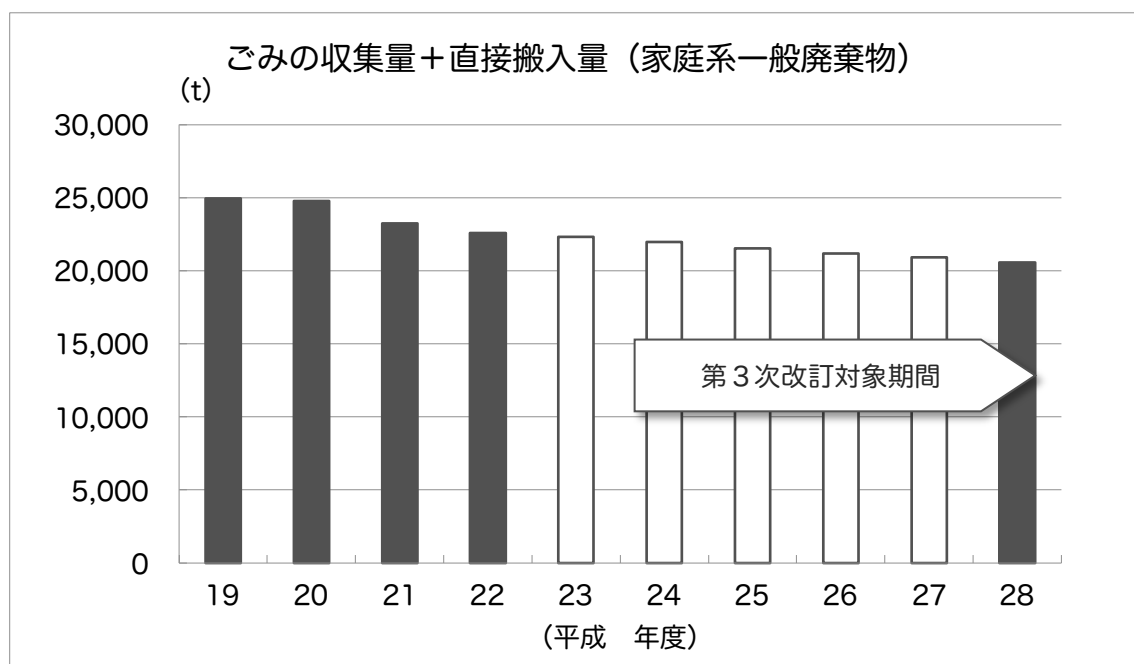
◆ 施策の柱と事業の構成



➤ 関連計画 飯田市一般廃棄物処理計画

■ 施策の指標

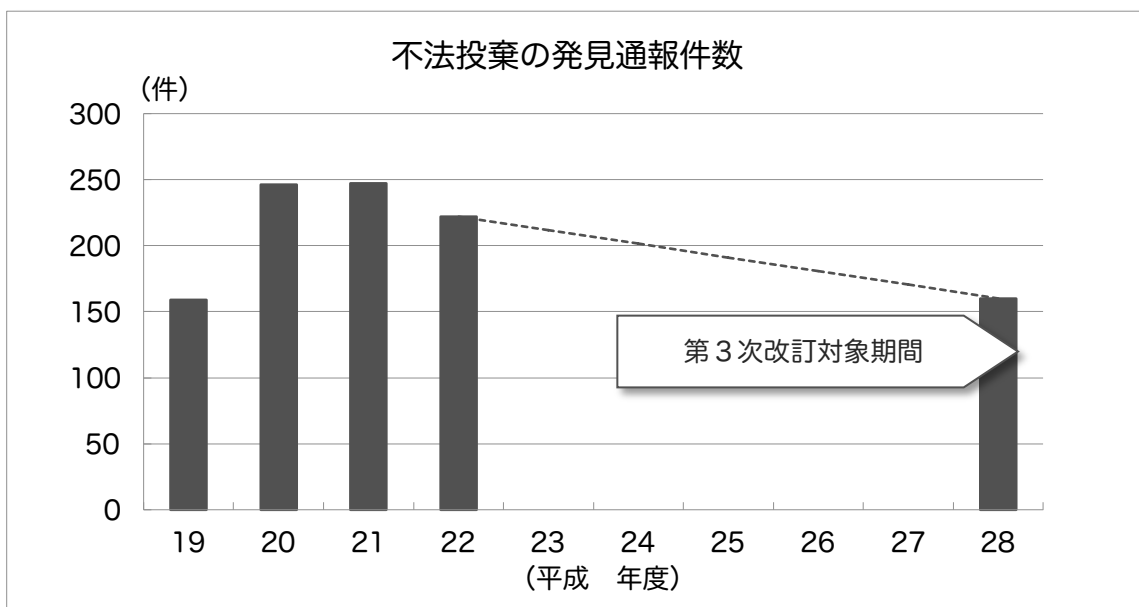
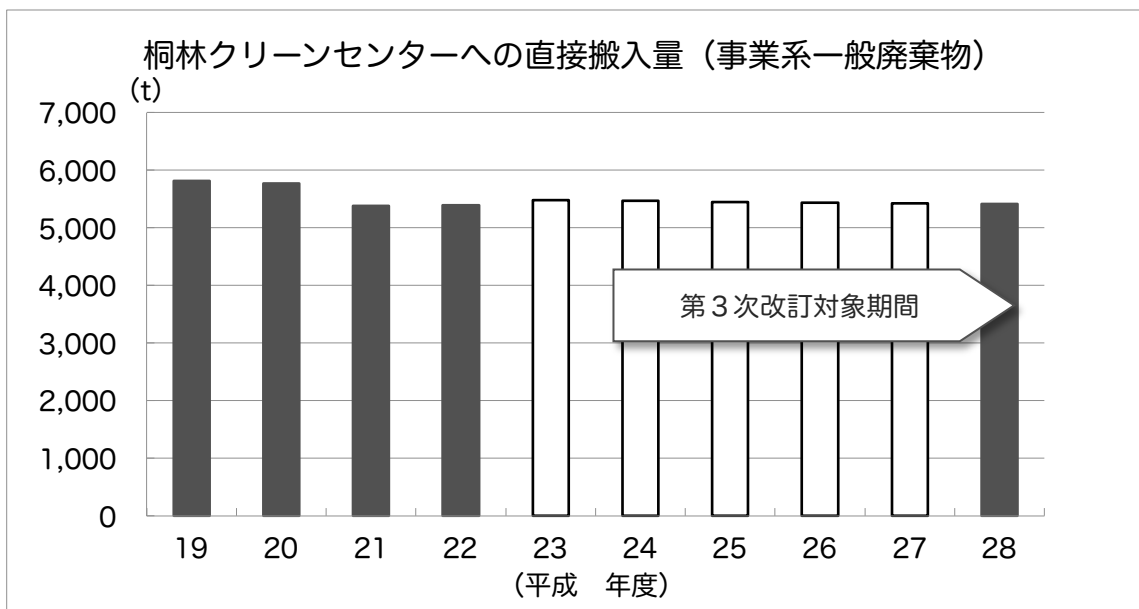
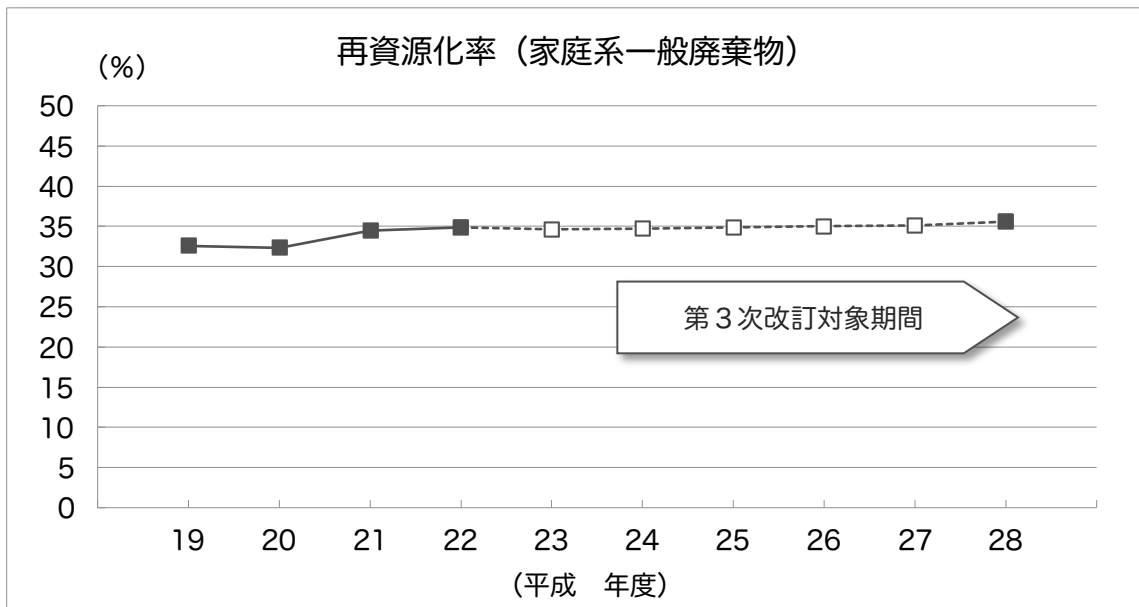
目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
ごみの収集量+直接搬入量 ^{*37} （家庭系一般廃棄物 ^{*38} ）	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量+直接搬入量 （家庭系一般廃棄物）	g/人・日	573	552
再資源化率（家庭系一般廃棄物）	%	34.9	35.2
桐林クリーンセンターへの直接搬入量 （事業系一般廃棄物 ^{*39} ）	t	5,399	5,416
不法投棄の発見通報件数（廃棄物）	件	222(6,976kg)	160(6,300kg)



^{*37} 直接搬入量：桐林クリーンセンター（燃やすごみ）やグリーンバレー千代（埋立ごみ）に直接持ち込まれたごみの量。

^{*38} 家庭系一般廃棄物：家庭から排出されるごみ。市町村が収集・運搬、処分する。

^{*39} 事業系一般廃棄物：事業から排出されるごみのうち、法令で指定された産業廃棄物を除くもの。事業者の責任において収集・運搬、処分する。



1 目的とこれまでの取組み

大量生産・大量消費・大量廃棄といわれる現代の生活様式は、多くの物を利用し、環境へ負荷を与えています。このような生活様式は全ての環境問題の基礎にあります。

ごみの問題は、まず、ごみの排出量を減らすことが必要です。

飯田市では、ごみの排出量抑制のため、平成11年12月からごみ処理費用負担制度^{*40}を導入し、排出者に費用負担を求める取組みを進めてきました。

また、排出段階における分別の推進や、生ごみ処理機器購入への補助をすることで、自家処理を促進するとともに、市内一部地域を対象に、生ごみの集団回収と堆肥化を行っています。これらの取組みにより、ごみの排出量は日本の中でも少なくなっています。

ごみの排出量は、現在、日本中で急速に削減が進みつつありますが、ごみ処理施設の寿命や地球温暖化問題を考えると、更なる削減をすることが必要です。

2 現状と課題

ごみの減量

飯田市内のごみの発生量は、平成21年度で1日1人あたり749gです。これは全国の平均が994g、長野県の平均が881gなのに対して少なくなっていて、10万人以上50万人未満の市町村では全国5位の少なさですが、まだ、減量の余地を残しています。

ごみの発生を抑制する取組みを進めるとともに、可能な限り再利用、再資源化を行い、限りある資源を有効に利用し、バイオマスなどの新たな地域資源を活用した循環型社会を構築していく必要があります。

ごみの処理に伴う環境負荷の低減

ごみの処理は、少なからぬ環境への負荷を与えています。ごみの処理量を削減し、環境負荷を低減することが必要です。

南信州広域連合の桐林クリーンセンターで、焼却処理される燃やすごみの量は減少してきています。しかし、家庭系の燃やすごみのおよそ4割を占めている生ごみは、エネルギー回収などによる再利用が可能です。生ごみの削減のため、研究が必要とされます。

最終処分場に埋め立てられる、埋立ごみの量は減少してきています。しかし、埋立ごみのおよそ4割を占めている容器包装以外のプラスチック類は、石油を原料としていて、エネルギー回収による再利用が可能です。最終処分場の延命化のため、その検討が必要となっています。

^{*40} ごみ処理費用負担制度：ごみ処理費用の一部を排出者が負担する制度。排出量に応じて負担をすることで排出量の多さに応じた公平性を持った費用負担となるとともに、排出量を減らす動機付けができる。

3 目指す将来像

- (1) ごみはできる限り減量されます。その上で、再使用、再資源化の順に循環的な利用が行われます。
- (2) 処分されていたごみのエネルギー利用など新たな再資源化が行われることで、処分されるごみが減り、最終処分場の延命化が図られています。

環境面	ごみの減量／リサイクル率の向上／最終処分場の延命化
経済面	ごみ処理費用の削減
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 排出されるごみの減量を図ります。また、分別の徹底を推進することにより、再利用、再資源化を進めます。
- (2) ごみのエネルギー利用など、新たな再資源化の研究を進めます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

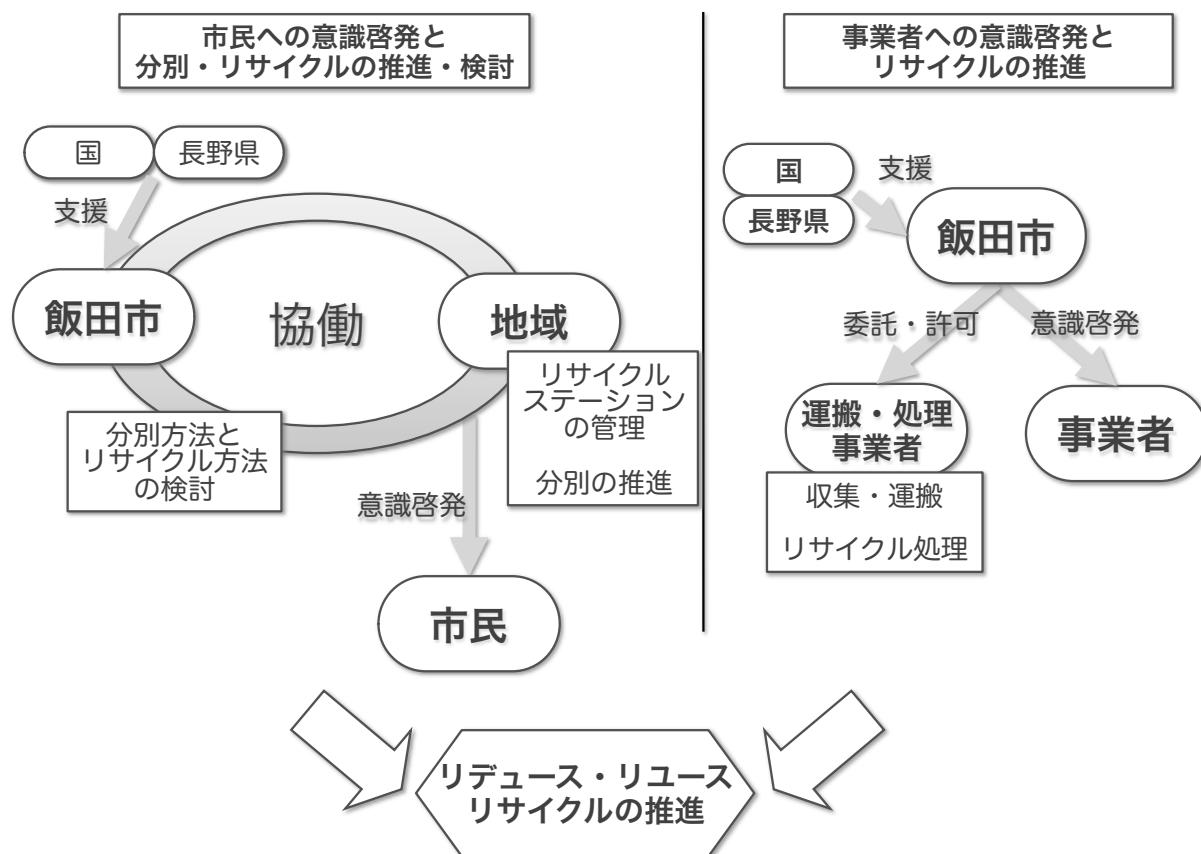
市民、事業者とともに、現状のごみの分別、収集・運搬、処分の体制を維持し、さらに、分別の向上を図り、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図ります。

第2段階

ごみのエネルギー利用などについて、南信州広域連合によって検討中の次期ごみ処理施設建設計画を踏まえ、研究を進めます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
ごみの収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物）	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量＋直接搬入量 （家庭系一般廃棄物）	g/人・日	573	552
再資源化率（家庭系一般廃棄物）	%	34.9	35.2
桐林クリーンセンターへの直接搬入量（事業系一般廃棄物）	t	5,399	5,416



ごみ問題啓発ポスター展

8 施策3-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

ごみ減量推進事業

(環境課)

- (1) 南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、マイバッグ持参運動を推進します。
- (2) 市民と市が連携し、家庭から排出されるごみを減量する方法を研究します。
- (3) 事業者による、環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画によるごみの削減を促進します。

生ごみ処理機器購入費補助事業

(環境課)

家庭から出る生ごみを、市民自らが堆肥化、その他減量対策をすることを促進するため、生ごみ処理機器の購入に対する補助金を交付します。

リサイクル収集推進事業

(環境課)

- (1) ごみ処理手数料制度(ごみ処理費用負担制度)を運用します。
- (2) 資源物のリサイクルとごみの減量を図るため、再利用可能なもの(新聞・段ボール・雑誌その他古紙)の回収を行う団体に対して補助金を交付します。

家庭系生ごみ分別収集推進事業

(環境課)

堆肥センター管理運営委託事業

(農業課)

- (1) 市内一部地域内の家庭より排出される生ごみを、燃やすごみと分別することにより、燃やすごみの減量化を行っていくことを目標とします。また、分別収集された生ごみ、畜産農家から排出される畜ふん及び茸農家から排出される廃培地などの有機資源を、堆肥センターにて堆肥化し、肥料として作物へ施用していくことにより地域内の食農循環の構築につとめます。
- (2) 堆肥センターの運営は、事業参画農家、JA、飯田市が出資し設立した「有限会社いいだ有機」に委託します。
- (3) 更なる分別収集の徹底を図るため、堆肥センターの見学会を行います。

容器包装リサイクル事業

(環境課)

- (1) 容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、プラスチック容器包装の収集運搬及び再資源化を推進します。
- (2) 家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、特定ごみの、収集・運搬及び再資源化を推進します。
- (3) 各地区まちづくり委員会に委託し、リサイクルステーションの適切な運営と管理を行います。
- (4) 各地区まちづくり委員会との協働により、埋立ごみと燃やすごみの組成調査を実施し、その結果を公表して市民の意識の向上を図ります。

1 目的とこれまでの取組みとこれまでの動き

ごみは、まず、減量化を徹底したのちに、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の順に進めることが重要です。

これらの取組みを進めても出るごみについては、環境への負荷を削減するために適正な方法で分別、収集・運搬、処分することが重要です。これは同時に、収集・運搬、処分の費用にも関わります。

飯田市では、各地区のまちづくり委員会と連携しながら、適正な分別、収集に努めてきました。

一方で、近年、不法投棄・ポイ捨てが増えています。飯田市では、投棄者への厳正なる対処を行うとともに、春と秋のごみゼロ運動の実施、意識啓発、不法投棄パトロール員^{*41}によるパトロールなどの対策を行っています。

飯田市では、今後高齢化が進むことが予想されています。この中で、分別、収集体制にどのような対応が必要であるのか、検討が必要になり始めています。

2 現状と課題

ごみ処理に伴う費用の低減 ごみの処理には、収集・運搬から処分と、それぞれの段階で多額の費用がかかります。 飯田市では、平成 11 年 12 月からごみ処理費用負担制度（排出量単純比例型）を導入しました。この制度では、ごみの排出者に排出量に応じたごみ処理手数料の負担を求めることにより、ごみの減量、ひいてはごみ処理費用の低減を図っています。 同じ量のごみでも、その処理の方法によって費用が異なるため、今後のごみ処理方法を検討する際には、費用についても比較、検討し、その低減を図っていく必要があります。	ごみの適正処理 ごみの再資源化は進んできていますが、分別が正しく行われていない、集積所に事業系のごみが出されるなど、排出ルールは必ずしも守られてはいません。ごみの適正処理のためには、市民一人ひとりが排出ルールを守ることが重要です。 高齢化が進む中、ごみの分別や集積所、リサイクルステーションのごみ出しなど、現在の仕組みについて、高齢者への対応の検討が必要となっています。 ごみの不適正な処理として、不法投棄やポイ捨てもあり、市民、土地・施設管理者、警察、行政などが連携した対策が必要となっています。
ごみ処理施設更新に向けての協力 燃やすごみの処理を行っている南信州広域連合の桐林クリーンセンターについては、今後施設の更新に向けての検討を行っていかねばなりません。同センターでは、飯田市のごみが平成 22 年度において処理量の 76%を占めていて、影響が大きくなっています。 更新後の施設の効率的かつ適正な運営のためには、飯田市のごみ分別、収集運搬体制を検討することで、ごみの量、質を見定め、施設の更新に向けた検討に反映させていくことが必要です。	

^{*41} 不法投棄パトロール員：各地区に 1 人、市全体で 20 人が飯田市から任命され、月に 2 回、地区内の不法投棄をパトロールしている。地区によってはまちづくり委員会がパトロール員を増やしているところもある。

3 目指す将来像

- (1) リデュース、リユース、リサイクルを推進した上で排出されるごみについては、適正な処分が行われています。
- (2) 高齢化など社会の変化に対応するとともに、効率的なごみの分別、収集・運搬、処分が行われています。
- (3) 市民、事業者は、不法投棄、ポイ捨てをしないとともに、市民、土地・施設管理者、警察、行政などが連携し、厳正な対処、不法投棄されにくい環境づくり、監視などの対策が進み、不法投棄、ポイ捨てがほとんどない地域となっています。

環境面	ごみの適正処理／不法投棄の減少
経済面	ごみ処理費用の削減
社会面	高齢化社会への対応

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 高齢化などの社会の変化に対応し、かつ、効率的なごみの分別、収集・運搬、処分の検討を行い、可能な取組みから実施し始めます。
- (2) 不法投棄対策の取組みが進み、不法投棄の発見通報件数を平成17年度の水準まで戻します。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

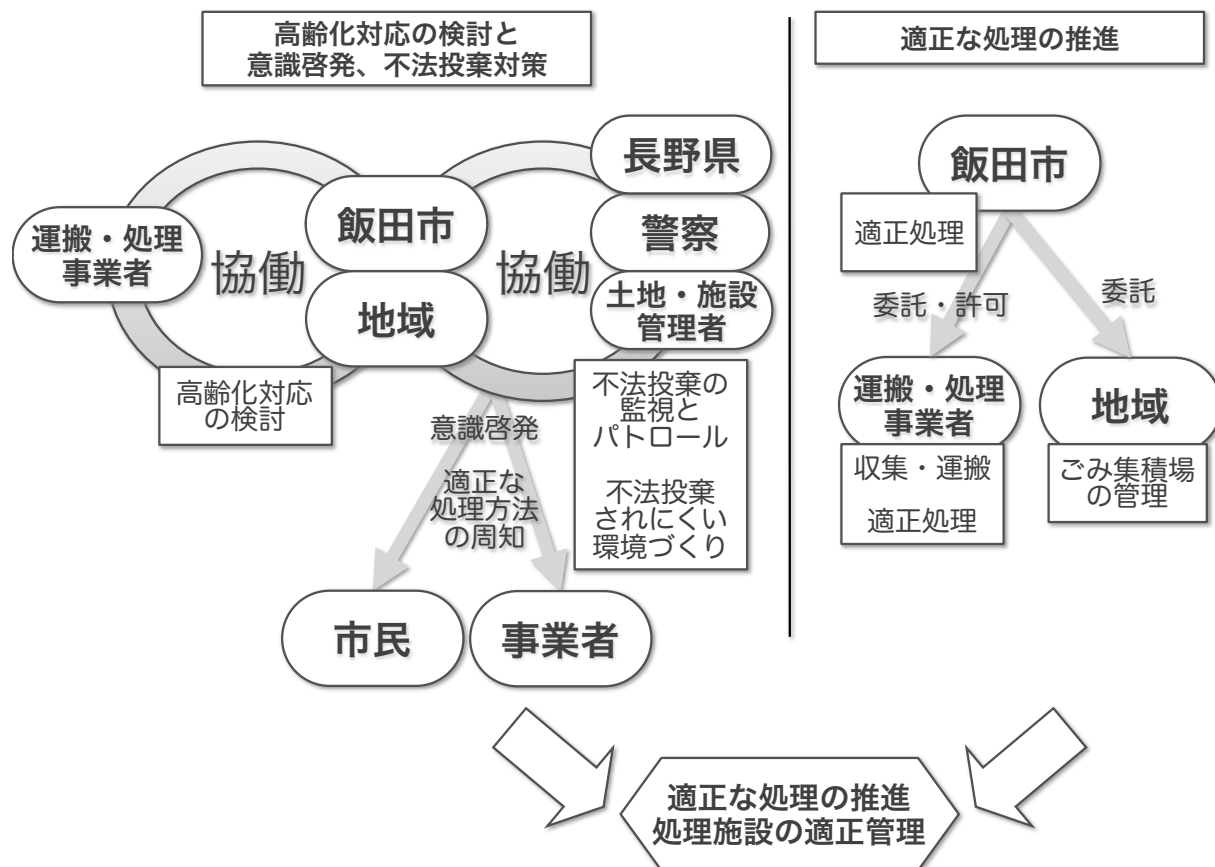
- (1) 市民、事業者とともに、現状のごみの分別、収集・運搬、処分の体制を維持し、さらに、分別の向上を図ります。
- (2) 不法投棄対策について、市民、土地・施設管理者、警察、行政などによる「飯田市不法投棄対策を考える会」などで検討を行っていきます。

第2段階

- (1) 高齢化など社会の変化に対応した、ごみの分別、収集・運搬、処分の体制について、南信州広域連合によって検討中の次期ごみ処理施設建設計画を踏まえ、検討を進めます。
- (2) ポイ捨てを抑止するための条例についても検討を行っていきます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
ごみの収集量＋直接搬入量（家庭系一般廃棄物）	t	22,578	20,562
1人1日当たりのごみ収集量＋直接搬入量 （家庭系一般廃棄物）	g/人・日	573	552
桐林クリーンセンターへの直接搬入量 （事業系一般廃棄物）	t	5,399	5,416
不法投棄の発見通報件数（廃棄物量）	件	222(6,976kg)	160(6,300kg)



8 施策3-2に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

ごみ集積所管理事業

(環境課)

- (1) 家庭からの排出段階での、ごみの適正処理・回収のため、各地区まちづくり委員会へ委託して、ごみ集積所の適切な運営と管理を行います。
- (2) 必要に応じて、集積所看板の設置及び外国語看板の設置を行います。

ごみ収集処理事業

(環境課)

- (1) 家庭からごみ集積所に排出されたごみについて、業者への委託により、適正な収集・運搬を行います。
- (2) 家庭から排出される粗大ごみについて、業者への委託により、戸別収集を行います。
- (3) ごみリサイクルカレンダーを作成、配布し、市民へのごみの適正な処理について告知します。

不法投棄対策事業

(環境課)

- (1) 意図的、計画的に行われたと考えられる不法投棄については、現行法令により警察等と連携の上、厳正に対処します。
- (2) 各地区1名の不法投棄パトロール員を委嘱し、月2回地区内を巡視します。併せて職員による夜間パトロールを行います。
- (3) 常習場所への対策として、まちづくり委員会によるフェンス、ネット等設置による物理的防御策への補助金を交付します。
- (4) 放置自動車への適正な対応、指導、撤去等を行います。
- (5) 春と秋のごみゼロ運動を支援します。

死亡獣畜回収事業

(環境課)

道路上及び公共の場の環境衛生を保持するために、業者委託により死亡獣畜を回収します。

一般廃棄物最終処分場管理事業

(環境課)

- (1) 廃棄物の最終処分場（グリーンバレー千代）の管理運営（埋め立て・水質検査等）を行います。
- (2) 埋立ごみの減量化や、含まれる資源物を分別します。

旧最終処分場管理事業

(環境課)

既に使用を終えたイタチガ沢最終処分場と上村最終処分場を、維持管理（水質検査・法面整備等）します。

施策3のその他の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

廃棄物減量啓発事業

(環境課)

- (1) 地域と連携して、ごみの削減と適正処理を推進するとともに、環境美化推進事業への支援を行います。
- (2) ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、ごみ減量、適正処理等の取組みを研究します。
- (3) ごみ分別学習会等への講師の派遣等を通じて、普及啓発を推進します。
- (4) 小学生を対象に廃棄物減量・適正処理に関するポスター原画を募集し、作品を掲示することによりごみの減量化への意識向上を図ります。



水源 板谷川源流

施策4 環境汚染の防止

この施策は、市民の生活環境を環境汚染から守ることを目的に取り組みます。

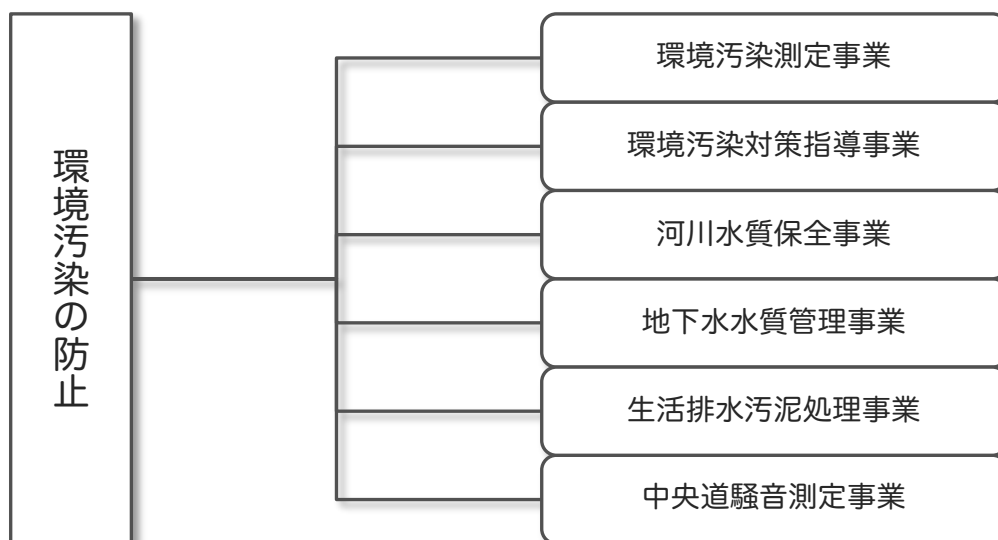
水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下は、かつては典型7公害と呼ばれ、産業公害の時代の代表的な環境問題でしたが、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらの問題は、発生すると健康被害へとつながるものが多いため、引き続き監視を続けるとともに、必要に応じて対策をとることが重要です。

現在の環境汚染は、水質汚濁の観測指標が有害物質から有機物へと比重が移動したように、自然状態でも存在するものの、増えすぎると問題になる物質などの観測へと変わっています。

これらの有機物などの多くは、私たちの家庭の生活から排出されています。下水道の普及など広い発生源への対策を地道に続けていくことで、徐々に改善していくことが求められています。

また、種類が増加傾向にある化学物質のコントロールや、東日本大震災以降関心の高くなっている放射性物質による汚染など、新しい課題へ対応を検討していくことが求められています。

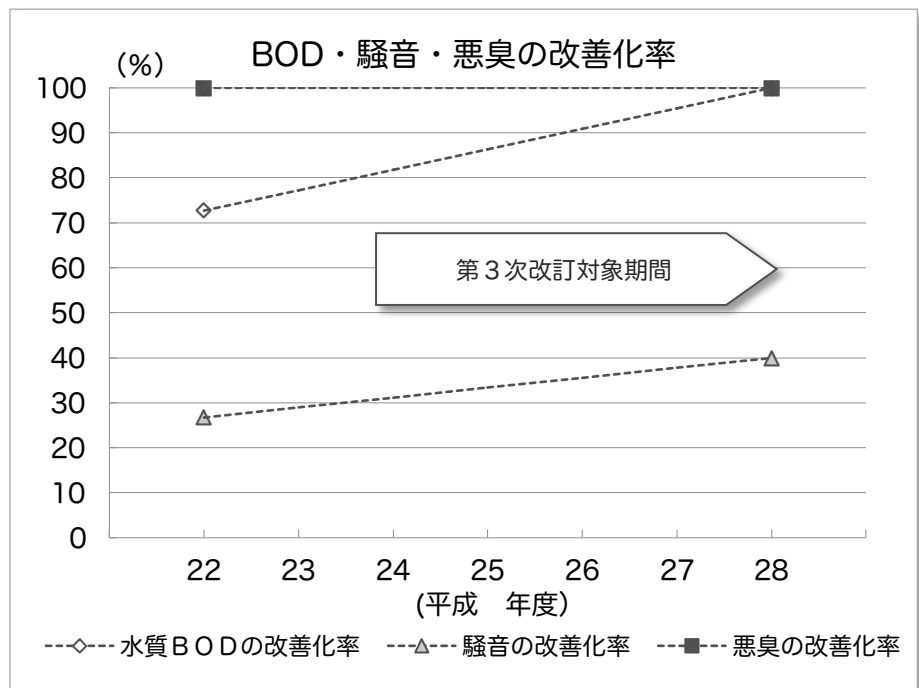
◆ この施策の事業の構成



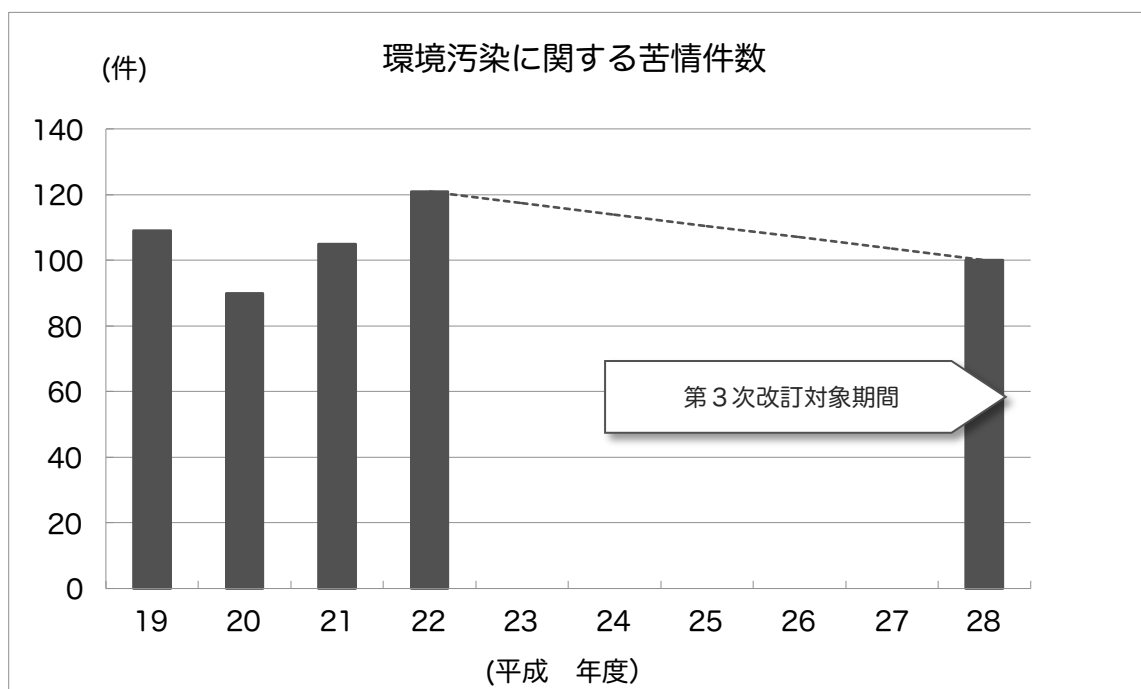
■ 施策の指標

目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
水質 BOD ^{*42} の改善化率	%	72.7	100
騒音の改善化率	%	26.7	40
悪臭の改善化率	%	100	100
環境汚染に関する苦情件数 (その解決率)	件 (%)	121 (100)	100 (100)

^{*42} BOD：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称であり、河川、湖沼などの水域における水中の有機物などの汚濁物質を分解するために、微生物が消費する酸素の量を示す。BOD の値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを示す。



※ 新規目標のため実績値は平成 22 年度のみ。

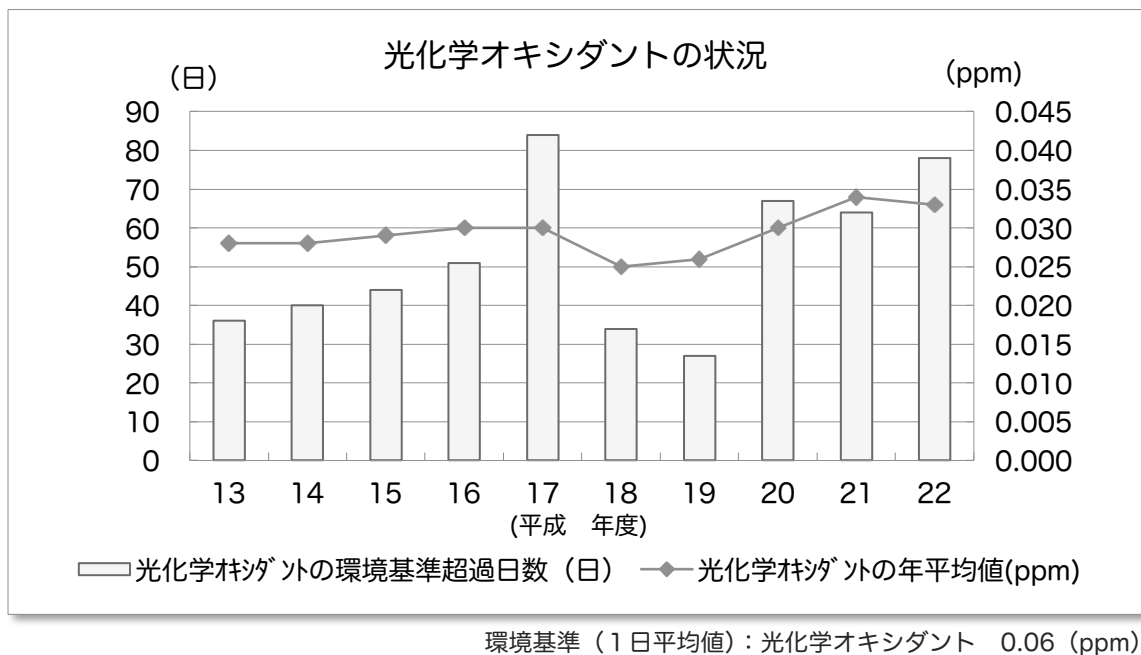
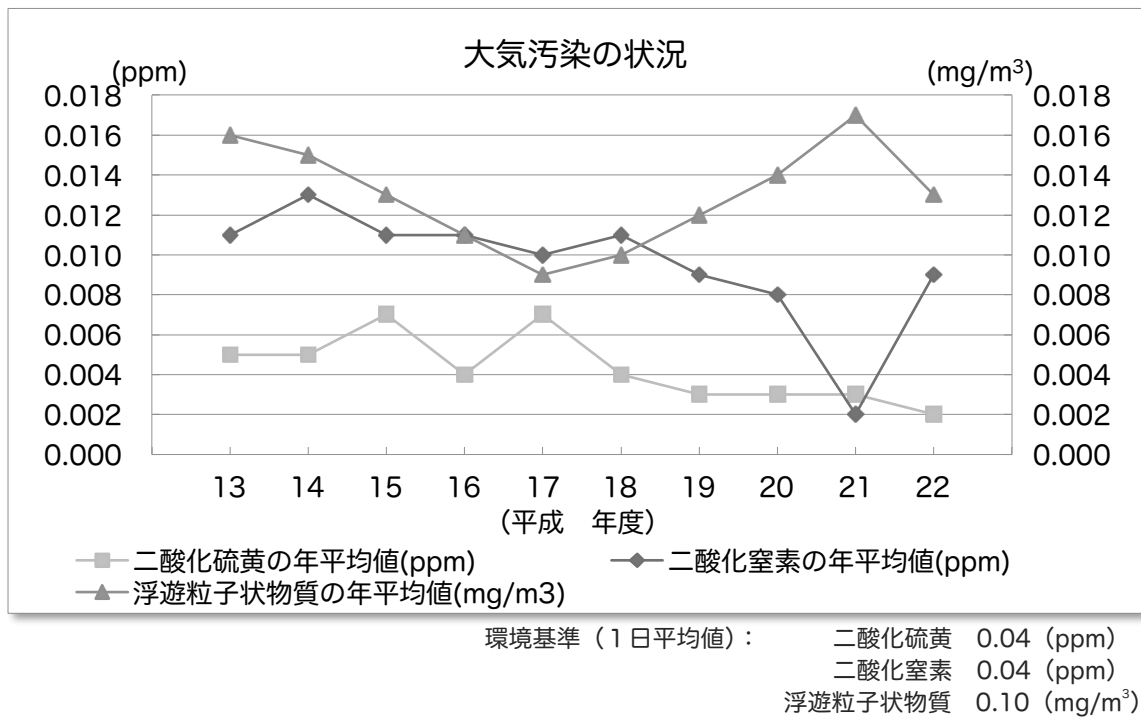


施策を取り巻く状況の推移

1 大気汚染の防止

市内の大気汚染の状況は、2地点において長野県による観測が続けられています。現在のところおおむね環境基準^{*43}の範囲内にあり、全体として横ばいから改善の傾向にあります。

光化学オキシダントは、環境基準を超えた日もありますが、注意報を発令する状況にはありません。また、光化学オキシダントの環境基準は、全国の達成率が0.1%（平成21年度）と低い状況にあります。

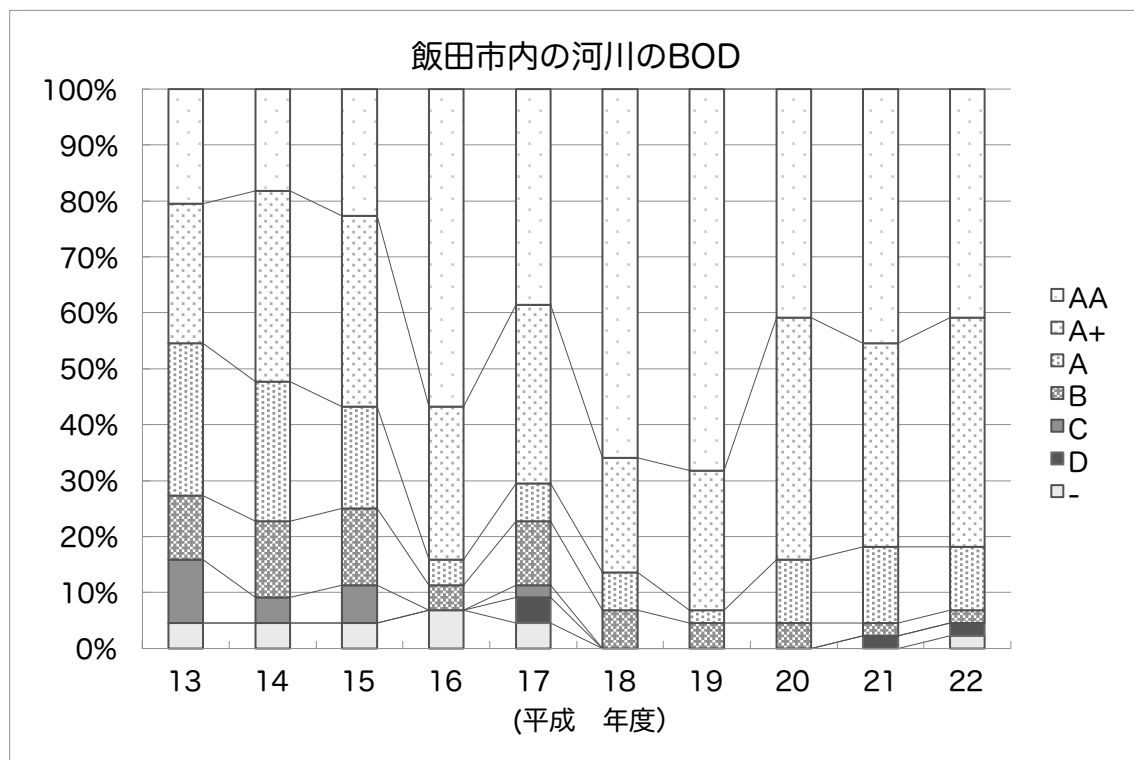


^{*43} 環境基準：人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準。環境基本法や、ダイオキシン対策特別措置法を根拠にして定められている。

2 河川水質の維持向上

市で監視している河川の水質は、年度により上下動はあるものの、全体として改善傾向にあります。これは、下水道や合併浄化槽の普及が効果を上げているものと考えられます。引き続き普及を進め、水質の改善を進めていきます。

飯田市では、油漏れの事故なども依然として発生しています。これらに対する観測、防止、対応体制を整え、引き続き油類の適正管理を呼びかけていきます。



類型	AA	A+	A	B	C	D	-
BOD 値 (mg/L)	～1.0 以下	～1.5 以下	～2.0 以下	～3.0 以下	～5.0 以下	～8.0 以下	データなし

※ 市内の主要 23 河川にある 41 地点を 100%とした割合。

コラム 農作業と野焼きについて

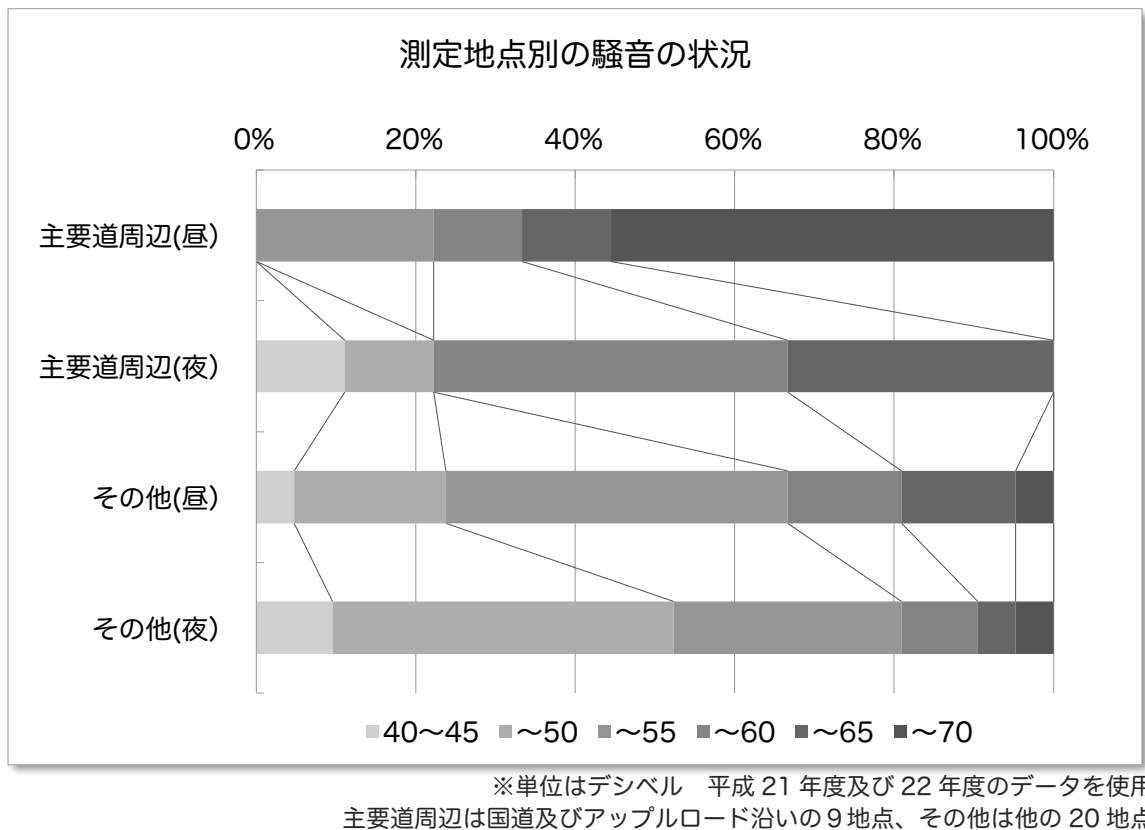
いわゆる野焼きに対する苦情の件数が多くなっています。平成 13 年から、一般ごみの野外焼却は禁じられています。しかし、庭の剪定枝や落ち葉の軽微な焚き火、枯れ草、わら、果樹の剪定枝などの農作業に伴う野焼きをすることは、例外として認められています。

かつては農地であった地域が宅地化している場所もあり、農業経営と生活環境の両立という問題について、地域としてどのような合意形成を図っていくのが重要な課題となっています。

3 騒音・振動の防止

現在、飯田市の住宅地の騒音は、おおむね環境基準に近い状況にあります。しかし、自動車交通量の増加に伴い、交通量の多い道路の周辺では騒音が発生しています。

居住人口の変化や道路整備状況により交通量は変化していて、騒音の発生の地域も変化しています。これに対応して、騒音の測定を、自動車交通量の多い地域で集中的に実施していきます。より騒音の発生しやすい地域に測定を集中することに伴い、環境基準の達成率は、一時的に低下することが予想されますが、監視を集中しながら対策を検討していくことで、騒音の状況を改善に向かわせることを目指します。



4 悪臭の防止

市内の悪臭の状況は、工場や事業所など悪臭の発生する場所で行われていて、機械を用いた特定の悪臭物質の濃度測定と、専門家による感覚を用いた測定を組み合わせで行われています。市内の監視が必要な場所については、全て環境基準を達成していて、良好な状況にあります。

農業・畜産業を営んでいる地域への住宅地化が進展することで、それらに起因する悪臭の苦情が依然としてある状況です。市では、状況を確認し、影響が著しい場合には、関係者の調整を図っています。

5 有害物質による汚染の防止

現代の社会では、多くの化学物質が日々発明され、多様な用途へと使われ、私たちの生活を支えています。しかしこの中には、PCB、アスベスト、水銀、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）のように、微量でも毒性や発ガン性等を持つことが後から分かり、問題となるものもあります。

アスベストに関しては、飯田市内では使用した可能性のある古い建築物の解体が既に進み、特定の建物を残すのみとなっています。しかし、次なる有害物質の問題が起こらないか常に監視が必要です。

現在、国はPRTR制度に基づき、354種類の化学物質について、その排出や移動、廃棄を監視しています。今後も有害と判明した化学物質については、使用状況を監視し、必要に応じて対策をとっていくことが重要です。

6 放射性物質について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第1原発の深刻な事故により、大気中へと大量の放射性物質が放出されました。

国及び県が実施した調査では、飯田市内は平常の範囲内でしたが、市民の関心の高まりを受け、飯田市も、市内72ヶ所に点在する学校・幼稚園・保育所をはじめとして、公園など子どもが日常的に長時間いる場所を中心とした測定を行いました。放射線量は、 $0.07\mu\text{Sv/h}$ ～ $0.14\mu\text{Sv/h}$ と平常の範囲内でした。

今後も、市内全域に設置されている学校、幼稚園、保育所を観測点とした継続的な観測を行い、環境レポートで報告していきます。

観測と同時に情報の公開に努め、必要な場合にはすぐに対応することで、不安の解消や不信が広がらないように努めていきます。

コラム REACH ～EUの化学物質に対する新しい挑戦～

(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)

現在、日本の化学物質の規制に関する制度では、年間300～400種類ほどの新しい化学物質については、国が毒性を検査し、登録してから利用できる制度になっています。一方、既に使われている約2万種類の化学物質については、国が順次検査し、毒性の判明した物質を登録し、監視するという制度になっています。

これに対して、EUで新しい試みが始まっています。それは、REACHと呼ばれる制度です。この制度では、既存の化学物質を含めて、検査の結果、安全又は一定量内の利用は安全と判明した物質を登録し、登録された物質のみが使用できます。また、検査は、定められた手続きに従い、事業者が行うことになっています。つまりリスクを、国ではなく事業者の責任で、先に評価する方向へと転換を図っています。

現代社会は、多くの化学物質に支えられています。これに対するEUの新しい挑戦が、どうなるのかが注目されています。

施策4の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

環境汚染測定事業

(環境課)

- (1) 騒音測定、臭気測定など、必要に応じた環境汚染測定を行います。
- (2) 主要道路に面する地域で、騒音の面的な評価を行います。
- (3) 放射性物質に対する測定を行います。

環境汚染対策指導事業

(環境課)

- (1) 環境汚染に関する苦情があった時に、実態を把握し解決を図ります。
- (2) 環境汚染防止の啓発を行います。
- (3) 建築確認申請に関する指導を行います。

河川水質保全事業

(環境課)

- (1) 定点観測により、河川水質測定を実施し、測定検査結果を公表します。
- (2) 松川水環境保全推進協議会による、外来種駆除、水生昆虫観察会、河川美化活動、ごみゼロ運動、先進事例視察研修活動等を支援します。
- (3) 緊急的な水質汚濁の発生等に対し、水質保全の対策を行います。

地下水水質管理事業

(環境課)

- (1) 定期モニタリング調査を実施し、地下水(井戸水)の汚染状況を把握します。
- (2) 井戸水を使用している家庭を対象に、水質検査の斡旋をします。
- (3) 上水道、簡易水道の給水が困難な井戸水利用者に、検査費用の助成をします。

生活排水処理事業

(環境課)

- (1) 河川の水質汚濁防止のため、簡易浄化槽の適正な維持管理を啓発します。
- (2) 生活雑排水汚泥の運搬・処分を行います。市では、生活雑排水の処理施設を持っていないため、事業者に委託して運搬・処分を行います。

中央道騒音測定事業

(環境課)

まちづくり委員会からの要望を受けて、中央道沿線の騒音を測定します。測定は指定の検査機関に委託し行います。中央道沿線の自治体で構成される中央道環境対策協議会を通じて、改善要望活動を行います。

施策5 自然とのふれあいと環境学習の推進

この施策は、自然とのふれあいや環境学習を通じて、市民や事業者の環境意識が向上することを目的に取り組みます。

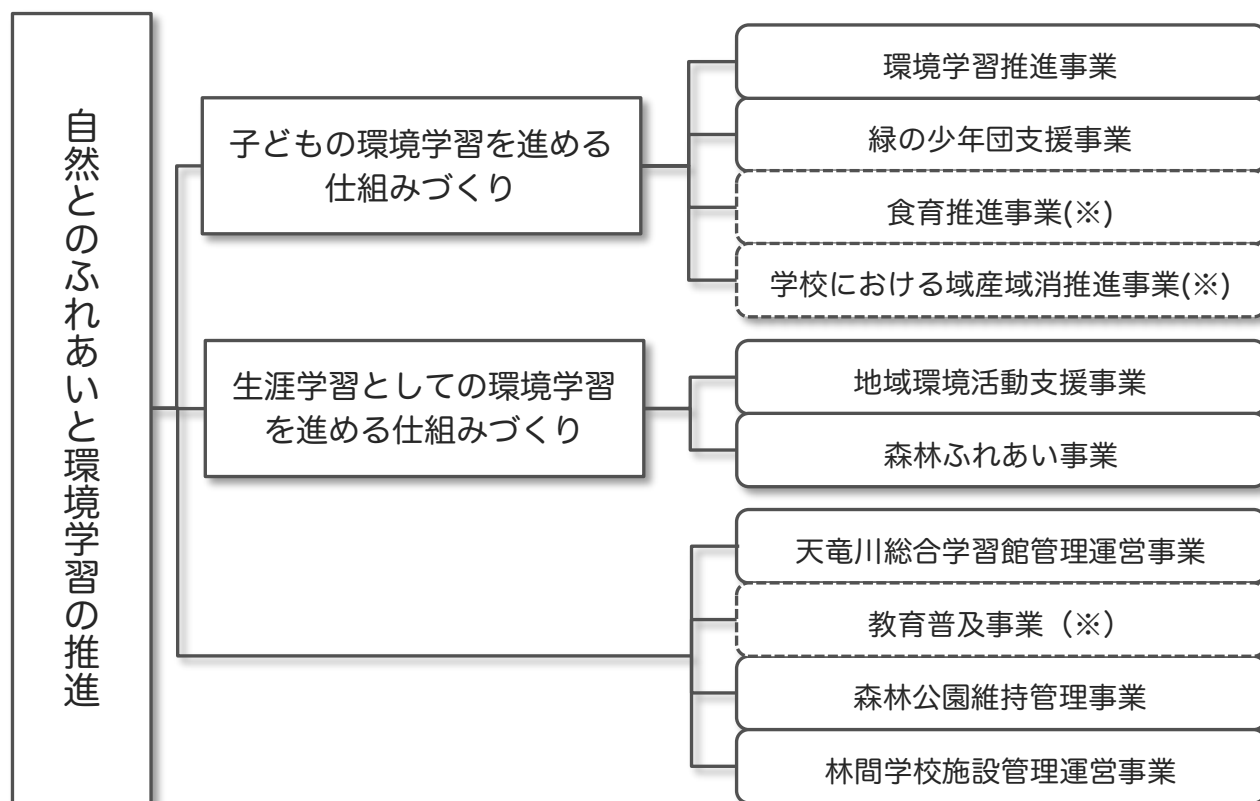
環境学習の推進は、全ての環境政策の基本になる施策です。環境への意識や理解が高い人を増やしていくことは、全ての環境施策を進める上での前提条件となります。

それは、現代の環境問題は、私たちが加害者である面を持っているため、私たちの生活のあり方が変わることが、その原因を減らすことにつながるからです。

また、現代の環境施策は公民協働で進めていく必要があるので、そのパートナーである民間の力が高まることが、効果的な環境施策の推進にもつながります。

そのため、次世代を担う子どもの環境学習と、実際の行動につながる生涯学習としての環境学習という2つの施策の柱を設け、推進していきます。

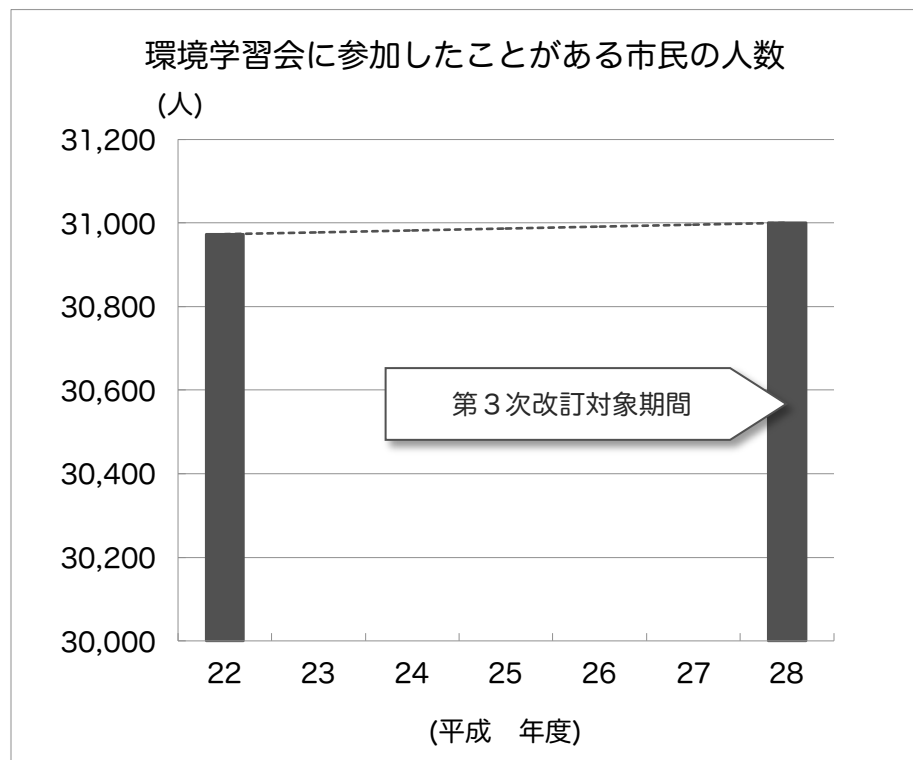
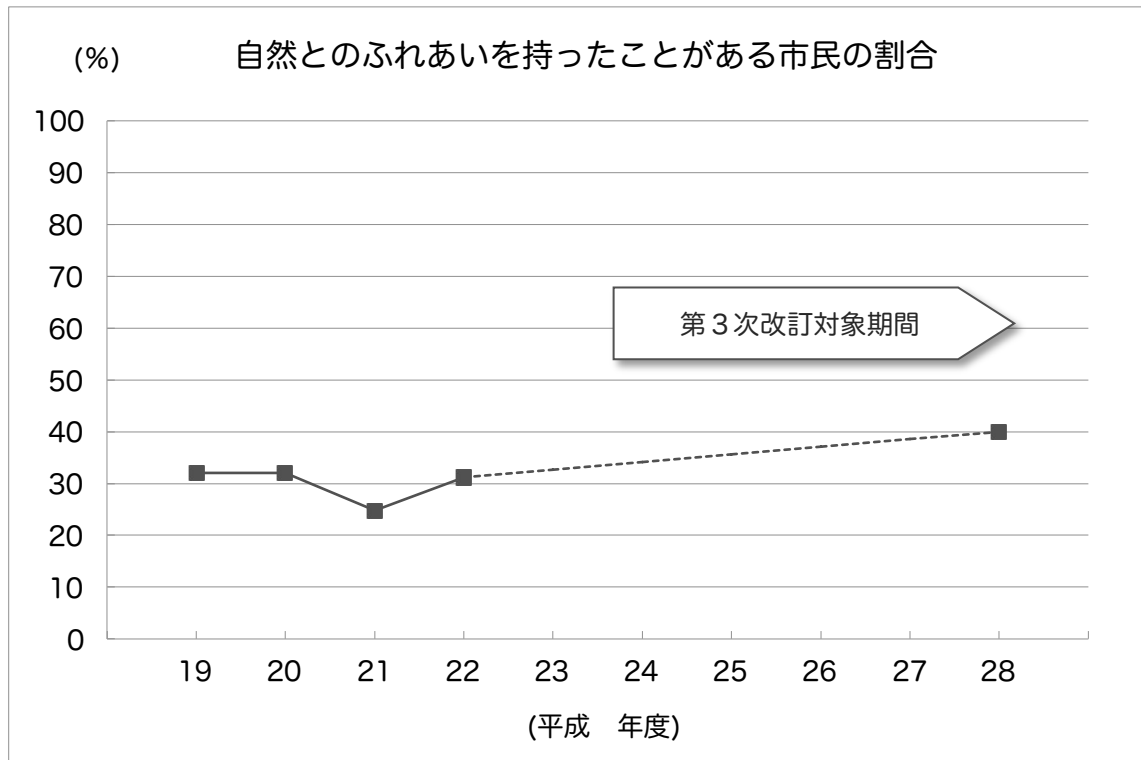
◆ 施策の柱と事業の構成



(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いので掲載します。

■ 施策の指標

目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	31.2	40.0
環境学習会に参加したことがある市民の人数	人／年	30,973	31,000



※新規目標のため、実績値は平成22年度のみ。

1 目的とこれまでの取組みとこれまでの動き

子どもの環境学習は、自然に関する体験や食育を通して自然環境に対する良好な意識を醸成し、環境に関して幅広い知識を身につけることで、将来的に環境問題解決へとつながるような人材を育てることを目的にします。

飯田市の学校、幼稚園、保育園は、現在、「学校のいいむす 21」「保育園のいいむす 21^{*44}」に基づき、資源の節約・有効活用、リサイクルなどの取組みを行っています。これらの取組みは、教職員と児童生徒が一体となって取り組んでいて、環境学習の一環となっています。

また、「総合的な学習の時間」などを利用し、公民館を通じた地域との協働による、農業体験や自然体験、伝統文化・芸能体験など、それぞれ地域の特色を生かして様々な環境学習や食育に取り組んでいます。

ここに専門情報を持った多様な主体が加わることで、学習の質を向上できる可能性があります。

環境学習の質の向上をいかに進めていくのかによって、飯田市の目指す姿や、更に広い範囲での環境問題の将来がかかっています。

2 現状と課題

系統的な環境学習の実践	学校の求められる役割の変化
学校における様々な環境学習が、家庭や地域での実践にまだ十分広がっていません。環境問題について一人ひとりが主体的に受け止め、学校での学びを家庭や地域で生していくことが必要です。 環境学習を、より実践的なものとするため、発達段階に応じた学びや体験を系統的に結びつけたカリキュラムの構築が求められます。また、教科の授業や学校行事で得た知識や体験を、発展的に環境教育につなげていくことも必要です。 学校のカリキュラムは、学習指導要領^{*45}に基づき、学校により決定されます。環境学習を推進していくためには、学校のニーズに合ったサポート体制をいかに整えるかが重要です。学習指導要領を踏まえた利用しやすいメニューが必要です。 また、現在、優れた取組みが個別で行われているような面があるため、それを市で共有できるような体制を整えることが必要です。	飯田市では、「地育力によるこころ豊かな人づくり」を目指す姿として、学校・家庭・地域・行政が連携して子どもの教育に取り組んでいます。 そして、「生きる力」を育み、地域に誇りと愛着を持つ人づくりに向け、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの特性を生かし、さらに、連携を強化することが求められています。 子どもを取り巻く環境が多様化し、学校に求められる役割も複雑化しています。このことは学校の教員の多忙化を招き、新しいプログラムを実施する際の見えない障害ともなっています。 環境学習は地域を教材にした学習です。もう一度、地域社会で子どもを育てるという原点に立ち返り、学校と地域が連携しながら進められるような工夫が重要です。

^{*44} 学校のいいむす 21、保育園のいいむす 21：飯田市の環境マネジメントシステムに準じた、学校、幼稚園、保育園向けの環境マネジメントシステム。

^{*45} 学習指導要領：全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法に基づき、各学校がカリキュラムを定める際の基準を定めたもの。

3 目指す将来像

- (1) 各学校、幼稚園、保育園において、地域の特色を踏まえた環境学習や自然とのふれあいが展開されます。
- (2) 学校での学びが、家庭や地域で実践され、地域住民の環境に対する意識が向上します。

環境面	環境問題解決に向けた人材育成 環境意識の向上 域産域消 ^{*46} の意識の向上
経済面	地域産物の消費割合の向上
社会面	地域と学校の連携の向上

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 学校や幼稚園、保育園における環境学習が、地域ぐるみで実施できる体制をつくります。
- (2) 学習指導要領を踏まえたプログラム化とサポート体制の構築が進み、環境学習のプログラムが実行できる状況をつくります。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

- (1) 飯田市の環境に関連する課や学校教育課、公民館などが連携しながら、学校において系統的に実施できる地域の特色を生かした環境学習プログラムの研究をします。
- (2) また、行政と地域による学校や幼稚園、保育園の支援体制の構築を図ります。

第2段階

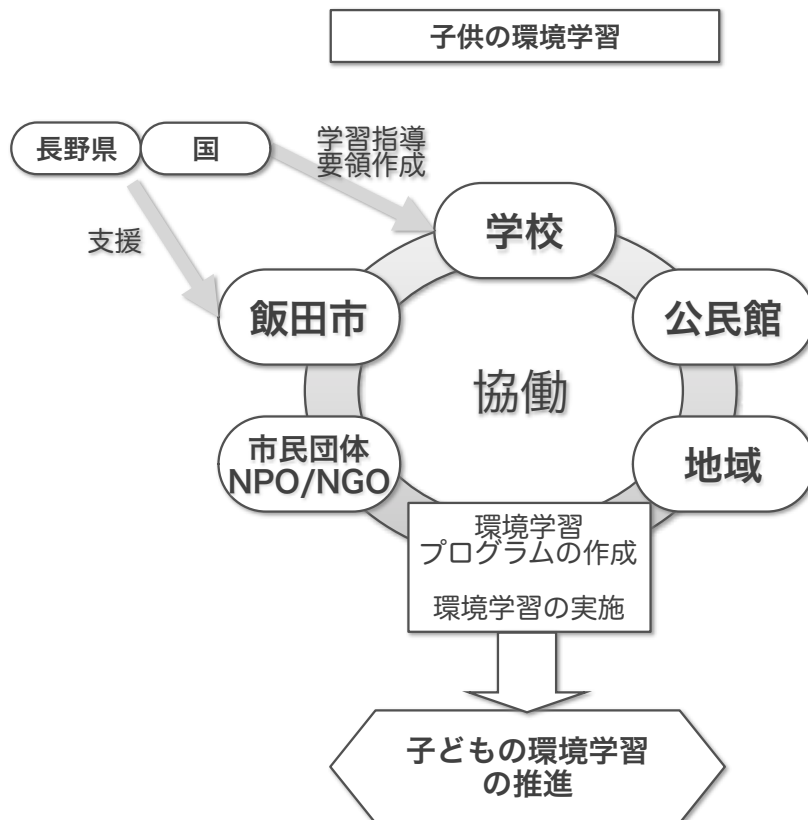
環境学習プログラムを実施しながら学校や地域、行政が一体となって改善を図っていきます。

6 進行を管理する指標

これからプログラム化をしていく段階であり、ある程度プログラムの姿や利用のされ方の目処がついてから目標を設定します。



^{*46} 域産域消：農産物だけでなく、地域で生産されたさまざまなものを、家庭や地域で利活用する運動。「地産地消」をさらに推し進めた飯田市独自の活動。



8 施策5-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いため掲載します。

環境学習推進事業

(環境課)

- (1) 各学校で取り組みやすい環境学習の紹介をします。
- (2) 各小中学校の児童生徒と各地区の大人を環境調査員（環境チェッカー）として委嘱し、市内の身近な自然環境調査活動を行います。
- (3) 豊かな自然環境を保全し、自然とふれあう、体験型の学習の機会を提供します。
- (4) こどもエコクラブの活動を支援します。

緑の少年団支援事業

(林務課)

市内6小学校の緑の少年団への活動補助を行います。

緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

食育推進事業(※)**(保健課)**

- (1) 朝食カードによる朝食の摂取状況の調査を実施し（対象：市内全園児、全小学生、全中学生）、調査結果を栄養士が各園や学校に結果を報告して、相談に応じていきます。
- (2) 学校や幼稚園、保育園の保護者総会等で、欠食率の現状の取組みを報告し、飯田市の食育を周知します。また、保護者会の「わが家の結タイム」の担当者を対象に食育講座を開催します。
- (3) 食生活改善推進員や飯田女子短期大学の学生等と、親や子ども、親子で対話型、体験型の交流会を開催します。
- (4) 子どもを対象とした、食育教室（キッズキッチン）を開催します。
- (5) 地域ごとにある飯田市食生活改善推進協議会と連携して、食育月間、食育の日キャンペーンを実施します。

学校教育における域産域消推進事業(※)**(学校教育課)**

- (1) 飯田市食育推進計画に基づいて、学校給食調理場職員による、食育の推進をします。
- (2) 学校給食での、地域産農産物の利用向上を図ります。また、地域産農産物 100%利用の日の増加に努めます。
- (3) 各共同調理場での、地元農家との連携による、地域産農産物の利用向上と食育の推進をします。
- (4) 地域産農産物の利用率の向上のための、仕組みづくりを検討します。

コラム 環境教育と食育

近年、伝統的な食文化の見直し、食の安全への関心の高まり、環境に対する意識の向上等を受け、食育に対する関心が高まっています。また、現在の食事には、海外からの食材も増えており、長距離を移動することによる環境への負荷も大きくなっています。

食育は、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践すること、それによって生涯にわたっていきいきと暮らせることを目指した教育です。その内容は、域産域消の食材を使った伝統的食文化の継承や、農業体験など多岐にわたります。これは、同時に環境教育でもあります。

飯田市では、平成21年に飯田市食育推進計画を策定し、「域産域消で結いの朝^{あきはんだ}飯田」をスローガンとして、庁内横断的な体制のもと、多様な主体との協働による食育を進めています。

1 目的とこれまでの取組み

生涯学習としての環境学習は、市民の実際の行動や市民活動のエンパワメント^{*47}へとつながることを視野に入れた学習です。

飯田市では、各公民館を中心にした環境学習会や、各種のイベントにおける環境学習会が行われています。

しかし、これらの環境学習会は一回限りのものが多く、体系的なプログラムとして市民の力になるように設計されていないのが実情です。

これからの多様な主体の協働を視野に入れると、その基盤となる市民の環境問題への意識を高めるとともに、環境問題に対する理解を促進し、市民の力が高まっていくことが重要です。

2 現状と課題

単発の環境学習

現在の環境学習会は体系的な連続講座にならず、単発のものが多くなっています。

そのため、講座の内容は全般的で意識啓発に近いものが多くなっていて、実際の行動や活動へと結びつき難くなっています。

市民のニーズとのミスマッチ

現在の環境学習会は、対象が絞りきれていない面があります。

環境問題は非常に広い分野を対象にしているので、その中で多くの部分を扱おうとすると、どうしても内容が浅くならざるを得なくなります。

対象はどのような人なのか、そしてその人にどのような力を身につけてもらうための講座なのかという点を、もう一度見つめ直し、講座設計をすることが必要です。



^{*47} エンパワメント：定義はまちまちな用語だが、ここでは人々や組織、コミュニティの自分たちの生活を取り巻く状況や課題を、より自分たちの力でコントロールできるようになること。

3 目指す将来像

- (1) 公民館などでの体系的な環境学習の機会が充実していきます。
- (2) これにより、実際の市民の日常生活に対する変化が現れるとともに、地域での活動や地域を超えた市民活動へとつながっていきます。
- (3) このような環境学習の機会を利用した人たちが公共課題の解決へと参加し、多様な主体の協働による環境問題の解決に向けた動きが進んでいきます。

環境面	環境問題解決に向けた人材育成 環境意識の向上 環境問題解決に向けた行動・活動の増加
経済面	—
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

公民館と環境問題を取り扱う各課の連携が進み、公民館などで行われる環境学習の機会が増えるとともに、実際の活動へとつながる連続講座が開始されます。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

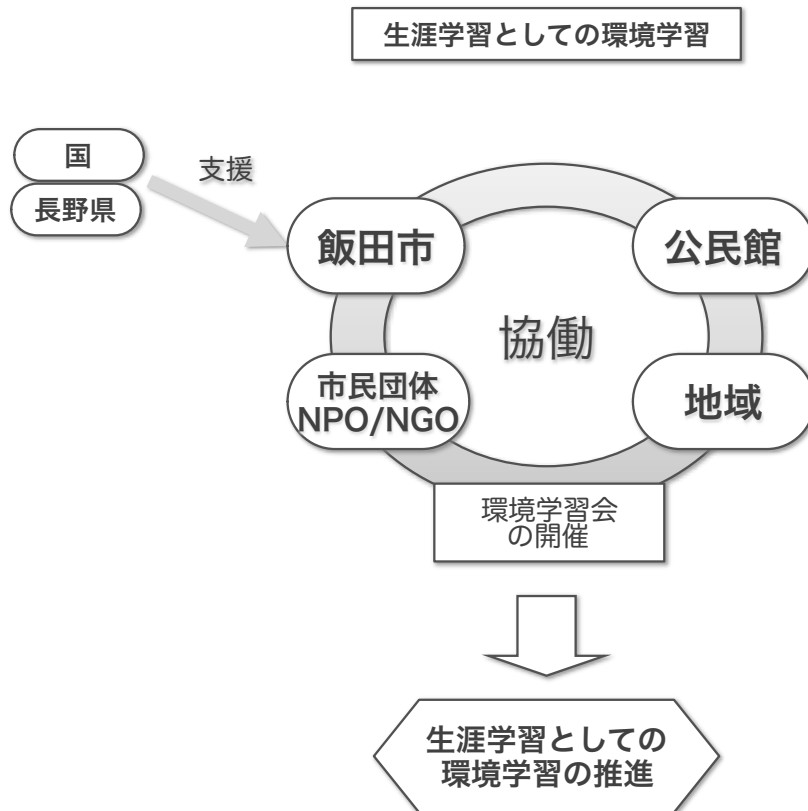
環境学習を希望する地域とともに、系統立った環境学習ができるように、飯田市の環境に関連する課と公民館、市民団体・NPO/NGO などを中心とした検討体制を整え、公民館の主事をサポートできる体制を検討していきます。

第2段階

環境学習を希望する地域とともに、系統立った環境学習ができるように、サポート体制が整います。

6 進行を管理する指標

現在の状況はまだ、プログラムやこれからの体制についての検討をしている段階です。もう少し検討が進んだ段階で、数値目標の設定については考えていきます。



8 施策5-2に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

地域環境活動支援事業

(環境課)

- (1) 地域での学習の際に、関係機関と連携しながら、環境学習の事例の提供や環境アドバイザーなどの講師の紹介を行います。
- (2) 地域における環境活動を推進するため、環境に関わる情報を配信します。
- (3) ホームページや広報いいたを利用した、環境情報の発信を行います。
- (4) 環境施設への視察を受け入れます。
- (5) 環境フェアを開催し、意識啓発を図ります。

森林ふれあい事業

(林務課)

市民が自然とふれあいながら、様々な体験を通して自然の大切さ、環境保全の大切さを学ぶため、また親子のふれあいの場とするため、野底山森林公園まつりと飯田市育樹祭の実行員会運営を行います。

施策5のその他の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

(※)は本プランの対象外ですが、関連が強いとため掲載します。

天竜川総合学習館管理運営事業

(建設管理課)

天竜川総合学習館は、河川防災拠点施設とともに、天竜川などの河川環境や自然環境学習の場として設置されています。

この事業では、施設の維持管理とともに、天竜川の災害や自然環境の展示や企画展示を行い、一般観覧者に対応するとともに、週1～2回の講座開催による環境等の学習の推進や、小中学校などの総合学習の場としても積極的に活用してもらい、河川やこの地域の自然・環境・歴史・文化などを題材にした、生涯学習の推進を図っています。

教育普及事業(※)

(美術博物館)

- (1) 美術博物館の研究成果や、展覧会などで展示される作品や資料についての講座を開催します。
- (2) 伊那谷の自然と文化に関する子ども向けの講座、教室、学校訪問などを実施します。
- (3) 小中高校や地域等の要請に応え、授業や講演、現地案内などを行います。
- (4) 伊那谷の希少生物生息地、露頭、遺跡、社寺、歴史、民俗などの保存と活用に関する事業を、地域住民と協働しながら実施します。(飯田城址の歴史的景観の研究と整備、ハナノキ湿地希少植物群落の調査と整備、南アルプスジオパークの研究と整備など)

森林公園維持管理事業

(林務課)

野底川森林公園の維持管理を行います。

(施設の管理・清掃、除草作業、花木の剪定・伐採、遊具修繕、施設点検、施設改修など)

林間学校施設管理運営事業

(学校教育課)

姫宮林間学校・大平宿泊訓練施設の維持管理、運営を行います。

施策6 日常的な環境負荷低減活動の展開

この施策は、市民、事業者が、日常的に環境負荷の低減活動を実施することを目的にしています。

環境負荷の低減活動は、継続性が重要です。そのためには、仕組みをどのように作るかが重要になります。

例えば、環境マネジメントシステムは、毎年、事業者が PDCA サイクル^{*48}を回しながら改善活動を続けていくことで構築され、それが企業の社会的な評価につながるという仕組みになっています。

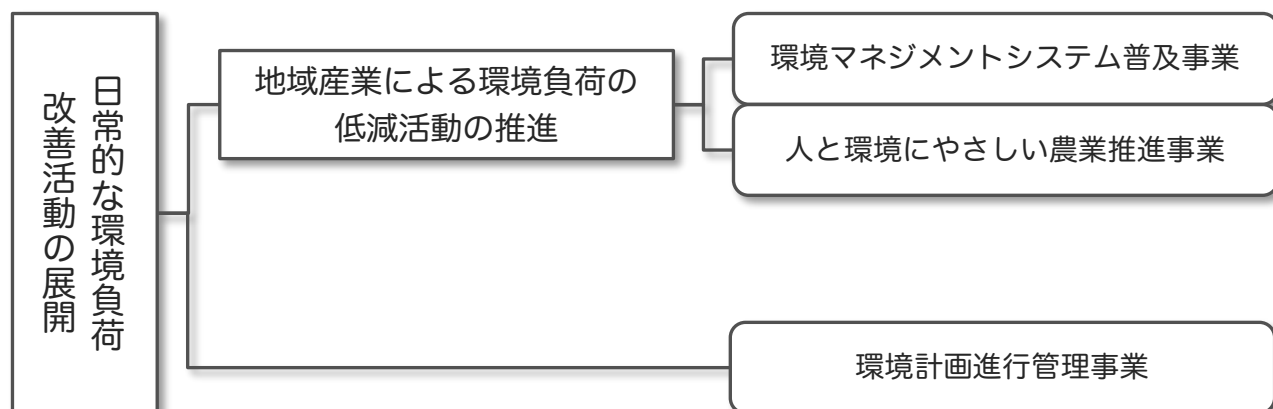
このような取り組みが増えることで、地域での環境改善活動が広く継続的に展開されていくこと、そして、そのような仕組みが、個人の生活における環境配慮にもつながることを目指します。

また、環境改善活動に取り組んでいる事業者のネットワークが広がることで、全体の取り組みのレベル向上につながることを目指します。

最終的には、地域の環境を活かした産業づくりへとつながることを目指します。

そのため、地域産業による環境負荷の低減活動の推進という施策の柱を設け、推進していきます。

◆ 施策の柱と事業の構成

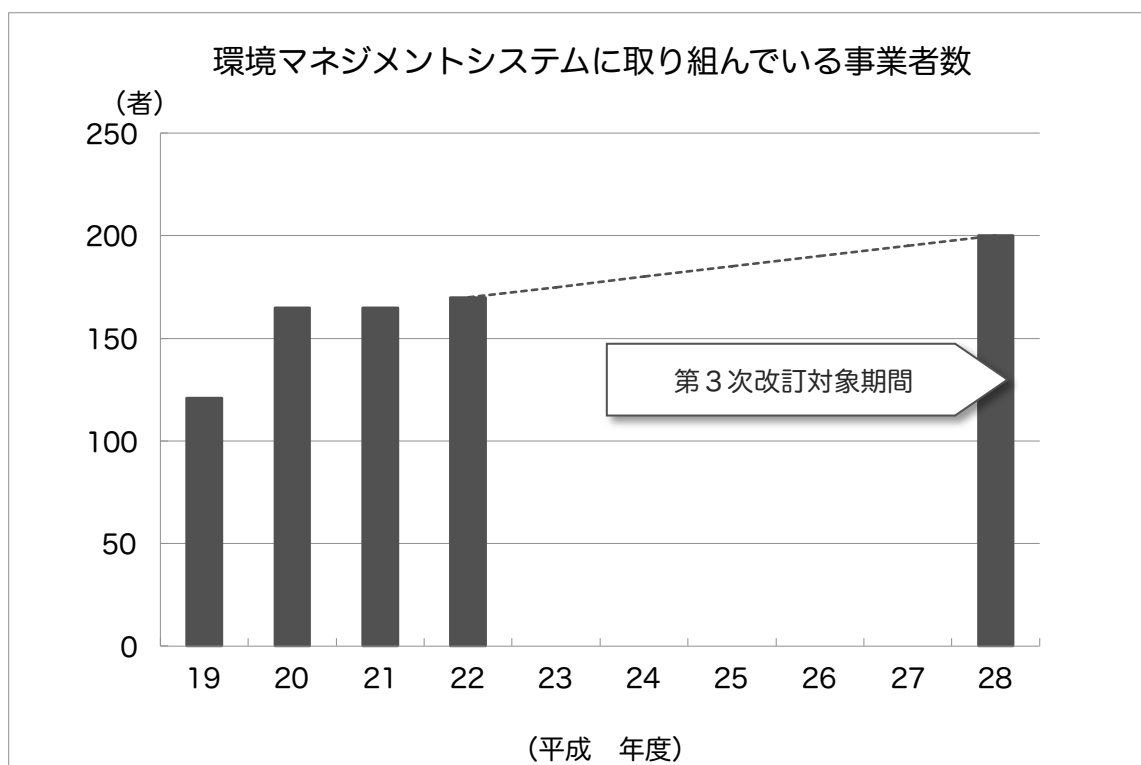
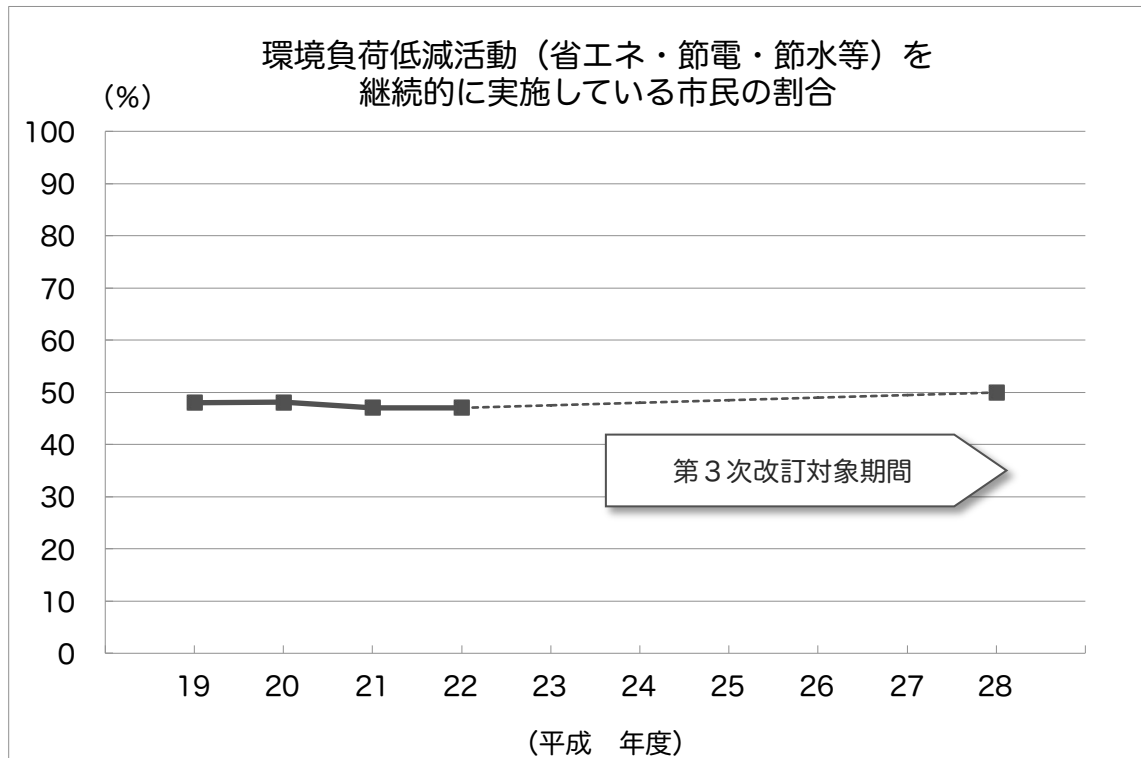


■ 施策の指標

目的の達成度を表す指標名	単位	H22 年度	H28 年度
環境負荷低減活動（省エネ・節電・節水など）を継続的に実施している市民の割合	%	47.0	50
環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数	者	170	200

➤ 関連計画 環境モデル都市行動計画

^{*48} PDCA サイクル：詳細は 105 ページ以降の環境マネジメントシステムの説明を参照。



1 目的とこれまでの取り組み

地域の産業からの環境負荷を低減していくには、継続的に環境負荷を低減していく仕組みを導入することが重要です。

飯田市も参加している地域ぐるみ環境 ISO 研究会^{*49}では、独自の環境マネジメントシステム認証である「南信州いいむす 21」^{*50}を構築し、地域の小さな事業者が多額の費用をかけずに、ステップアップしながら環境マネジメントシステム構築に取り組めるようにしてきました。

また、第一次産業に対し、エコファーマー^{*51}認証の取得などにより環境にやさしい農業を推進しています。

しかしこの数年、環境負荷低減活動に取り組む事業者の数が伸び悩みつつあります。

地域産業の更なる環境負荷低減のためには、率先する組織である地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動の活性化や、人と環境にやさしい農業の推進が必要な状況です。

2 現状と課題

環境負荷低減へ取り組むことの必要性の周知

現在の地域産業は、グローバル化の進展の結果、世界経済の影響下にあります。この中で、厳しい経済環境に直面している産業も多く、環境負荷の低減に取り組む余裕がないという経営者も増えています。しかし、このような厳しい経済環境の中でこそ、事業の状況を見直し、環境負荷低減の仕組みを導入することで、無駄をそぎ落とすことのメリットが出ます。

環境負荷の低減活動が、事業者に経済的・社会的なメリットをもたらすことについての、周知が必要です。

また、ISO 14001 が日本で急速に普及した背景には、EU による構築済み企業への優遇といったメリットがありました。しかし、現在の取り組みでは、そのようなメリットが見えにくくなっています。

二次・三次産業の環境負荷低減と地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動

平成9年に発足した地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動は、現在、年に3回の一斉行動などの活動が定型化しつつあります。

地域ぐるみ環境 ISO 研究会は、地域の事業者が環境 ISO の活動に取り組むことを率先し、その活動の深化を支えるトップ集団としての役割があります。もう一度、原点を見直し、地域の刺激となる活動内容の構築と、その活動内容の地域に対する周知が必要です。

一次産業の環境負荷低減

第一次産業は、自然との関わりの中で営まれる産業です。自然に対して良いもの、悪いものを含めて、大きな影響を与える産業です。

この産業のあり方を、できるだけ環境配慮型に変えることが求められています。

^{*49} 地域ぐるみ環境 ISO 研究会：詳細は 102 ページのコラムを参照

^{*50} 南信州いいむす 21：詳細は 102 ページのコラムを参照。

^{*51} エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入計画をたて、県知事が認証した農業者。認証されると販売時に表示することができる。

3 目指す将来像

- (1) 地域の産業に関わる人々が、それぞれに合った環境負荷低減活動へと取り組み、地域産業からの環境負荷が小さくなります。
- (2) 日常的な環境負荷低減への取り組みは、各種産業の経営者の環境意識を高め、環境を活かした産業づくりへとつながっていきます。
- (3) 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動は、地域の牽引役として多様な形で活性化し、一斉行動への参加事業者数や参加人数が非常に多くなります。

環境面	地域の産業における環境負荷低減活動の展開 一斉行動への参加者の増加 環境マネジメントシステム取組み事業所の増加 環境認証取得などに取り組む事業者の増加
経済面	地域の環境を活かした産業づくり
社会面	—

4 目指す将来像と現状から考えた5年後の目標

- (1) 地域ぐるみ環境 ISO 研究会で新たな取り組みが始まり、一斉行動の参加事業所数や参加者数が再び増加し始めます。
- (2) ISO 14001、エコアクション 21、南信州いいむす 21 などの環境マネジメントシステムに取り組む事業者を、現状の 170 者から 200 者へと増やします。

5 将来的な手順の考え方

第1段階

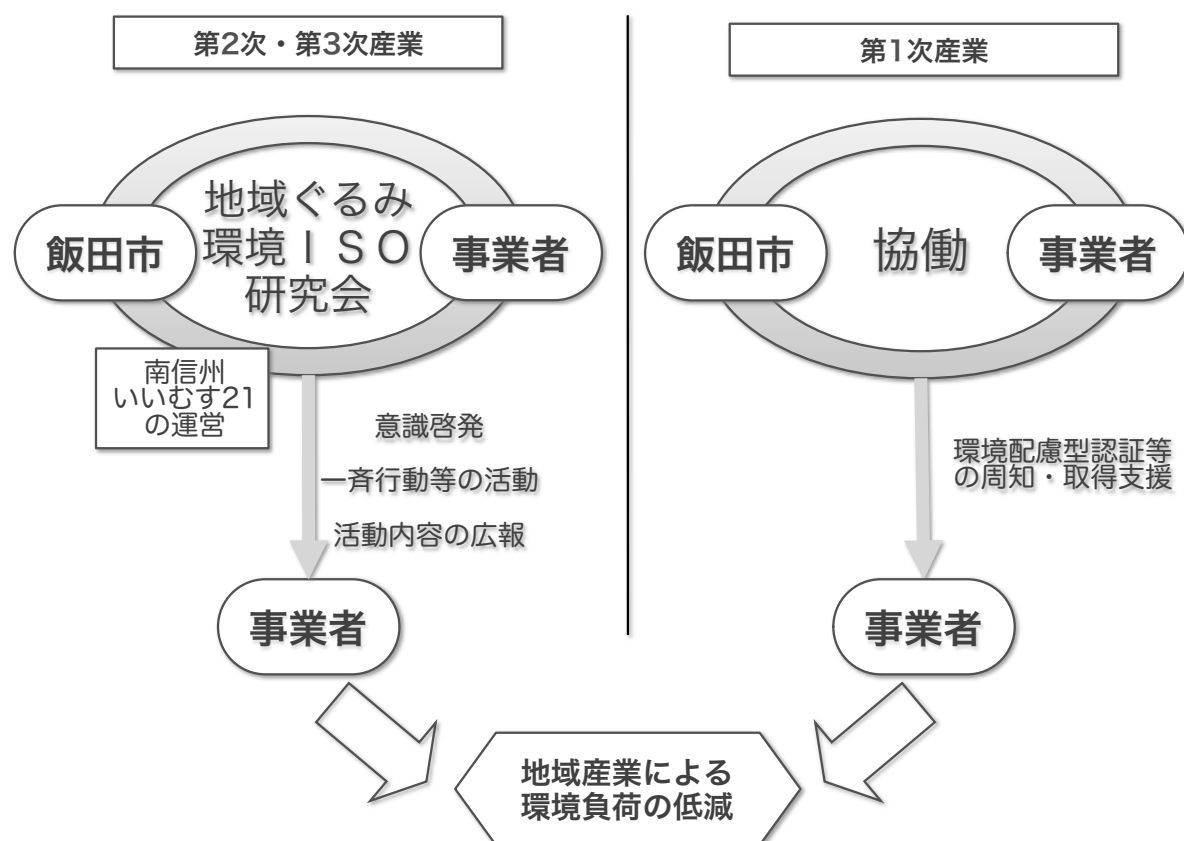
- (1) 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動及び南信州いいむす 21 の取組みを、更に周知していきます。
- (2) 南信州いいむす 21 取得希望者への相談と支援を行います。
- (3) 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動を一層活性化するために、活動内容を検討します。

第2段階

継続的な活動を続けていくため、南信州いいむす 21 の新規事業所へのフォローアップをしていきます。

6 進行を管理する指標

指標名	単位	H22 年度	H28 年度
環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数	者	170	200



コラム 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動

地域ぐるみ環境 ISO 研究会は、産業公害の経験がない地元産業も率先して環境負荷低減に取り組もうと、平成9年、飯田市内の ISO 14001 認証を取得している9社によって発足しました。現在、飯田下伊那地域で31事業所が「環境 ISO」をキーワードに連携し、自主的主体的な運営を行っています。

その活動理念は、「地域の自然を残し、持続可能な地域づくりのため、新しい環境改善の地域文化を創造する。」ことです。それぞれの事業所の枠を超えた活動を展開し、「点から面を」を合言葉に、地域全体で環境改善活動を展開することを視野に入れて活動しています。

具体的な活動内容は、①ISO 14001 の認証取得の相互支援、②従業員・職員を通じての市民の環境意識の向上、③南信州いいむす21の構築と普及、④飯田市の環境行政への支援を柱としています。

「南信州いいむす21」は、南信州広域連合と地域ぐるみ環境 ISO 研究会が協働により運営、普及活動をしている飯田下伊那版の環境マネジメントシステムです。ISO 14001 の認証取得、更新は、小規模な事業所や商店にとって、費用や事務的な負担も多く、なかなか広がりません。そこで、地域版の取組みレベル別の環境マネジメントシステムを構築し、ステップアップできる仕組みとしました。最上級の「南信州宣言」は、ISO 14001 と同レベルです。

平成24年3月末現在で、初級41、中級16、上級2、南信州宣言2と合計61事業所が取得しています。地域ぐるみ環境 ISO 研究会では、更なる普及を進めていく方針です。

「いいこそいいだ」は、2009年9月より始まった節電・省エネ実践プロジェクトです。PDCA サイクルや ISO 14001 の経験を生かし、モデル事業所での取組みを標準化、マニュアル化して、研究会参加の事業所に広めていこうと、毎月集まって研究、検討が行われています。

8 施策6-1に対応する事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

環境マネジメントシステム普及事業

(地球温暖化対策課)

- (1) ISO 14001、エコアクション21等の認証取得を目指す事業所に対して、相談・支援を行います。
- (2) ISO 14001の認証取得は小規模事業所では困難な場合が多いので、この地域独自の認証システム「南信州いいむす21」を普及させます。そのため、取組みの相談、地域ぐるみ環境ISO研究会による審査、南信州広域連合長による認証登録を行います。
- (3) ISO 14001と同レベルである「ISO 14001 南信州宣言」に取り組む事業所を広げます。
- (4) 自治体が率先垂範して環境改善活動に取り組むために、ISO 14001自己適合宣言により庁内環境マネジメントシステムを推進します。

人と環境に優しい農業推進事業

(農業課)

- (1) 有機物(良質堆肥等)の施用等による地力の増進を基本とし、化学肥料や農薬の使用について低減していくことを目標とします。また、ポジティブリスト制度⁷⁾に対応した防除体系と、水田等生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業を推進します。
- (2) 地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い農業に取り組む生産者に対して、国・県・市により取組面積に応じた支援を行います。
- (3) また、環境保全学習会を頻繁に行い、制度や農法に対する理解を深め、より多くの農業者に取り組んでもらうことを目指します。

⁷⁾ポジティブリスト制度：一定量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度。残留基準がない農薬等も0.01ppmを超えると販売等が禁止になる。

施策6のその他の事業

(平成24年度の事業です。最新情報は、最新版の環境レポートを併せてご参照ください。)

環境計画進行管理事業

(地球温暖化対策課)

- (1) 環境審議会へと環境プランの進行状況の報告を行います。
- (2) 環境レポートを作成し、公表します。



南信州いいむす21 ロゴマーク

第3章 飯田市役所の環境配慮指針

この章は、飯田市役所の環境マネジメントシステムについて説明します。

市役所の環境マネジメントシステムは、事業所としての市役所の環境への影響を低減すると同時に、市のあらゆる政策による、地域の環境への影響を低減するための仕組みです。

第1節 飯田市役所の環境マネジメントシステム

- ✓ 飯田市役所の環境マネジメントシステムの狙いと仕組みの概要、これからの方向性について説明します。

第2節 飯田市役所環境方針

- ✓ 飯田市役所の環境マネジメントシステムの基本となる、環境方針を示します。

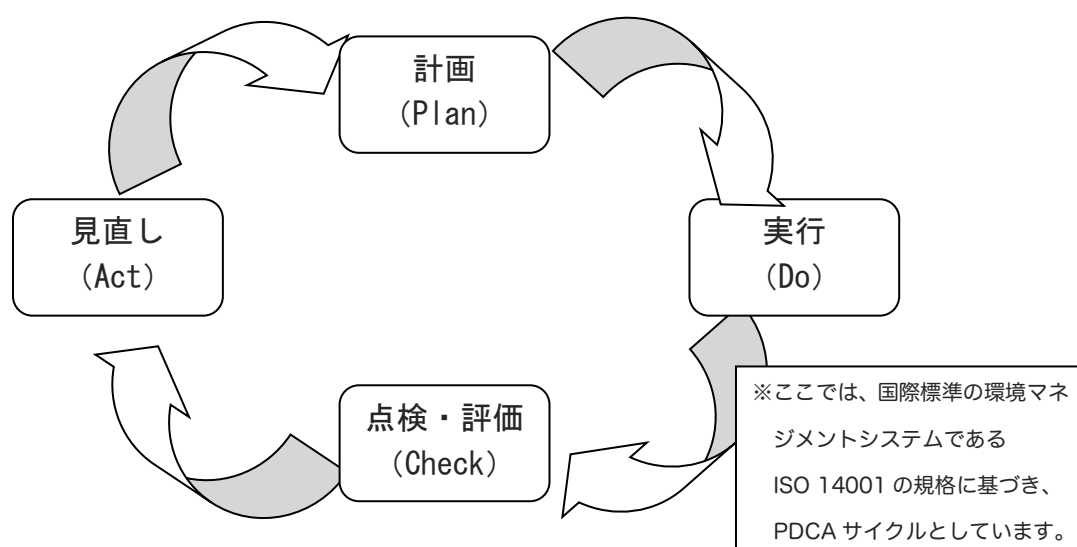
第1節 飯田市役所の環境マネジメントシステム

1 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムは、事業者などが、その業務からの環境負荷を低減していくための仕組みです。

一般的に環境マネジメントシステムは、PDCA サイクルの中で環境負荷を継続的に改善していく仕組みをとっています。

PDCA サイクルとは、下図のようなサイクルです。



計画（Plan）から順を追って、どのようなシステムなのかを見ていきましょう。

まず、計画は前提となる3つの要素から始まります。

(1) 環境方針

これは文字通り、どのような方向で環境の負荷を低減していくのかという方向性を示すもので、組織のトップ、市の場合には市長が定めます。

(2) 環境側面特定と環境影響評価、著しい環境側面の決定

その組織の事業により生じる正負両面の環境影響を評価し、その中で特に大きなものはどこにあるのかを確認します。

(3) 法的及びその他の要求事項

環境に与える影響の評価を踏まえて、法律上、何をすることが必要であるかを確認します。

計画では、この3つの要素を基に、環境負荷に関して中長期的に目指す目的と、その年度で達成を目指す目標、それを達成する手順を定めます。目的・目標は環境側面の特定と同様、正負両面について定めます。

この計画段階では、環境政策以外の分野の事業も、環境に与える影響評価を踏まえて目標を定めることとなります。市役所の場合、公益を目指す市役所の性格上、環境に良好な影響を与えるものも多くあります。

次に実行（Do）の段階です。

この段階では、市が実際にその業務を行います。立てた目標を達成できるように、定期的にチェックをしながら実行していきます。

そして、点検・評価（Check）の段階では、立てた目標のとおり実際に事業が実施されたのかを点検・評価します。

この点検・評価は、内部監査チームによって行い、実施状況や環境マネジメントシステムの実行体制などに問題がないか厳しく確認します。

内部監査チームは、自分が所属していない部署から選ばれたメンバーで構成します。

監査の結果は、マネジメントレビュー^{*52}として年に2回まとめ、組織の長に提出します。

問題が指摘された場合には、見直し（Act）を行います。

そして、見直しを踏まえて、翌年、また計画（Plan）を作成します。

この一連の流れを、マニュアルとして定め、それに従い、文書化しながら管理・実施していくのが環境マネジメントシステムです。

コラム 多様な環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムは、これまでに説明してきたような PDCA サイクルに沿って、組織が環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいく仕組みです。

これには、国際標準の規格である「ISO 14001」をはじめとしていくつかの種類があります。

ISO 14001 の認証取得、更新は、費用や事務的な負担も多く、小規模な事業所や商店には、なかなか広がらなかったため、簡易版である「エコアクション 21」^{*53}や、簡易版からレベル別に取得できる「KES」^{*54}、飯田下伊那地域版の「南信州いいむす 21」^{*55}などの規格が作られました。

また、自治体専用の規格である「LAS-E」^{*56}や飯田市が独自に構築した「学校のいいむす 21」や「保育園のいいむす 21」のように、特定の業種に特化した規格も作られています。

^{*52} マネジメントレビュー：監査結果をまとめた資料を基に組織の長が、環境マネジメントシステムが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを再検討すること。

^{*53} エコアクション 21：エコアクション 21 中央事務局が運営する簡易版環境マネジメントシステム。環境省の定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインに基づいたシステムで、環境レポートの公表を義務付けている。

^{*54} KES：特定 NPO 法人 KES 環境機構の運営する簡易版環境マネジメントシステム。京都市の持続可能な社会を構築するためのパートナーシップ組織である京のアジェンダ 21 フォーラムによって作成され、2007 年から運営機構が法人化した。

^{*55} 南信州いいむす 21：詳細は 102 ページを参照。

^{*56} LAS-E：環境自治体会議の運営する、自治体専用環境マネジメントシステム。全自治体共通の実施項目がある、住民参画が問われる、地域の住民が事業者の参加する内部監査があるなどの特徴を持つ。

2 飯田市役所の環境マネジメントシステムの特徴

(1) 飯田市役所の業務と環境マネジメントシステムの性質

環境マネジメントシステムは、工場と事務所の取組みの性質が異なるように、組織の業務の性格によりその取組みの性質が異なります。

飯田市役所の業務は、住民の福祉の増進を図ることです。業務の内容は多岐に渡り、法令に基づく強制力を持つものもあるため、市役所の業務は直接・間接的に地域へ大きな影響を与えています。

市役所の業務を環境マネジメントシステムで管理することは、一つの事業所としての直接的影響だけではなく、市の施策による地域への間接的影響も管理することにもなり、その影響が多岐へと渡ります。

(2) 自己適合宣言

飯田市役所の環境マネジメントシステムは、国際規格である ISO 14001 に基づき運用しています。ISO 14001 の運用の方法には 4 通りの方法があります。これは大きく分けると外部認証を得る手法と自己適合宣言型の手法の 2 通りに分けられます。

ア 外部認証

外部の審査機関の審査により、ISO 14001 の規格に適合した環境マネジメントシステムが運営されていることを確認する手法。外部機関の認証で適合していることを担保します。

イ 自己適合宣言

組織が自らの責任で規格に適合するように自己決定し、自己宣言する手法、適合について組織に対して利害を持つ人又はグループによる確認を求める手法、自己宣言について組織外部の人又はグループに確認を求める手法があります。

積極的な情報公開などにより、外部から適合していることが確認できる状況をつくり出すことなどで適合性を担保します。

飯田市役所は、「イ 自己適合宣言」の中の自己決定し、自己宣言する手法を採用しています。この手法のメリットは、外部の審査機関を使わない分、コストが安いことです。しかし、その反面、自ら適合していると宣言するだけでは、外部からの理解を得にくいため、積極的な情報公開を行うなど、自らの工夫により適合していることを示す必要があり、難易度としては高くなります。

飯田市役所では、外部監査員による内部監査という仕組みを採用しています。これは内部監査の際に、飯田市役所の職員以外の監査員による監査を受けることです。具体的には、地域ぐるみ環境 ISO 研究会の実務者や、環境マネジメントシステムの審査員、環境問題に詳しい市民、他の自治体の職員などが外部監査員として参加しています。これにより、厳しい内部監査を行うことができます。

飯田市役所では、逆に地域の企業や他の自治体の内部監査に職員を派遣しています。このことにより、相互に内部監査を行う仕組みが構築されています。

3 飯田市役所環境マネジメントシステムのこれからの方向性

飯田市役所の環境マネジメントシステムは、毎年内部監査を受けて、継続的に改善を図っています。今後、次の3つの項目を「目指す姿」として取り組んでいきます。

(1) 適用サイトの拡大

適用サイトとは、環境マネジメントシステムを適用する場所です。飯田市役所では、本庁や自治振興センター、りんご庁舎などをはじめとし、環境への影響度や職員の常駐状況などを考慮しつつ、順次、適用するサイトを拡大しています。

今後、外部に管理を委託している市の施設までサイトを拡大することで、市のあらゆる施設における環境負荷の低減につなげ、環境改善活動に取り組む地域の率先垂範となることを目指します。

(2) 施策の影響への適用

飯田市役所における環境マネジメントシステムは、当初、紙・ごみ・電気など、エコオフィス活動に着目した環境負荷の削減から始めました。

飯田市役所では、これを徐々に各施策の環境影響評価へと転換すべく試みを続けています。今後、様々な施策について環境影響評価を行い、環境マネジメントシステムで進行管理していくことを目指します。

(3) 事務事業進行管理との連動

飯田市役所の施策や事務事業の進行を評価・管理する仕組みとして、環境面から評価・管理する環境マネジメントシステム、施策や事務事業の成果面から評価・管理する行政評価の仕組み、施策や事務事業に関わる職員を評価・管理する人事評価制度の3つの仕組みがあります。

これらのシステムをできるだけ統合し、施策や事務事業の進行管理を一元化し、市民からも分かりやすくするとともに、評価・管理に関わる職員の事務負担を軽減し、施策や事務事業の計画や実施の段階へもっと注力できるような姿を目指します。

第2節 飯田市役所 環境方針

飯田市役所は環境配慮指針として、飯田市役所の環境マネジメントシステムに基づいた環境方針を定めています。

この方針は、飯田市環境基本条例の第9条に基づき、環境マネジメントシステムを実施する全ての施策へと適用されます。

環境方針は環境マネジメントシステムの運用の中で、必要に応じて改定されています。以下の環境方針は平成24年度に定められたものです。

次回以降、改正をした際には、環境レポートでお知らせします。

※飯田市環境基本条例 第9条

(施策の実施と環境計画との整合)

第9条 市は、自らが実施するすべての施策における環境の保全及び創造に関する事項について、環境計画との整合性を図らなければならない。

飯田市役所 環境方針

1 基本理念

私たちは、『環境モデル都市』として、低炭素社会を創造し、すべての営みが豊かな自然と調和し、環境が文化として定着した『環境文化都市』を実現させます。

そのため「^{あした}明日の環境首都」として、「環境」をすべての政策の基本に置き、多様な主体の協働を進めながら、第5次基本構想に掲げる『文化経済自立都市』づくりに取り組むとともに、世界の叡智が結集する「小さな世界都市」を目指し、リニア時代を見据えた21世紀型戦略的地域づくりを進めます。

2 基本方針

(1) 市役所のすべての業務において、環境マネジメントシステムによるPDCAサイクル(計画、実施、点検、見直し)を繰り返しながら、継続的改善を進め、市民の目線に立った良質なサービスを提供します。

①「ムトス」という自主自立の精神で、ISO 14001 規格に対して「自己適合宣言」を行うとともに、独自のシステム「いいむす21」のレベルアップを進めます。

②環境に関する法令等を順守しながら、汚染の予防に努め、環境改善・環境負荷低減のために創意工夫して行動します。

③環境に配慮した公共工事・事業を行います。

(2) 「21'いいだ環境プラン第3次改訂版」(2012～2016年度)に基づき、人の営みと自然・環境が調和したまちづくりを進めます。

①山・里・街のそれぞれの暮らしの場において、緑豊かな自然環境づくりを進めます。

②環境負荷低減に向け、廃棄物の減量と適正処理を進めます。

③市民生活における様々な環境汚染の防止に努めます。

④「地育力によるこころ豊かな人づくり」の一環として、自然とのふれあいや環境教育を推進します。

⑤日常的な環境改善活動が盛んになるよう、地域ぐるみの取組みを進めます。

(3) 危機的な状況を迎えた地球環境問題を直視し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。

- ①環境の良さと生活の利便性を両立させつつ、安心・安全で快適に暮らせる低炭素社会づくりに向けて、「飯田市環境モデル都市行動計画」及び「リニア時代にふさわしい環境モデル都市づくりロードマップ」に基づいた取組みを進めます。(飯田市全体で 2050 年までに 2005 年対比で温室効果ガス排出量を 70%削減)
- ②「飯田市役所地球温暖化防止実行計画(第2次改訂版)」を進めます。(事業所として 2014 年度までに 2010 年度対比で CO₂ 排出量を 5 %削減)
- ③「飯田市地域公共交通総合連携計画」に基づいた公共交通の利用促進を図り、エコで賑わいのあるまちづくりにつなげます。

『環境文化都市』……今後、更に 20～30 年という超長期を見通して実現する「美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動によって築く、人も自然も輝く個性ある飯田市」(2007 年 3 月 23 日宣言)

『環境モデル都市』……国全体を低炭素社会に転換していくために、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジするモデル都市として政府から選定された自治体(2009 年 1 月 23 日認定)

あした
『明日の環境首都』……2010 年度に行われた「日本の環境首都コンテスト」において、当市は総合 2 位となったが、『日本の環境首都』に匹敵するという高評価を得て、当市に贈られた賞の名称。環境首都コンテスト全国ネットワーク(NPO/NGO)が、応募自治体の環境政策を総合評価し順位付けした。

『文化経済自立都市』…環境文化都市の前提条件として第5次基本構想基本計画で目指す「高い付加価値のある経済活動が営まれ、個性的で魅力ある地域文化が受け継がれている都市」



2012 年 4 月 1 日

飯田市長 牧 野 光 朗

資料編

第1節 21'いいだ環境プラン策定以降の統計指標の推移

1 飯田市の概要

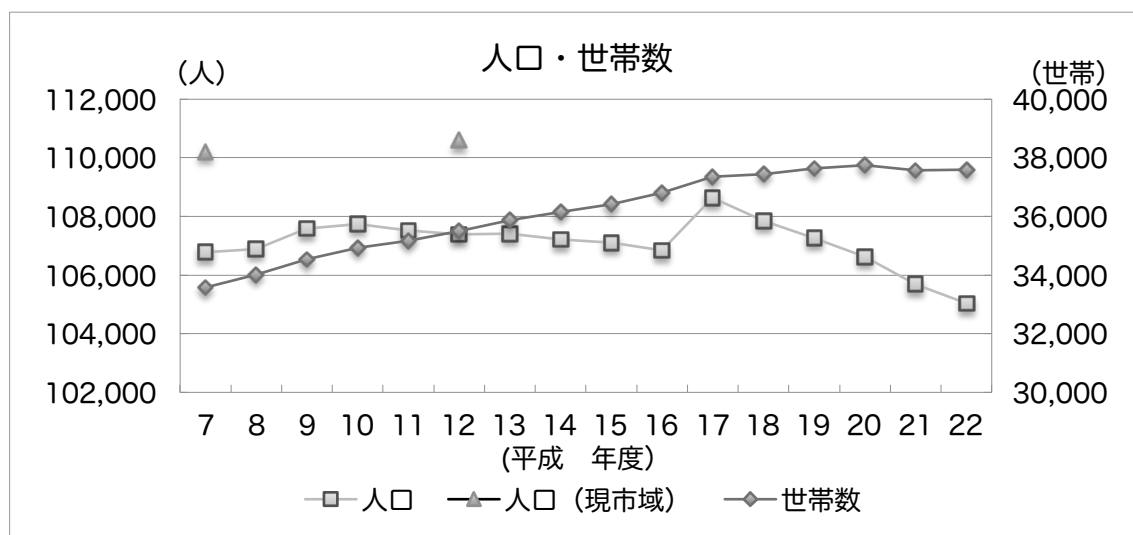
(1) 位置・地形

飯田市は長野県の南部、南アルプスと中央アルプスに挟まれた、伊那谷の南部にあり、諏訪湖から太平洋へ注ぐ天竜川の中流域に位置します。

飯田市の地形は、天竜川最下流部（標高約 300m）から南アルプスの聖岳（標高 3,013m）まで、標高差 2,700 mを超える我が国最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷などがあり、我が国でも有数の美しさに変化に富んだ地形をしています。

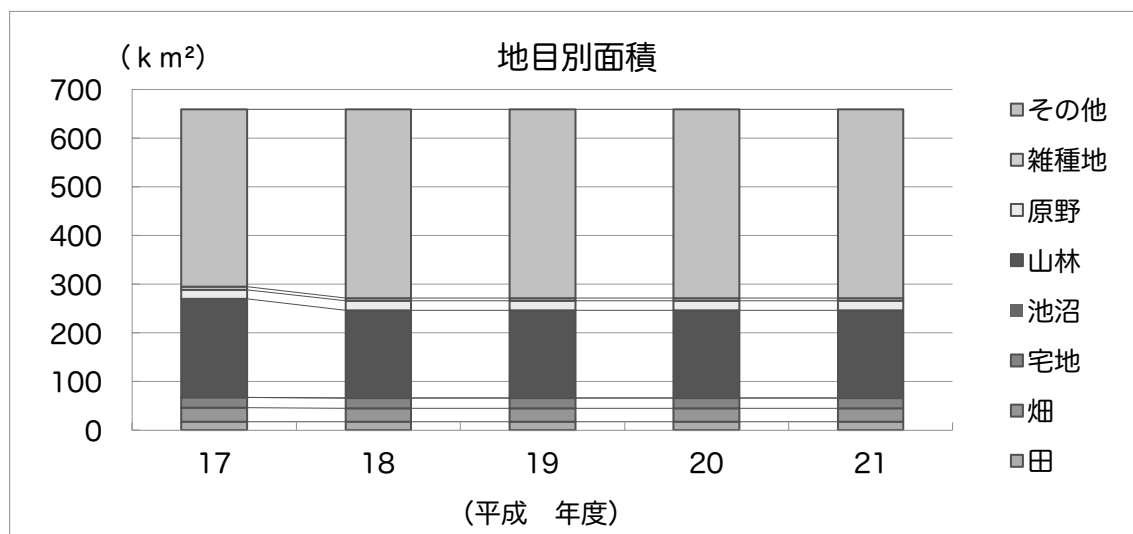
天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多くなっています。また、段丘崖には樹木が繁茂し、景観の中に緑の帯を形づくっています。周辺部の多くは山林ですが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在し、美しい農村風景をつくっています。

(2) 人口と世帯数



※現市域人口は、合併前の旧上村、旧南信濃村を含む
平成 12 年および 17 年は国勢調査人口、他は毎月人口異動調査に基づく推計人口

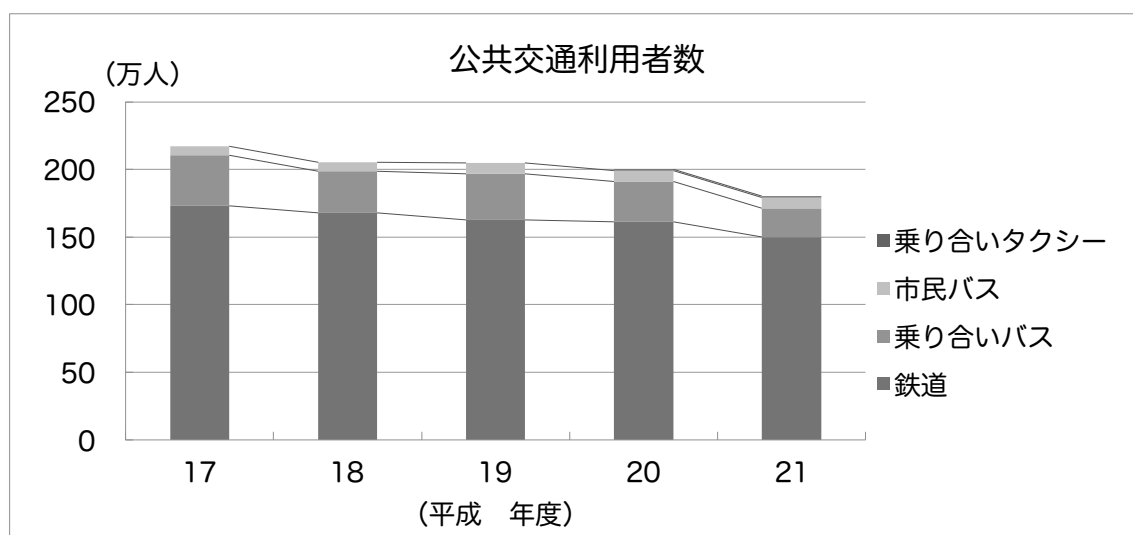
(3) 土地利用



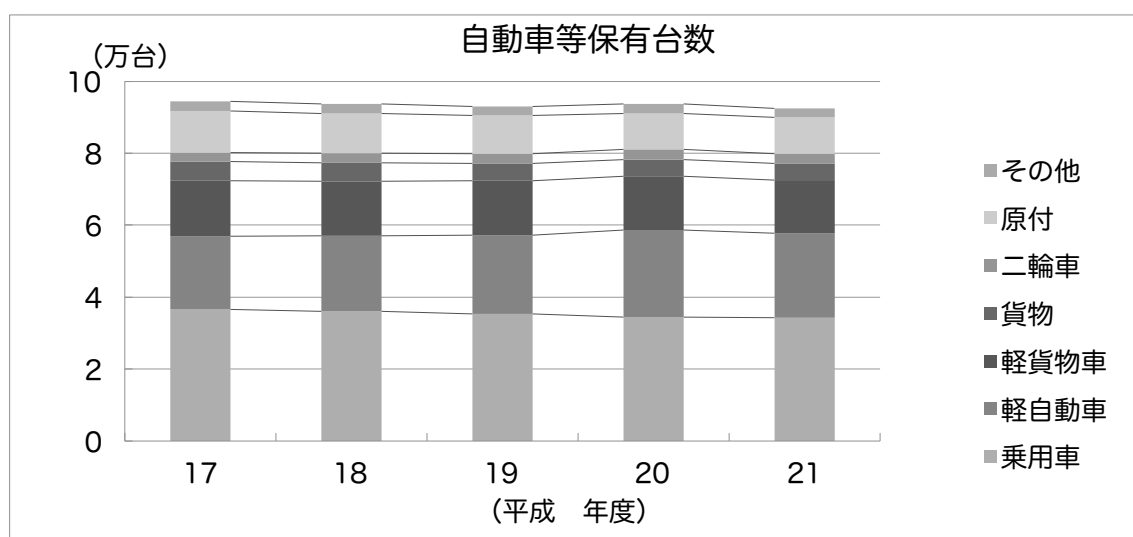
※ このページの資料は「市政の概要」より

(4) 交通

ア 公共交通利用者数

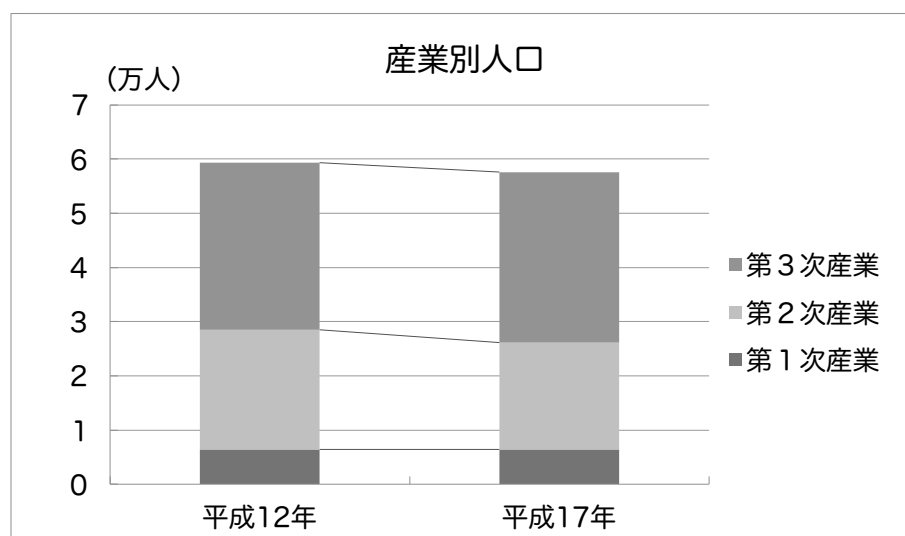


イ 自動車等保有台数



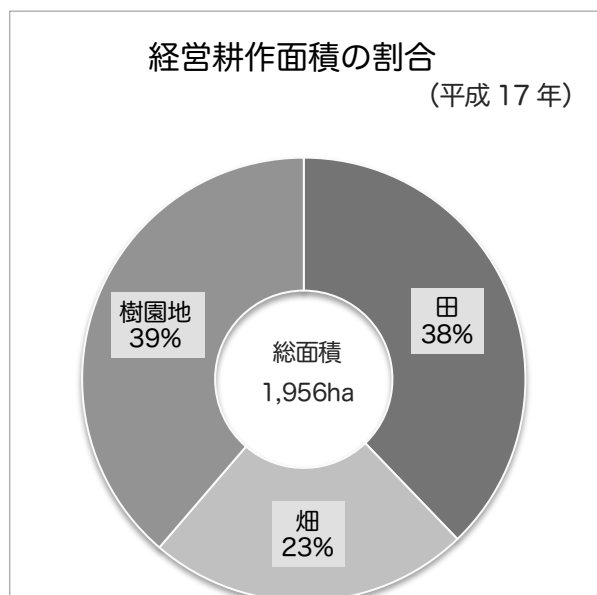
(5) 産業

ア 産業別人口

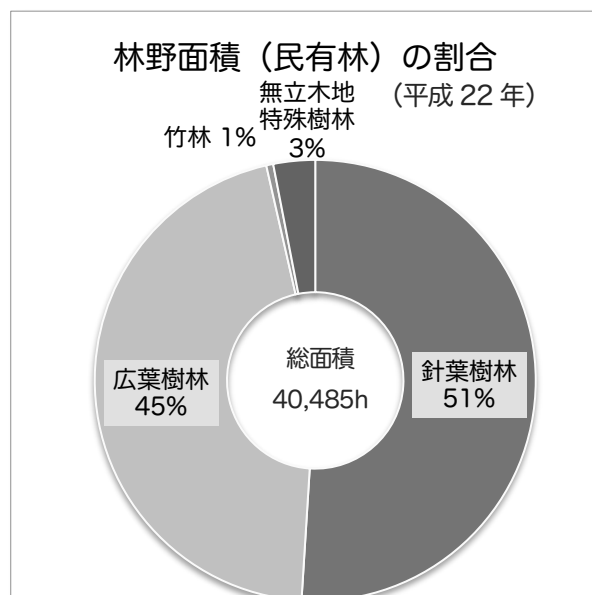


※このページの資料は「市政の概要」より

イ 農業



ウ 林業



エ 商工業

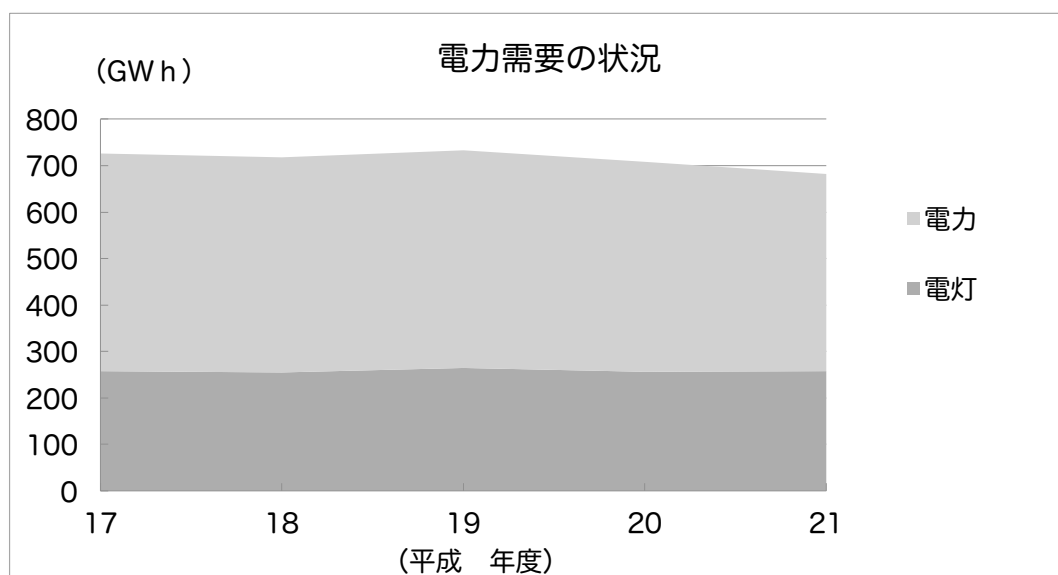
事業所数・従業者数の推移（民間）

産業	平成 8 年度		平成 13 年度		平成 16 年度		平成 18 年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	7,089	53,874	6,874	52,831	6,476	50,098	6,616	50,055
農林水産業	18	163	27	363	28	231	33	415
鉱業	10	106	6	43	5	26	6	42
建設業	816	6,764	862	6,809	786	5,646	791	5,249
製造業	1,007	15,172	874	13,591	791	13,345	772	12,349
電気・ガス・ 熱供給・水道業	6	540	8	507	6	419	5	291
情報通信業	130	3,161	131	2,345	44	313	44	351
運輸業	(情報通信業に含まれる。)				88	2,026	89	1,998
卸売・小売業	2,868	15,315	2,708	15,527	1,650	10,640	1,669	10,778
金融・保険業	128	1,337	126	1,173	108	1,083	107	1,094
不動産業	348	558	360	620	426	705	444	789
飲食店、宿泊業	(飲食店は、卸売・小売業に含まれる。 宿泊業は、サービス業に含まれる。)				912	4,288	917	4,273
医療、福祉	(サービス業に含まれる。)				282	3,643	316	4,199
教育、学習支援業	(サービス業に含まれる。)				152	823	153	811
複合サービス事業	(情報通信業とサービス業に含まれる。)				43	826	61	961
サービス業	1,758	10,758	1,772	11,853	1,155	6,084	1,209	6,455

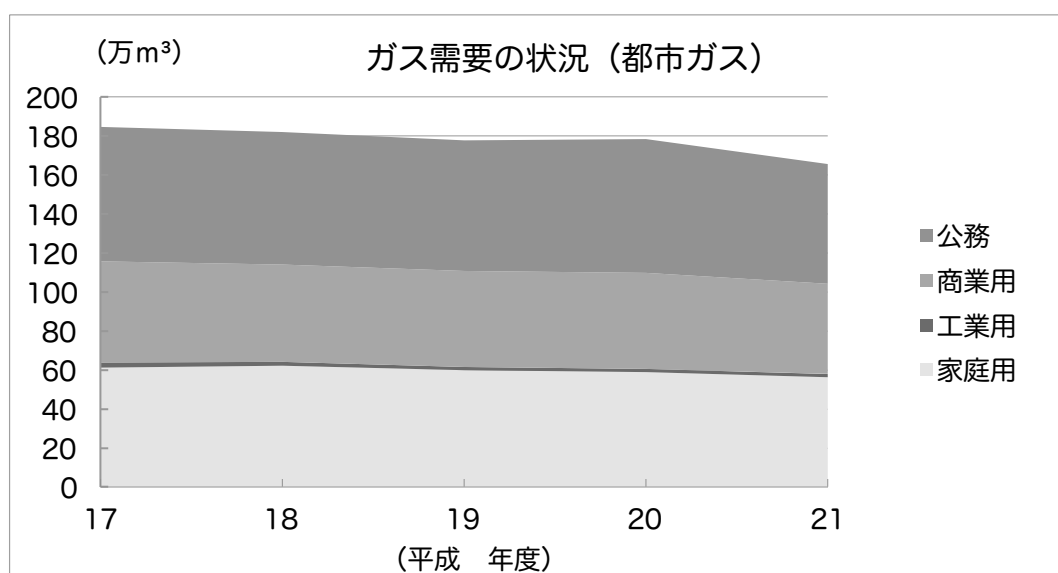
※このページの資料は「市政の概要」より

(6) エネルギー使用量

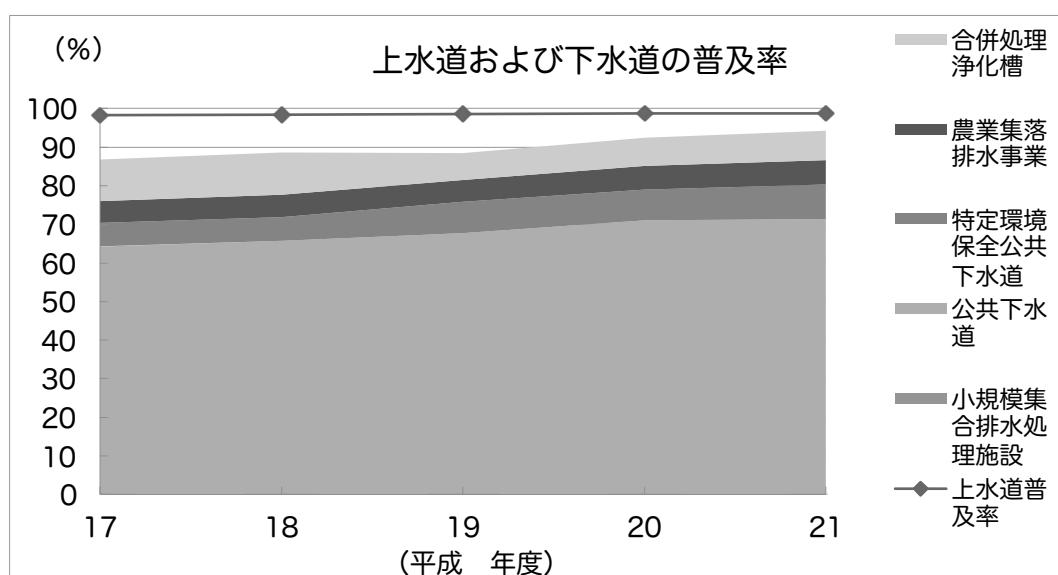
ア 電力



イ ガス (都市ガス)



(7) 上下水道の利用状況

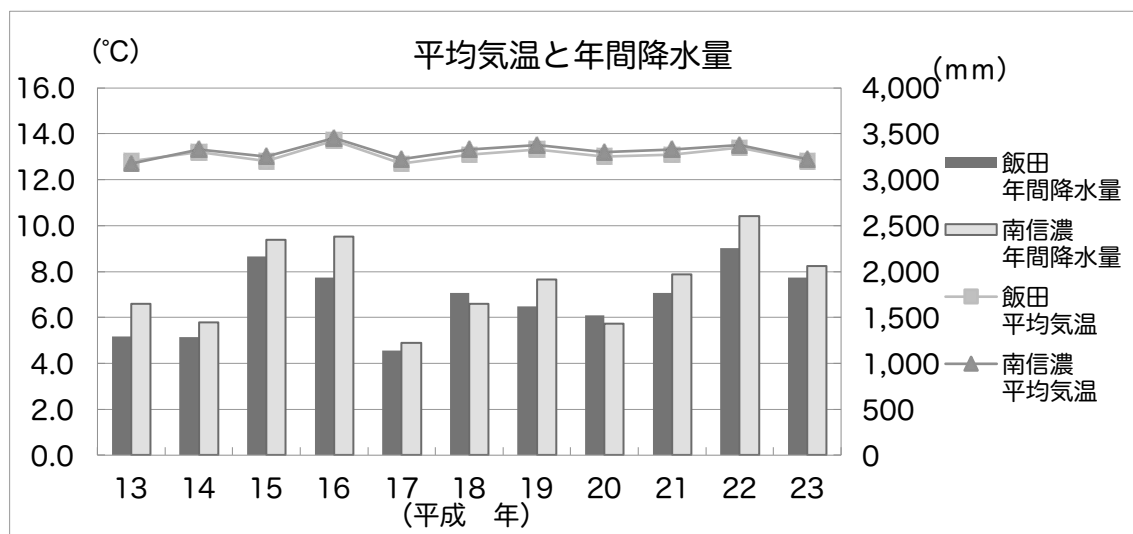


※このページの資料は「市政の概要」より

2 飯田市の自然環境

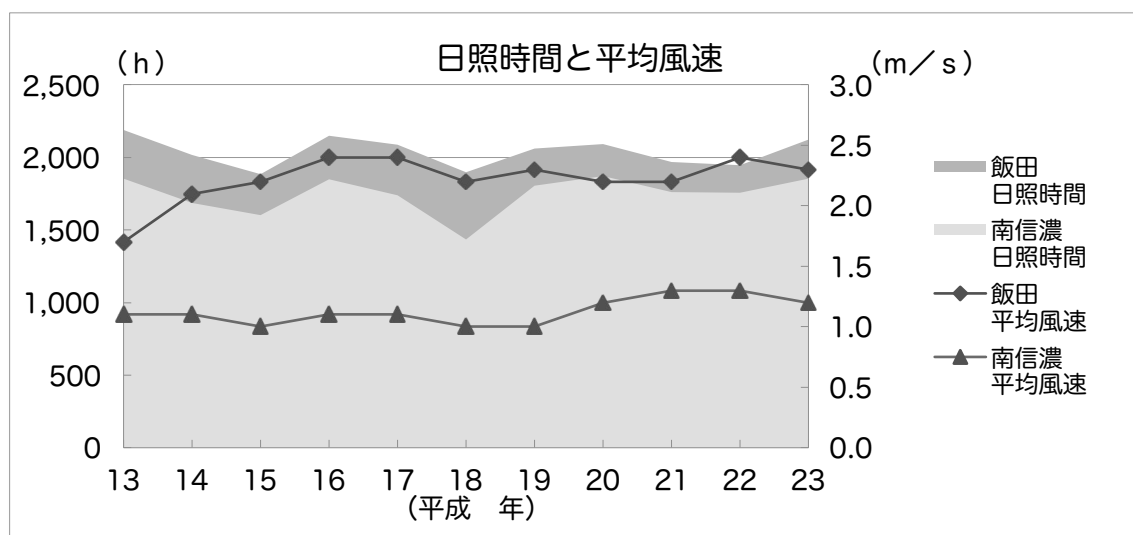
(1) 気象

ア 平均気温と年間降水量



※気象庁,「気象統計」より

イ 日照時間と平均風速



※気象庁,「気象統計」より

(2) 地質

飯田市の地質は市内を走る中央構造線の東西で大きく異なっているという特徴を持っています。中央構造線は、日本列島が大陸の一部だった頃から離れる前、中生代白亜紀に、東アジアの東端にできた大規模な断層です。

中央構造線の西側は領家帯と呼ばれ、花崗岩と変成岩からできています。領家帯の変性岩は、中生代ジュラ紀に海洋プレートが大陸プレートの下に潜り込む時に、海洋プレートの上部が削りとられながら大陸プレートの下部に付着した部分(付加体)が、白亜紀に高温低圧の変性作用を受けて変化した岩石です。飯田市に主に分布している花崗岩は、中世白亜紀頃にできた古期花崗岩です。また、これらの岩石の上に新生代第三紀の海底堆積物や第四紀の天竜川やその支流による河川堆積物が積み重なって現在の地形が出来ています。

中央構造線の東側には、西から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が見られます。三波川帯は、領家帯と同じ中生代ジュラ紀の付加体の中世白亜紀に低温高圧の変性作用を受けてできた変成岩を中心としています。秩父帯は、領家帯や三波川帯の起源となるジュラ紀の付加体が露出した部分です。四万十帯は、他の地域とは異なる中生代白亜紀～新生代第三紀の付加体が、広域の変性作用を受けずそのまま露出しています。

※飯田市教育委員会,「私たちの飯田市」より抜粋、編集

(3) 植生

天竜川沿いの標高 400m から、標高 3,013m の南アルプス聖岳にまで及ぶ飯田市の植物の垂直分布は、変化に富んだものになっています。

南信濃南部や天龍峡から座光寺付近までの天竜川沿いの段丘崖や神社の森の中には、アラカシ、シラカシ、アオキ、ヤブツバキなどの常緑の広葉樹が生育しているのがみられます。これは、天竜川下流域の温暖な地方から続いてきている常緑広葉樹林の北限に当たるところで、標高 500m くらいまで続きます。

標高 500m から 1,000m の間は人々の主な生活域になっている部分ですが、ここは低山帯下部になります。この標高を代表する植物はモミ、ツガ、クリ、コナラなどです。

その上部の標高 1,000m から 1,700m の間が低山帯上部となり、代表する植物はブナ、ミズナラ、ウラジロモミなどです。風越山の山頂付近や上村下栗地区などがこのゾーンに当たります。

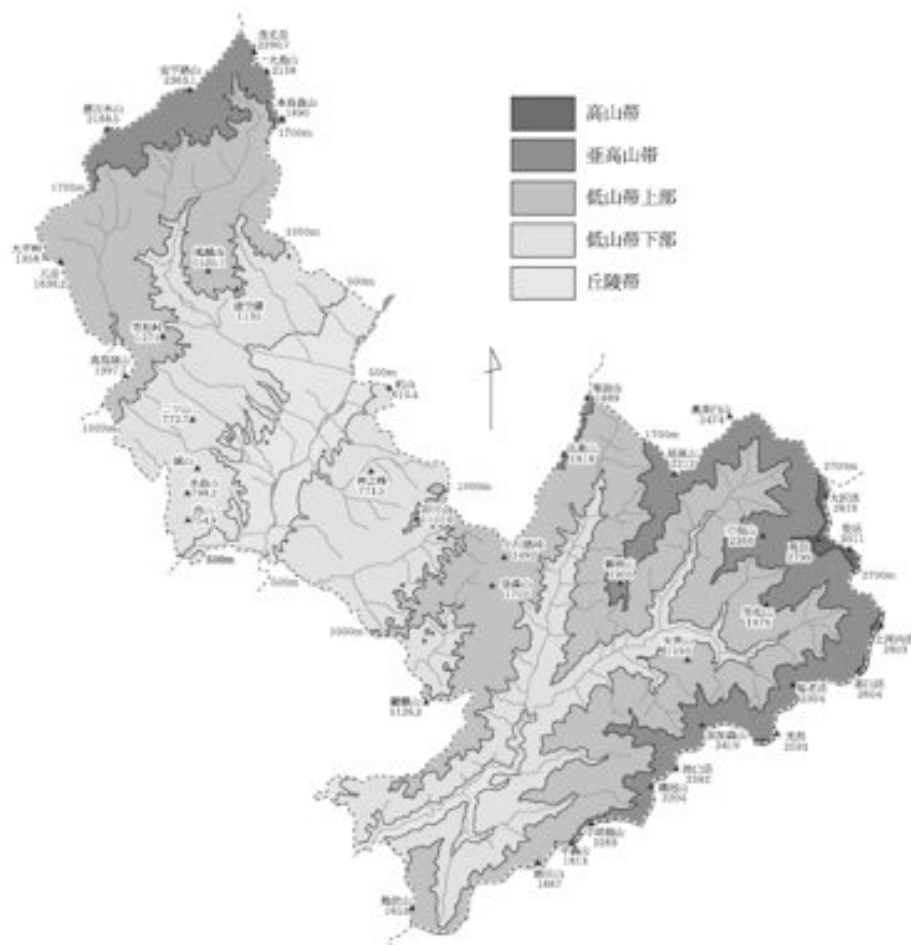
さらに、その上部の標高 1,700m から 2,700m までの間が亜高山帯となり、下部と上部に分けられます。摺古木山山頂付近はその下部に当たり、シラビソ、コメツガ、トウヒなどが代表する植物となっています。南アルプス茶臼岳のような標高 2,600m 付近になると亜高山帯上部となり、ダケカンバが代表的な植物になります。標高 2,700m 以上は高山帯となりハイマツと背の低い高山植物だけとなります。

この植物の垂直分布の様子も、開発の進んだ平坦部やカラマツ、ヒノキ、スギなどの人工林の多い市内の森林では、はっきりしません。

このように、飯田市は暖温帯から寒帯までの植物が分布し、それが河川によって削り込まれた変化の多い地形の中に、複雑に入り組んでいます。さらに気象的には多雨地帯であり、また、地形においても特殊な発達過程をもつところであるので、飯田市は、変化にとんだ植物社会を構成しています。

「下伊那の植物」（下伊那教育委員会編）には、約 2,300 種の植物が記載されていますが、そのほとんどが飯田市に産するとされています。これだけ豊富な植物が一つの地域に生育する場所は、日本でもきわめて珍しいと言えます。

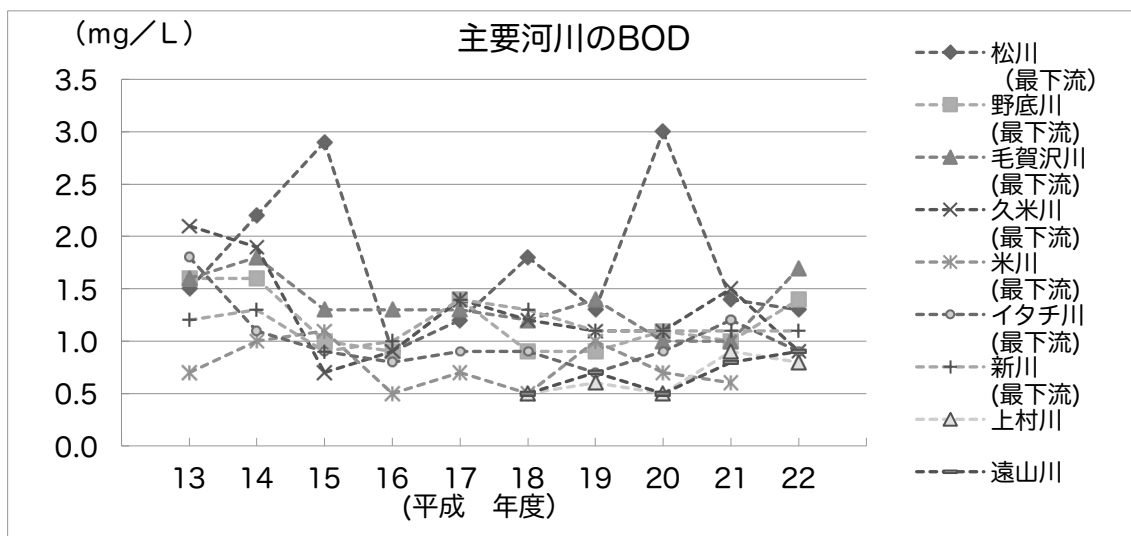
図：標高から推定する飯田市の植物分布



※飯田市教育委員会、
「私たちの飯田市」より抜粋

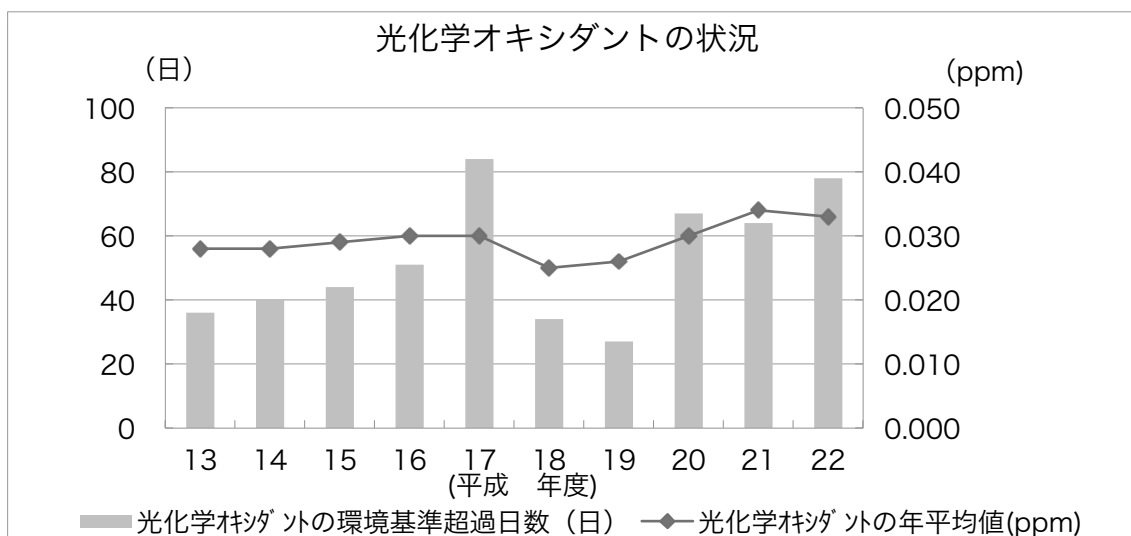
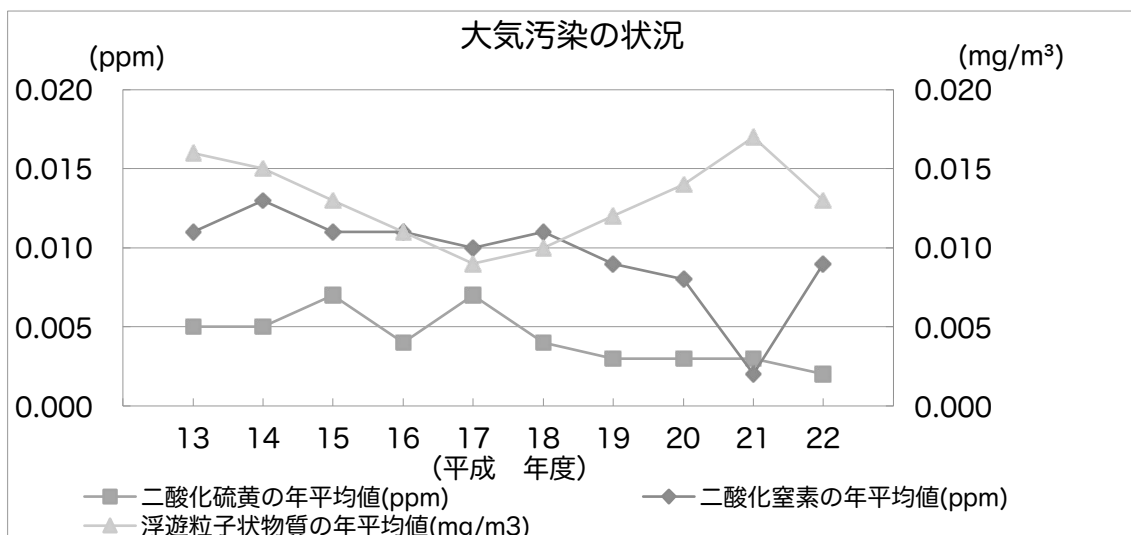
3 飯田市の生活環境

(1) 主要河川の状況



※数値は 75%値
「環境レポート」より

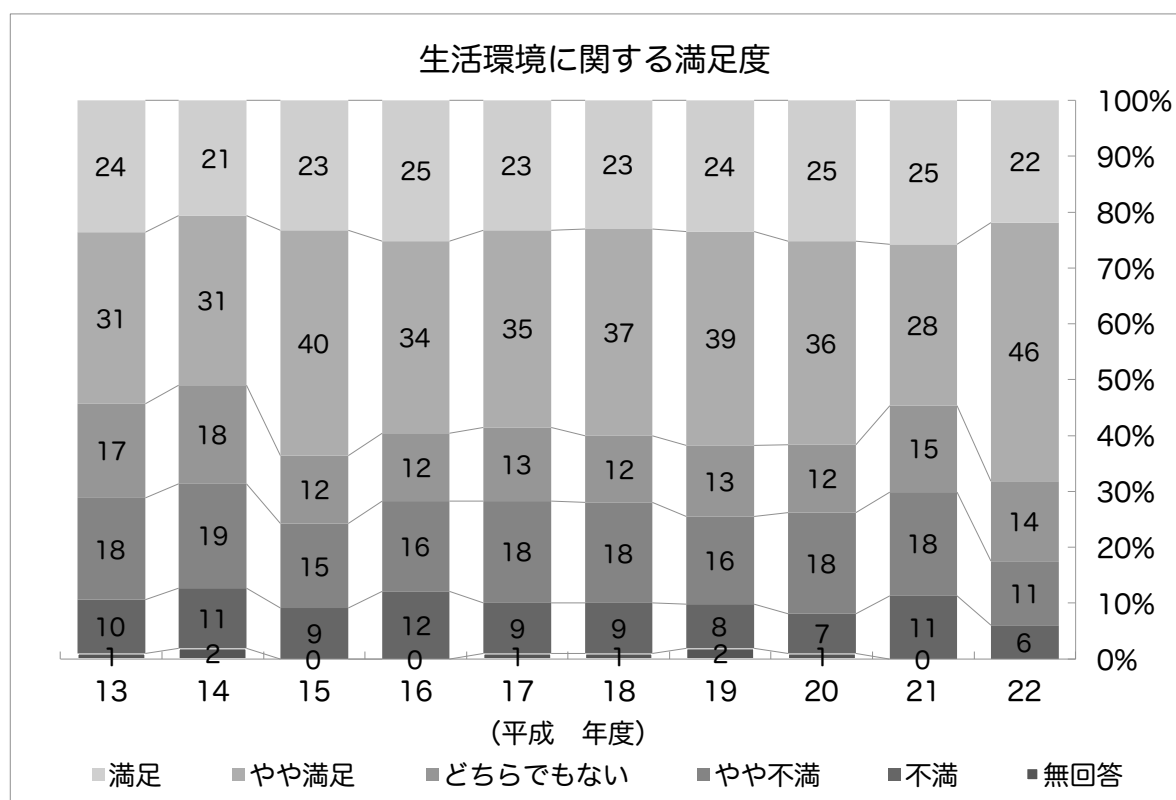
(2) 大気汚染測定結果



※「環境レポート」より

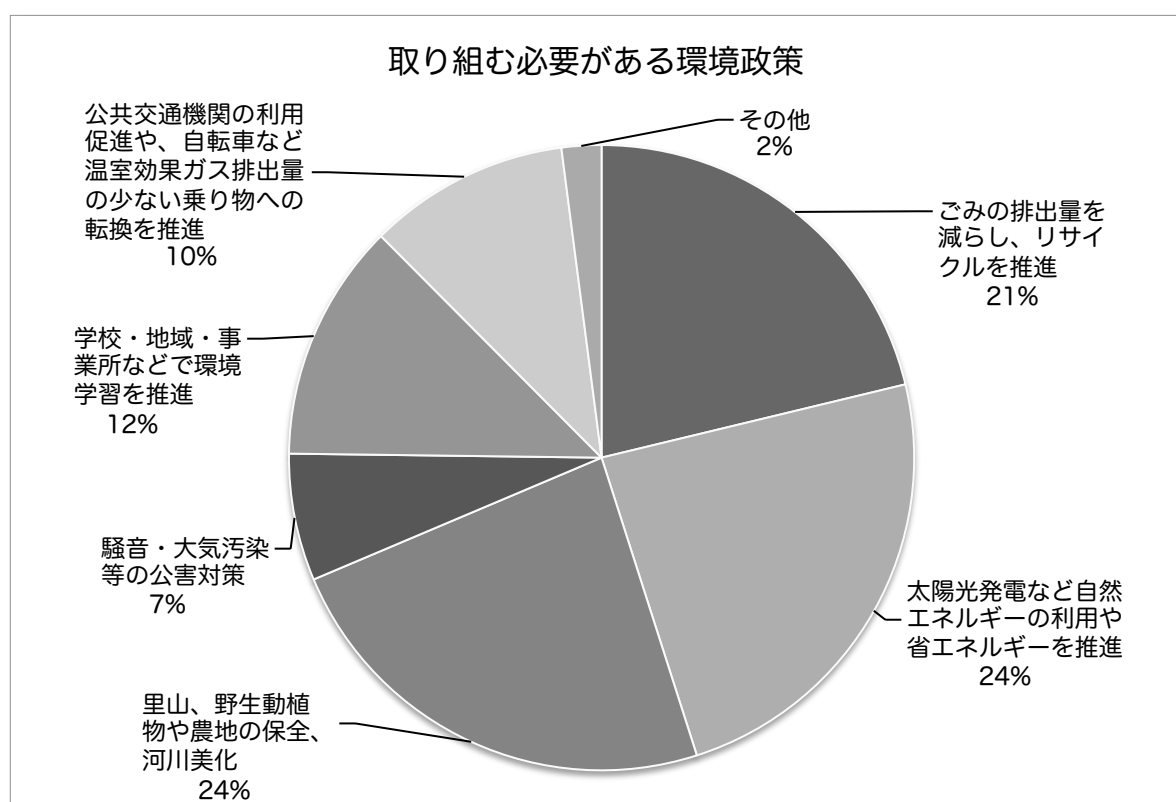
4 環境に対する飯田市民の意識

(1) 居住地の生活環境に関する満足度



※平成 11～22 年度、市民アンケートより

(2) 飯田市がより力を入れて取り組む必要があると思う環境政策



※平成 22 年度市民アンケートより
無作為抽出で選ばれた市民 1,000 名に配布、有効回答率 46.9% 回答は複答式

第2節 飯田市内の重要な自然、景観

1 自然環境保全に係る地域指定

(1) 自然環境保全地域（飯田市自然環境保全条例）

地区	指定年月日	面積(ha)
竜東	S48.7.1	2,075
竜西	S48.7.1	2,645
大平	S59.4.20	74

(2) 自然公園法（自然公園法）

公園別	名 称	指定年月日	公園総面積(ha)	飯田市に係る地域
国立公園	南アルプス	S39.6.1	35,752	大沢岳から兎岳、聖岳、上河内岳、茶臼岳、仁田岳、易老岳、光岳に至る地域
国定公園	天竜奥三河	S44.1.10	25,756	万古川上流域一帯、天竜川・天龍峡以南
県立自然公園	中央アルプス	S26.11.22	35,427	大平から松川上流域一帯
	天竜小渋水系	S45.12.21	2,561	天竜川・天龍峡以北、神之峰一帯

(3) 郷土環境保全地域（長野県自然環境保全条例）

指定地名	所在地	指定年月日	面積(ha)	指定理由
開善寺	飯田市上川路	S58.3.22	2.01	郷土的、歴史的地域
大平宿	飯田市上飯田	S62.4.13	290.06	郷土的、歴史的地域
野底山	飯田市黒田	H9.12.8	133.71	郷土的、歴史的地域、市街地周辺の良好な自然環境形成地域

(4) 信濃路自然歩道（長野県信濃路自然歩道設置要綱）

ルート名	計画延長(km)	整備済延長(km)	整備済比較(%)	整備済の主な経過地
伊那谷	76.0	76	100.0	園原－富士見台－上清内路－下清内路－梨子野峠－鳩打峠－沢城湖－妙琴公園－八王子公園－瑠璃寺－燐政寺－松川高原

(5) 自然園（県指定）

名 称	所在地	設置年度	面積(ha)
摺古木山	飯田市	S48～S50	210.2

(6) その他

ア ふるさといきものの里（環境省認定）

名 称	所在地	認定年度	面積(ha)
ふるさと いきものの里	飯田市桐林	平成元年	250.0

イ 名水百選（環境省選定）

名 称	所在地	選定年度
猿庫の泉	飯田市大休	S60
観音霊水	飯田市南信濃	H20

ウ モニタリングサイト 1000（環境省設定）

名 称	所在地	選定年度	サイトの種類	調査項目
たねぼさんの ハナノキ湿地	飯田市 竹佐・箱川	H19	コアサイト	植物・鳥類・哺乳類・蝶

2 天然記念物等の指定状況

(1) 飯田市内の名木・巨木（天然記念物及び環境省登録の巨木）

名 称	指定年月日	指 定	備 考
山本のハナノキ	S40.4.30	県の天然記念物	山本 6771 樹高 30m 余、胸高周囲 4.8m、推定樹齢 300 年。
長姫のエドヒガン	S42.5.22	県の天然記念物 環境省登録の巨木	追手町 2-655 美術博物館 樹高 20m、胸高 5.4m、飯田城主の家老安富家にちなんで、地元では別名「安富の桜」の愛称で親しまれている。
川路のネズミサシ	S43.3.21	県の天然記念物	川路 4693 樹高 18m、胸高周囲 3.5m、樹齢約 1000 年と言われる。
風越山のベニマンサク の自生地	S43.5.16	県の天然記念物	上飯田 6999、6998 群生地、分布の東限、海拔が高い(600m～1400m)。
立石の 雌スギ雄スギ	S43.5.16	県の天然記念物	立石 502、659 雄スギの胸高周囲 9.2m、雌スギ 8.3m、雄スギ樹高 45m、雌スギ 60m、樹齢約 1000 年と言われる。
羽場の大栂	S43.11.19	市の天然記念物 環境省登録の巨木	羽場町 3 丁目 726 胸高周囲 3.4m、推定樹齢 400 年、S45.4.10 移植。
桜丸の蚊母樹 (イスノキ)	S46.3.15	市の天然記念物	追手町 2 丁目 678 県飯田合同庁舎裏 旧飯田場桜丸に残された珍樹。
龍江大屋敷の イワテヤマナシ	S46.3.15	市の天然記念物	龍江 9637-1 胸高周囲 2.6m、樹高 15m、樹齢約 250 年。
正永寺原の公孫樹 (イチョウ)	S47.5.11	市の天然記念物 環境省登録の巨木	正永町 2-1499-3 胸高周囲 5.8m、樹高 40m、樹齢約 450 年。
愛宕神社の清秀桜	S48.12.15	市の天然記念物 環境省登録の巨木	愛宕町 2781 愛宕神社 中世清秀法印が仁治年間手植、太さ根回り 7m、胸高周囲 6m、樹高約 10m、紅彼岸桜、樹齢約 750 年。
鳥屋同志の カヤの木	S60.6.20	市の天然記念物 環境省登録の巨木	大瀬木 3530 旭ヶ丘中学校内 胸高周囲 4.0m、樹高 20m、推定樹齢 300 年以上。
鼎一色の大杉	S60.6.20	市の天然記念物 環境省登録の巨木	鼎一色 15 一色神社内 胸高周囲約 4.9m、樹高 40m、推定樹齢 360 年。
阿弥陀寺の シダレザクラ	H2.1.7	市の天然記念物	丸山町 2 丁目 6728 胸高周囲約 4.2m、樹高 15m。 樹勢・樹形とも良好な古木である。
千代のアベマキ	H3.3.15	市の天然記念物	千代 1252-2 胸高周囲約 3.9m、樹高約 16m、推定樹齢 200 年以上。
万古の栃の木	H8.10.29	市の天然記念物	千代法全寺万古 樹高 25m、胸高幹囲 8.7m、樹齢推定 700 年。 トチノキとしては当地方屈指の巨木。樹高、幹回り等は市内最大。

名 称	指定年月日	指 定	備 考
野底山次郎坊の チョウセンゴヨウ	H9.6.18	市の天然記念物	上郷黒田 3842～旧林道野底山線沿い次郎坊地籍 胸高周囲約 3.2m(直径 1.02m)、樹高約 38m、推定樹齢 280 年。 チョウセンゴヨウ(チョウセンゴヨウマツ)は中部、四国地方 の亜高山帯にしか自生せず、当市でも珍しい珍種である。
美術博物館の ケヤキ		環境省登録の巨木	
市役所本庁舎の ケヤキ		環境省登録の巨木	
水佐城獅子塚の エドヒガン	H12.11.22	市の天然記念物	松尾水城。胸高周囲 4.9m、樹高 15m、樹齢 300 年余。 地元では「おたちふの桜」と呼び親しまれている。
黄梅院の 紅しだれ桜	H12.11.22	市の天然記念物	江戸町 3 丁目。胸高周囲 5.5m、樹高 18m、推定樹齢 400 年。
毛賀くよとの シダレザクラ	H12.11.22	市の天然記念物	松尾毛賀。推定樹齢 300 年。「くよと」とは供養塔のこと。
浅間塚の一本杉	H14.7.12	市の天然記念物	胸高周囲 4.2m、樹高約 22m、推定樹齢 600 年以上。
立石寺前の シダレザクラ	H15.12.25	市の天然記念物	推定樹齢 700 年、胸高周囲 3.5m、樹高 8m の老木では あるが、春先には美しい花をつける。
風越山山頂のブナ林・ ミズナラ・イワウチワ 等の自生地及び 花崗岩露頭	H15.12.25	市の天然記念物	風越山山頂に残る手つかずのブナ林とミズナラの原生林。 希少種のイワウチワ自生地。花崗岩の巨石が造る風穴。
遠山土佐守一族 墓碑裏方の杉の木	H17.10.1	市の天然記念物	南信濃和田。樹高約 50m、推定樹齢 400 年の 4 本の老 木。龍淵寺境内にあり、遠山一族の墓所を守るように立 つ、一族の霊を慰めるために村人が植えたとも言われる。 旧南信濃村指定天然記念物(昭和 63.6.1 指定)。
風折のエノキ	H20.3.25	市の天然記念物	上村風折。市内のエノキを代表する巨樹であり、岩上に 生えているため根が板状に発達している。
丸山の早生赤梨	H21.3.23	市の天然記念物	滝の沢 6994 番地。樹齢約 120 年、梨の栽培樹としては 伊那谷でもっとも古く、飯田下伊那の梨栽培の原点とな った梨の木。

(2) その他天然記念物の指定状況

名 称	指定年月日	指 定	備 考
ライチョウ	S30.2.15	国特別天然記念物	南アルプス一帯 標高 2,400 メートル以上のハイマツ帯に生息。 冬は少し標高の低い森林帯、雪洞に住む。氷河期からの生き残り。 キジ目/ライチョウ科 絶滅危惧 2 類 (VU) 絶滅の危険性が増大している種。
ニホンカモシカ	S30.12.15	国特別天然記念物	中央・南アルプス一帯 日本に住む唯一の野生ウシ科動物で日本特産種。
イヌワシ	S40.5.12	国の天然記念物	日本最大級の猛禽類で、近畿地方以北の山岳地帯で繁殖している。
ヤマネ	S50.6.26	国の天然記念物	標高 500～1800m の山地 げっ歯目ヤマネ科、一属一種の日本特産種で世界的にも珍しい。
モリアオガエル繁殖地	S43.5.16	県の天然記念物	上郷黒田 3481 野底山池の平 5 月から 7 月にかけて産卵。
ベニヒカゲ	S50.2.24	県の天然記念物	ジャノメチョウ科の高山蝶。
ミヤマシロチョウ	S50.2.24	県の天然記念物	亜高山帯に生息し、伊那谷では南アルプスの中腹に広く分布する。
クモツマキチョウ	S50.2.24	県の天然記念物	長野県を中心とした中部山岳地域に生息し、南アルプスでは中腹の沢沿いに分布する。
クモマベニヒカゲ	S50.2.24	県の天然記念物	ベニヒカゲと近縁であるが、分布ははるかに狭く、南・中央アルプスでは主としてダケカンバ帯の林間の草地などに生息。
オオイチモンジ	S50.2.24	県の天然記念物	本州中部と北海道に分布するが、本州では局所的で、南アルプスにもわずかに記録があるが、現在の生息状況は不明。
ホンシュウモモンガ	S50.11.4	県の天然記念物	リス科の小動物。日本特産で本州・四国・九州に分布。
ホンドオコジョ	S50.11.4	県の天然記念物	中部地方以北の山岳地帯に生息し、伊那谷では南・中央アルプスの主として亜高山帯以上の地域に生息。
ギフチョウ (卵、幼虫、さなぎ、 成虫)	H1.1.31	市の天然記念物	市内に生息するギフチョウは翅紋の黒帯が広いという形態的な特徴がある。
嵯峨坂ざぜん草 自生地	H7.10.24	市の天然記念物	500 株前後が群生。

3 希少野生動植物の指定状況（長野県希少野生動植物保護条例）

(1) 指定希少野生動植物（維管束植物） 52種

センジョウデンダ、トヨグチウラボシ、カザグルマ、オキナグサ、シラネアオイ、エンピセンノウ、タヌキマメ、ハナノキ、ルリソウ、ツキヌキソウ、ツツザキヤマジノギク、ヤマタバコ、ホソバノシバナ、ヒメカイウ、ウラシマソウ、シライトソウ、ミカワバイケイソウ、ササユリ、ヤマユリ、ハナゼキショウ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ、シラヒゲソウ、ヒメシャガ、コアツモリソウ、キバナアツモリソウ、サギソウ、ミズチドリ、トキソウ、ヤクシマヒメアリドオシラン、サワラン、キリガミネアサヒラン、カヤラン、モミラン、ユウシュンラン（38種）

特別指定希少野生動植物

ヤシャイノデ、ウロコノキシノブ、トガクシソウ、ツクモグサ、タデスミレ、シナノコザクラ、コマウスユキソウ、アツモリソウ、ホテイアツモリ、クマガイソウ、イワチドリ、キンラン、ヒメホテイラン、ホテイラン（14種）

(2) 指定希少野生動植物（脊椎動物） 9種

クビワコウモリ、ヤイロチョウ、クマタカ、ライチョウ、ハクバサンショウウオ、アカイサンショウウオ、シナイモツゴ（7種）

特別指定希少野生動植物

イヌワシ、ブッポウソウ（2種）

(3) 指定希少野生動植物（無脊椎動物） 4種、5亜種

タカネキマダラセセリ（北アルプス亜種）、タカネキマダラセセリ（南アルプス亜種）、クモツマキチョウ（南アルプス・八ヶ岳連峰亜種）、ミヤマモンキチョウ（浅間連山亜種）、オオルリシジミ、オオイチモンジ（2種、4亜種）

特別指定希少野生動植物

フカヒゲルリカミキリ、ミヤマシロチョウ、タカネヒカゲ（八ヶ岳亜種）（2種、1亜種）

4 景観形成指定状況

(1) 名勝（国指定）

名 称	所 在 地	選 定 年 度	指定基準に示された名勝地の種類及び構成要素
天龍峡	川路・龍江	S9	渓谷・瀑布・溪流・深淵

(2) 日本の棚田百選（農林水産省選定）

名 称	所 在 地	選 定 年 度	面積(ha)
よこね田んぼ	飯田市千代	H11	3.0

(3) かおり風景100選（環境省選定）

名 称	選 定 年 度	かおりの源	季 節
りんご並木	H13	りんごの花と実	春、秋

(4) 景観形成住民協定

地 区	認 定 年 度	主 な 内 容
育良町	H5	建築物の形態等の基準、自動販売機の設置基準
丸山・羽場第二地区	H6	建築物の形態等の基準、看板と自動販売機の制限
名古熊地区	H7	建築物の形態等の基準、屋外広告物の設置基準

第3節 21'いいだ環境プラン策定と改訂の経過

1 21'いいだ環境プラン第3次改訂の経過

(1) 環境審議会

平成23年3月3日～平成25年3月2日

氏 名	所 属 等
新井 利彦	飯田市放置自動車廃棄物審査会
○ 今村 良子	グリーンクラブい〜だ
北澤 あさ子	伊那谷自然友の会
木下 恵美子	飯田市女性団体連絡協議会
小林 聖	(財) 中部公衆医学研究所
城田 美津子	飯田商工会議所
遠山 典男	南信濃まちづくり委員会
関島 和子	飯田市農業委員会
◎ 千 裕美	飯田女子短期大学
田中 義則	一般公募
萩本 博	地域ぐるみ環境 ISO 研究会
原 清寛	いいだ自然エネルギーネット山法師
久田 恵子	(社) 飯田下伊那薬剤師会
前沢 和吉	飯田市勤労者協議会
松沢 泰治	長野県下伊那地方事務所
松澤 肇	一般公募
八木 由美	長野県建築士会飯伊支部

◎会長 ○副会長

平成23年	7月 29日	第1回環境審議会	21'いいだ環境プランの改定方針について
	11月 25日	第2回環境審議会	21'いいだ環境プラン素案について
	12月 15日	環境審議会勉強会	//
平成24年	2月 16日	第3回環境審議会	21'いいだ環境プラン（案）諮問
	2月 22日	環境審議会勉強会	21'いいだ環境プラン（案）協議
	3月 2日	第4回環境審議会	21'いいだ環境プラン（案）答申

平成24年3月2日

飯田市長
牧野 光朗 様

飯田市環境審議会
会長 千 裕 美

21'いいだ環境プラン第3次改訂版（案）について（答申）

平成24年2月16日付けで当審議会に行われた21'いいだ環境プラン第3次改訂版（案）（以下「プラン案」という。）に関する諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

- 1 プラン案の内容を概ね適当と判断するが、一部の表記を別紙のとおり修正されたい。（※修正済み）
- 2 第5次基本構想基本計画の後期計画がいう「環境をすべての基本に置く」ことに十分留意し、「環境文化都市」の実現に向け、一層邁進されたい。

(2) 21'いいだ環境プラン見直し飯田市環境市民会議

氏 名	氏 名	氏 名
今村 良子	佐々木 謙一	福澤 泰彦
前沢 正義	松島 清子	

平成 23 年	2 月 19 日	第 1 回検討会議	21'いいだ環境プラン改訂の方針について
	8 月 27 日	第 2 回検討会議	全体構成と環境政策の基本的な考え方について
	9 月 28 日	第 3 回検討会議	各施策とその課題について
	11 月 6 日	第 4 回検討会議	//
平成 24 年	2 月 12 日	第 5 回検討会議	21'いいだ環境プラン素案について

(3) 議会

平成 23 年	6 月 20 日	議会建設環境委員会	改定方針について
	12 月 16 日	議会建設環境委員会	21'いいだ環境プラン素案について
平成 24 年	3 月 15 日	議会建設環境委員会	21'いいだ環境プランについて
	3 月 21 日	議会全員協議会	21'いいだ環境プラン公表

(4) 庁内会議

平成 23 年	6 月 9 日	庁議（部長会）	改訂方針の決定
	9 月 8 日	庁内調整会議	21'いいだ環境プランについて
	10 月 14 日	庁内調整会議	各施策の基本方針について
	11 月 24 日	政策調整会議	21'いいだ環境プラン素案について
	12 月 6 日	庁内調整会議	//
	12 月 12 日	庁議（部長会）	21'いいだ環境プラン素案の協議、決定
平成 24 年	2 月 2 日	庁議（部長会）	21'いいだ環境プラン（案）の協議、決定
	3 月 22 日	庁議（部長会）	21'いいだ環境プラン決定

(4) パブリックコメント

ア 期間 平成 24 年 1 月 10 日から 2 月 10 日まで

イ 寄せられた意見とそれに対する市の考え方

寄せられた意見	それに対する市の考え方
1 「この施策は水や緑が保全されることを目的に取り組みます」とあるが「水」については、市民生活における重要な水源や湧水の保全に対する記述が希薄に思える。	御指摘の水源、湧水の保全に関する取り組みについては、飯田市でも重要なものと捉えておりますが、現状では地下水等の状況に関するデータが不足しており、詳細に記述するに至っておりません。まずデータやそれに対する知見を蓄積していくことが必要と考えています。水源、湧水の保全に関連する記述としては、施策 2-1 の中に水源としての公益的機能を踏まえた、森林整備の話を書いています。御意見を踏まえて、この中に湧水を保全していくことを目指すという趣旨の記述を追記していきます。
2 「山・里・街の緑の保全と創出云々」とあるが「街中の緑」に対する記述がない。公園など緑視率・緑被率に対する現状や街路樹のこと、貴重な樹木についても取り上げ、保全・創出を考えるべきと思う。(例 1.道路拡張のため公園緑地を無くしているが、計画があれば代替緑地も必要になってくるかも知れない。例 2.市役所庁舎建設で取り払われる松の木など、計画に載っているかどうかで対応も違ってくる。)	水源、湧水の保全に関連する記述としては、施策 2-1 の中に水源としての公益的機能を踏まえた、森林整備の話を書いています。御意見を踏まえて、この中に湧水を保全していくことを目指すという趣旨の記述を追記していきます。
3 「施策 2-2 身近な里山の保全と整備への取組」飯田市民の身近な森林の一つに「段丘のみどり」がある。通行や健康のための散策などに利用されているが、防災面でも大切な役割をもっている。松尾地区がすすめているような保全・利活用計画を具体的に広げるような方向性もあってよいのではないか。	段丘崖の傾斜地などにはアカマツ林や斜面樹林が多く存在し、飯田市の自然環境の重要な要素となっています。また、市街地に残された貴重な緑でもあり、地域の緑のシンボルとなっています。近年では、土砂流出の抑制、崩落防止などの防災面や、動植物の生息地などの環境面、地域の歴史や文化の面からもその価値が再認識されつつあり、多面的な側面からその保全が求められています。 このような認識の下、市では、土地利用に関する計画である土地利用基本方針や景観計画、緑の基本計画に段丘崖の緑の保全を目指していくことを位置付けています。 また、現在見直しを行っている飯田市森林整備計画の中でも、森林の公益的機能を見直し、現在の 3 区分から 6 区分へと細分化しております。その中には、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能維持増進森林」等も含まれています。現在、この区分に基づき、各地区で意見を頂くための会議を開き、森林の公益性についての合意形成を行っています。 環境プランの中でも里山の保全の中で、段丘崖の緑を含めて、身近な森林の公益性を重視しつつ、保全を目指していく趣旨の加筆をしていきます。

2 21'いいだ環境プラン策定、第1次、第2次改訂の経過

(1) 21'いいだ環境プラン策定

ア 環境審議会

平成6年7月～平成8年6月

氏 名	所 属 等
桜井 俊夫	市議会（平成6年度まで）
西尾 喜好	//
長谷部 徳治	//
塩沢 俊彦	//
中田 佳甫	// （平成7年度から）
井坪 隆	//
吉川 昌子	//
牛山 重一	//
片桐 充昭	飯田女子短期大学
三浦 宏	（前）飯田女子短期大学
宮川 信	飯田市立病院
木下 進	飯田市美術博物館
若尾 豊信	建設省飯田国道工事事務所（平成6年度まで）
村松 千明	// （平成7年度から）
清水 哲夫	長野県下伊那地方事務所
伊藤 賢	長野県飯田保健所（平成6年度まで）
清水 重徳	// （平成7年度から）
下平 秀弘	法曹会
松島 正幸	建築士会
桜井 善実	//
菅沼 和夫	(財)中部公衆医学研究所
松村 芙美子	飯伊薬剤師会
渡邊 壽子	長野県自然観察インストラクター（平成6年度まで）
原 幸男	飯田市自治協議会連合会
代田 多門	飯田市環境衛生組合連合会
松倉 かつみ	飯田市女性団体連絡協議会
川手 たか子	//
原田 弥美	飯田市連合青年団
西尾 保男	勤労者協議会
山岸 英二	飯田商工会議所
本多 俊文	農業委員会
林 昌平	飯田市森林組合

平成8年7月～平成10年6月

氏 名	所 属 等
中田 佳甫	市議会
井坪 隆	//
吉川 昌子	//
牛山 重一	//
片桐 充昭	飯田女子短期大学
三浦 宏	(前) 飯田女子短期大学
宮川 信	飯田市立病院
木下 進	飯田市美術博物館
村松 千明	建設省飯田国道工事事務所
宮永 健治	長野県下伊那地方事務所
清水 重徳	長野県飯田保健所
下平 秀弘	法曹会
松島 正幸	建築士会
桜井 善実	//
菅沼 和夫	(財)中部公衆医学研究所
西江 富士子	飯伊薬剤師会
滝沢 秋三	飯田市自治協議会連合会
代田 多門	飯田市環境衛生組合連合会
松倉 かつみ	飯田市女性団体連絡協議会
横田 永	//
深尾 由香	飯田市連合青年団
西尾 保男	勤労者協議会
山岸 英二	飯田商工会議所
関島 勝明	農業委員会
井上 源一	飯田市森林組合

専門委員

氏 名	所 属 等
桜井 善雄	信州大学名誉教授
北村 善宣	横浜国立大学助教授

平成6年	7月 6日	第1回審議会	21'いいだ環境プランの背景、必要性について
	11月 30日	第2回審議会	21'いいだ環境プランの基本的考え方について
平成7年	3月 2日	第3回審議会	21'いいだ環境プラン基本計画の諮問・答申
	7月 26日	第1回審議会	21'いいだ環境プランにおける具体的施策について
平成8年	12月 5日	第2回審議会	(統一指定ごみ袋制度導入計画諮問・答申)
	5月 28日	第1回審議会	循環型まちづくりについて
	6月 27日	第2回審議会	安全なまちづくり、意識づくりについて
	8月 28日	第3回審議会	豊かな美しいまちづくり、 各分野を支える基盤施策について
	11月 8日	第4回審議会	21'いいだ環境プラン素案について
	12月 19日	第5回審議会	21'いいだ環境プラン(案) 諮問・答申

イ 21'いいだ環境プラン策定本部

() 内は平成8年7月組織改正後

本部長	助役
副本部長	総務部長
//	民生部長 (水道環境部長)
本 部	
庶務課長	秘書課長 (企画課長)
財政課長	福祉課長 (保健厚生課長)
交通防災課長 (～平成8年6月)	環境保全課長
農政課長	農村整備課長 (～平成8年6月)
商業観光課長 (商工観光課長)	管理課長 (管理計画課長)
土木課長	都市計画課長 (都市整備課長)
建築課長	治水対策部業務課長
市立病院庶務課長	水道局業務課長 (水道業務課長)
下水道課長	消防本部総務課長
議会事務局次長	飯田環境センター事務長
教育委員会庶務課長 (～平成8年6月)	(教育委員会学校教育課長)
(生涯学習課長)	(会計課長)

平成6年	10月24日	第3回会議	基本的考え方について
	12月21日	第4回会議	//
平成7年	1月27日	第5回会議	基本的計画(案)の策定
	4月17日	第1回会議	基本計画に係る環境審議会の答申について
	6月21日	第2回会議	基本計画ダイジェスト版について
	11月21日	第3回会議	環境マップ利用による適正土地利用の推進方法
平成8年	4月11日	第1回会議	具体的施策として位置づける各課で行う事業について
	7月31日	第2回会議	計画における具体的施策について
	8月19日	第3回会議	計画素案策定
	10月25日	第4回会議	計画原案検討

ウ 議会説明

平成6年	11月8日	社会委員会	基本的考え方について
	12月20日	全員協議会	//
平成7年	3月20日	全員協議会	基本計画について
平成8年	11月13日	建設委員会	基本案について
	12月11日	全員協議会	//

エ 飯田市環境特性図作成専門委員会（自然分野）

平成7年当時

氏 名	担当	所 属 等
北城 節雄	植物	元校長、伊那谷自然友の会会長
尾曾 清博	植物	伊那北高校教諭
古松 隆明	植物	元教諭、伊那谷自然友の会常任委員
池田 健一	植物	飯田風越高校教諭、伊那谷自然友の会常任委員
北沢 あさ子	植物	はなのき友の会事務局長、伊那谷自然友の会常任委員
久保田 加津男	植物	登山家
市瀬 光明	植物	室内装飾デザイナー
寺岡 義治	植物	飯田市農林部林務課森林公園係長
岸本 良輔	植物	長野県生活環境部環境保護課
大原 均	動物	長野県生活環境部自然保護課
中村 貴俊	水生昆虫	松尾小学校教諭
井原 道夫	昆虫	飯田昆虫友の会会長、伊那谷自然友の会副会長
浅野 清志	地質	高森南高校教諭
松島 信幸	地質	元教諭、伊那谷自然友の会常任委員、理学博士
下平 勉	地質	飯田高校教諭
金沢 重敏	地質	松川高校教諭
木下 進	地質・植物	飯田市美術博物館
村松 武	地質	飯田市美術博物館

平成6年	1月 11日	第1回	事前会議	地域環境及び自然環境特性調査について
	1月 3日	第2回	事前会議	調査方法の検討
	2月 24日	第3回	全体会議	生物関係、地質関係調査部会報告
	3月 25日	第4回	全体会議	調査について打ち合わせ
	4月 9日	第5回	地質会議	調査方法について
	4月 17日	第6回	生物会議	調査方法について
	4月 28日	第7回	全体会議	調査マニュアル策定
	8月 9日	第8回	全体会議	環境チェッカー調査集約、調査現況報告
	12月 13日	第9回	全体会議	調査現況報告
平成7年	3月 30日	第10回	全体会議	次年度調査について
	5月 31日	第11回	全体会議	調査まとめ
	6月 28日	第12回	全体会議	調査まとめ
	8月 23日	第13回	全体会議	コンサルタントとの懇談、報告書作成

環境チェッカーによる自然調査経過

平成6年	5月 14日	第1期委嘱式及び調査説明会
	5月～6月	残したい身近な自然・景観アンケート調査
	5月～平成7年5月	指標動植物調査
	8月～平成7年7月	地形・地質調査
平成7年	3月	残したい身近な自然・景観アンケート結果報告書作成
	9月 30日	飯田市環境特性図作成のための基礎調査報告書発行
平成8年	3月 23日	報告会及び終了式

(2) 21'いいだ環境プラン第1次改訂

ア 飯田市環境審議会

平成12年7月～平成14年6月

氏 名	所 属 等
下平 勝熙	市議会
森本 美保子	//
原 勉	//
矢澤 芳文	//
片桐 充昭	飯田女子短期大学
千 裕美	//
木下 進	飯田市美術博物館
前田 和弘	国土交通省飯田国道工事事務所
樽沼 政男	下伊那地方事務所
宮下 邦樹	飯田保健所環境衛生課
下平 秀弘	法曹会
桜井 善実	長野県建築士会下伊那支部
白子 暁子	//
菅沼 和夫	(財)中部公衆医学研究所
村松 芙美子	飯伊薬剤師会
西村 博允	飯田市自治協議会連合会
代田 多門	飯田市環境衛生組合連合会
矢澤 素子	//
矢澤 たい子	飯田市女性団体連絡協議会
中島 た世子	//
今村 良子	飯田市環境アドバイザー
熊谷 清	勤労者協議会
浦野 勉	飯田商工会議所
関島 勝明	飯田市農業委員会

平成14年 6月 27日 第1回審議会

21'いいだ環境プラン見直し(案) 諮問・答申

イ 21'いいだ環境プラン見直し飯田市環境市民会議

氏 名	氏 名	氏 名
新井 優	新井 利彦	荒木 和代
井口 正三	市橋 恵美	今村 良子
奥村 正純	小田切 通利	香山 聡
木下 秀樹	久保田 和子	沢柳 俊之
関嶋 芳男	寺岡 義治	原 清寛
平沢 耕	深尾 守	松澤 肇
壬生 眞由美	矢沢 由美子	山田 拓

平成13年 5月 29日 第1回全体会議

6月 12日 第2回全体会議

6月 30日 第3回全体会議

12月 6日 第4回全体会議

平成14年 4月 11日 第5回全体会議

4月 16日 第6回全体会議

21'いいだ環境プランの概要、見直しについて

21'いいだ環境プランの特徴と取組経過について

意見交換、見直し方法の検討、部会づくり

各部会の検討結果報告、意見交換

庁内ワーキング検討結果について

庁内ワーキング検討結果について

部会作業

循環型まちづくり部会	平成 13 年 7 月～10 月	計 10 回
緑豊かな美しいまちづくり部会	平成 13 年 7 月～10 月	計 11 回
安全なまちづくり部会	平成 13 年 7 月～11 月	計 9 回
意識づくり部会	平成 13 年 7 月～10 月	計 9 回

ウ 21'いいだ環境プラン見直し庁内ワーキンググループ

氏 名	所 属 等
小島 康晴	企画課（平成 12 年度）
佐藤 公宏	（平成 13 年度）
生嶋 哲夫	水道業務課
大原 邦彦	農政課
大蔵 豊	林務課（平成 12 年度）
棚田 孝義	// （平成 13 年度）
下井 善彦	工業課
澤柳 孝彦	管理計画課
中園 紘	土木課（平成 12 年度）
吉地 良平	// （平成 13 年度）
牛山 剛典	建築課
吉川 文男	学校教育課（平成 12 年度）
佐々木 学	// （平成 13 年度）
関口 収司	環境保全課（平成 12 年度）
酒井 竜彦	//
小木曾 学	// （平成 13 年度）
宮内 良人	//
牧内 功	//
松江 良文	//
上沼 昭彦	//
福澤 好晃	//

平成 13 年	3 月 13 日	第 1 回ワーキング	21'いいだ環境プランの特徴、見直し方法検討
	3 月 27 日	第 2 回ワーキング	基本計画、21'いいだ環境プランの進捗状況について
	4 月 10 日	第 3 回ワーキング	21'いいだ環境プランの進捗状況について
	4 月 25 日	第 4 回ワーキング	//
	5 月 14 日	第 5 回ワーキング	//
	6 月 12 日	第 6 回ワーキング	//
	6 月 26 日	第 7 回ワーキング	//
	7 月 12 日	第 8 回ワーキング	//
平成 14 年	3 月 1 日	第 9 回ワーキング	市民会議報告、プラン見直し（案）の検討
	3 月 13 日	第 10 回ワーキング	//
	3 月 18 日	第 11 回ワーキング	//

(3) 21'いいだ環境プラン第2次改訂

ア 飯田市環境審議会

氏 名	所 属 等
新井 利彦	旧飯田市環境衛生組合連合会
今村 良子	飯田市環境アドバイザー
折山 ひで子	一般応募
片桐 充昭	飯田女子短期大学
木下 進	飯田市美術博物館
小林 聖	(財) 中部公衆医学研究所
桜井 忠孝	飯田市勤労者協議会
菅沼 浩一	一般応募
関口 節三	旧飯田市自治協議会連合会
関島 和子	飯田市農業委員会
関島 克郎	飯田市商工会議所
千 裕美	飯田女子短期大学
田中 喜代子	飯田下伊那薬剤師会
中島 たせ子	飯田市女性団体連絡協議会
萩本 博	地域ぐるみ環境 ISO 研究会
原 一樹	長野県下伊那地方事務所
原 清寛	一般公募
原 亮弘	一般公募
八木 由美	長野県建築士会飯伊支部

平成 20 年	2 月 14 日	第 1 回審議会	21'いいだ環境プラン第 2 次改訂概要
	3 月 17 日	第 2 回審議会	21'いいだ環境プラン第 2 次改訂版（案）諮問・答申

イ 21'いいだ環境プラン見直し市民会議

氏 名	氏 名	氏 名
稲垣 万里	今村 道子	今村 良子
片桐 みどり	香山 聰	小池 晴人
小澤 恭子	後藤 洸太	後藤 翔太
佐々木 俊次	嶋岡 成美	下平 澄子
中島 信介	中島 たせ子	南原 順
原 亮弘	平沢 耕	福島 紀雄
馬島 孝雄	松沢 肇	森下 たまき
矢島 美恵子	山本 拓也	

平成 19 年	6 月	14 日	第 1 回会議学習会	講師：NPO 法人環境市民代表 枚本育生 テーマ：持続可能な社会を目指して 市民によるまちづくり 市民参画による環境プラン策定と実行 21'いいだ環境プラン、第 5 次基本構想基本計画について
	7 月	26 日	第 2 回会議	各施策の基本方針と組み立てについて
	8 月	31 日	第 3 回会議	個別施策の組み立ての確認と現状について
	9 月	18 日	第 4 回会議	市民・事業者・行政の取組みについて
	11 月	8 日	第 5 回会議	改訂案（素案）の検討
	12 月	6 日	第 6 回会議	リーディング事業の選定
	12 月	20 日	第 7 回会議	リーディング事業の検討

平成 20 年 1 月 28 日 第 8 回会議
3 月 16 日 第 9 回会議

リーディング事業の確認と改訂案の検討
21'いいだ環境プラン改訂案の確認

ウ 21'いいだ環境プラン見直し庁内ワーキンググループ

氏 名	所 属	氏 名	所 属
三浦 伸一	企画課	中島 修	環境課
吉川 弘人	工業課	木下 巨一	//
熊谷 徳昭	農業課	前沢 雅秀	//
井口 学	林務課	吉川 豊	//
佐々木 智康	下水道課	大蔵 豊	//
代田 暢志	都市地域計画課	下島 智和	//
平澤 健	土木課	土屋 哲二	//
城下 一弘	学校教育課	林 みどり	//
羽生 俊郎	生涯学習スポーツ課	小川 博	//
大塚 千夏	税務課	伊藤 尚志	//
岩崎 克幸	納税課	増田 寿匡	//

平成 19 年	5 月 31 日	第 1 回ワーキング	見直しの基本方針について
	6 月 11 日	第 2 回ワーキング	21'いいだ環境プランの進捗状況について
	7 月 12 日	第 3 回ワーキング	//
	8 月 6 日	第 4 回ワーキング	//
	8 月 28 日	第 5 回ワーキング	個別施策の組立てと現状について
	11 月 2 日	第 6 回ワーキング	基本施策、個別施策の方向性について
	11 月 21 日	第 7 回ワーキング	リーディング事業について
平成 20 年	2 月 29 日	第 8 回ワーキング	21'いいだ環境プラン改訂案について

エ その他勉強会、意見募集等

平成 20 年	1 月 8 日	政策会議	21'いいだ環境プラン見直しの概要について
	1 月 15～18 日	議会会派勉強会	21'いいだ環境プラン見直しの概要について
	2 月 4 日	庁内説明会	21'いいだ環境プラン見直しの概要 リーディング事業について
	2 月 4～18 日	パブリックコメント	

平成 24 年 4 月 飯田市水道環境部地球温暖化対策課
TEL 0265-22-4511 FAX 0265-22-4673
E-mail sakugen_co2@city.iida.nagano.jp